

令和6年第3回宇城市議会定例会 会期日程表

会期28日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月3日	火	本会議	○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第11号から認定第7号までの31議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 特別委員会の設置 【 散 会 】
9月4日	水	休 会	○ 議事整理
9月5日	木	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（坂下、永木、田中） 【 延 会 】
9月6日	金	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（原田、中山、山森） 【 延 会 】
9月7日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月8日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月9日	月	本会議	○ 開議 ○ 一般質問（村上、四海、福田） ○ 報告第17号から報告第19号までの質疑 ○ 議案第51号から議案第65号までの質疑・委員会付託 ○ 認定第1号から認定第7号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 【 散 会 】 ○ 第1回決算審査特別委員会 【 閉 会 】
9月10日	火	休 会	○ 議事整理
9月11日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済）

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月12日	木	休 会	○ 常任委員会（民生）
9月13日	金	休 会	○ 議事整理
9月14日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月15日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月16日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月17日	火	休 会	○ 議事整理
9月18日	水	休 会	○ 議事整理
9月19日	木	本会議	○ 開議 ○ 議案第51号から議案第65号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 散 会 】
9月20日	金	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教、建設経済）
9月21日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月22日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月23日	月	休 会	○ 市の休日のため休会
9月24日	火	休 会	○ 決算審査分科会（民生）
9月25日	水	休 会	○ 議事整理
9月26日	木	休 会	○ 議事整理
9月27日	金	休 会	○ 議事整理
9月28日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月29日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月30日	月	本会議	○ 第2回決算審査特別委員会 【 閉 会 】 ○ 開議 ○ 認定第1号から認定第7号までの委員長報告・質疑・討論・採決 【 閉 会 】

第 1 号

9 月 3 日 (火)

令和6年第3回宇城市議会定例会（第1号）

令和6年9月3日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸報告
日程第4	報告第11号	専決処分の報告について（専決第11号）
日程第5	報告第12号	専決処分の報告について（専決第12号）
日程第6	報告第13号	専決処分の報告について（専決第13号）
日程第7	報告第14号	専決処分の報告について（専決第14号）
日程第8	報告第15号	専決処分の報告について（専決第15号）
日程第9	報告第16号	専決処分の報告について（専決第16号）
日程第10	報告第17号	令和5年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第11	報告第18号	令和5年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第12	報告第19号	令和5年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第13	議案第51号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第52号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第53号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第54号	令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第55号	令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第56号	令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第19	議案第57号	令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第58号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第59号	宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第60号	宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 3	議案第 6 1 号	財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）
日程第 2 4	議案第 6 2 号	財産の取得について（消防積載車購入）
日程第 2 5	議案第 6 3 号	財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）
日程第 2 6	議案第 6 4 号	権利の放棄について（略式代執行費用の債権）
日程第 2 7	議案第 6 5 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第 2 8	認定第 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 2 号	令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 4 号	令和 5 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	認定第 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 3	認定第 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 3 4	認定第 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 3 5		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勲 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君
21 番 中 山 弘 幸 君	22 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	教 育 長	平 岡 和 徳 君
総 務 部 長	木見田 洋 一 君	市長政策部長	元 田 智 士 君
市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君	福 祉 部 長	岩 井 智 君
保健衛生部長	井 住 寿 宏 君	経 済 部 長	浦 田 敬 介 君
土 木 部 長	平 木 恵 一 君	教 育 部 長	舩 井 貴 男 君
市長政策部次長	田 川 大 輔 君	市民部次長	吉 崎 賢 二 君
福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君	保健衛生部次長	田 嶋 真 君
経 済 部 次 長	池 田 真 一 君	土 木 部 次 長	星 津 章 博 君
教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君	三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君
不知火支所長	木 下 秀 典 君	小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君
豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君	上下水道局長	福 田 真 治 君
会 計 管 理 者	永 田 康 之 君	監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君
農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君	財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君

開会 午前１０時００分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和６年第３回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第８７条の規定によって、７番、嘉古田茂己君及び８番、原田祐作君の２人を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日９月３日から３０日までの２８日間にし
たいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月３０
日までの２８日間に決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第３、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、まず、７月３日に第１回熊本天草幹線高規格道路整備
特別委員会が開催され、副委員長に吉良邦夫君が互選されました。

次に、タブレットに送信しておりますが、まず１ページから６ページのとおり、
監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和６年５
月分から７月分までが提出されております。

主な公式行事については、７ページのとおりです。

次に、陳情書等について申し上げます。去る８月２２日の第１４回議会運営委員
会において、机上配布と決定した２件の陳情書につきましては、ただいまタブレッ
トにて送信しましたとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、台風１０号の被害状況についての報告です。

8月29日から30日にかけて本市に上陸した台風10号では、避難所16か所を開設、避難者数は延べ1,000人となりました。

幸い人的被害や住家被害はなく、主な被害状況としては、県道・市道への倒木・倒竹やカーブミラーの倒壊等でした。

次に、不知火美術館・図書館の来館者数100万人達成についての報告です。

不知火美術館・図書館は、令和4年4月に運営を指定管理者に委託してリニューアルオープン後、連日多くの皆様に御来館いただき、昨年4月に50万人を達成、そして今年6月23日に100万人を達成しました。

カフェやこども絵本のいえなどの施設の充実、開館時間の延長など、子どもから大人まで幅広い年齢層に対応したサービスを展開してきたことで、直営時の来館者数は年間4万人ほどでしたが、リニューアル後わずか2年3か月での100万人達成となりました。

次に、第3弾物価高騰対策商品券事業の進捗報告です。

7月1日から使用開始しております物価高騰対策商品券は、8月31日現在、決済累計金額が2億4,757万449円で使用率86.1%となりました。

使用期限は今月17日までですので、引き続き使用率の向上を目指し、周知を図ってまいります。

次に、松橋中学校女子ハンドボール部の全国大会準優勝の報告です。

第53回全国中学校ハンドボール大会が富山県で開催され、松橋中学校が8月22日の女子決勝に進出し、強豪校である東京都の東久留米西中学校に敗れましたが、準優勝という好成績を収めました。

最後に、市制20周年記念事業について報告します。

9月23日月曜日、元レスリング選手でオリンピック金メダリストの吉田沙保里さんを講師に迎え、宇城市スポーツ講演会を実施します。

また、11月9日土曜日、テレビ東京の人気番組「開運なんでも鑑定団」が行う「出張！なんでも鑑定団」が公開収録を行います。

会場は、どちらもウイングまつばせです。

なお、鑑定団では8月30日まで鑑定品を募集したところ、300点を超える応募があっており、出場者はテレビ東京で選考されます。

市では、市制20周年を盛り上げるため、幅広い年代の市民及び市出身者などが楽しく参加できるイベントなど企画し、地域への誇りと愛着の醸成につなげ、今後の更なる飛躍につなげる契機にしたいと考えております。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

—————○—————

日程第 4	報告第 1 1 号	専決処分の報告について（専決第 1 1 号）
日程第 5	報告第 1 2 号	専決処分の報告について（専決第 1 2 号）
日程第 6	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（専決第 1 3 号）
日程第 7	報告第 1 4 号	専決処分の報告について（専決第 1 4 号）
日程第 8	報告第 1 5 号	専決処分の報告について（専決第 1 5 号）
日程第 9	報告第 1 6 号	専決処分の報告について（専決第 1 6 号）
日程第 1 0	報告第 1 7 号	令和 5 年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第 1 1	報告第 1 8 号	令和 5 年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告 について
日程第 1 2	報告第 1 9 号	令和 5 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金 不足比率の報告について
日程第 1 3	議案第 5 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 5 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 5 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 6	議案第 5 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 5 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 5 6 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 9	議案第 5 7 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 0	議案第 5 8 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて
日程第 2 1	議案第 5 9 号	宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇 城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 6 0 号	宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正 する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 6 1 号	財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）
日程第 2 4	議案第 6 2 号	財産の取得について（消防積載車購入）
日程第 2 5	議案第 6 3 号	財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購 入）
日程第 2 6	議案第 6 4 号	権利の放棄について（略式代執行費用の債権）
日程第 2 7	議案第 6 5 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第 2 8	認定第 1 号	令和 5 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 2 号	令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 4 号	令和 5 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	認定第 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 3	認定第 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 3 4	認定第 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 4、報告第 1 1 号専決処分の報告について（専決第 1 1 号）から、日程第 3 4、認定第 7 号令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和 6 年第 3 回市議会定例会では、大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として令和 5 年度宇城市一般会計継続費精算報告等 9 件、予算案件として令和 6 年度宇城市一般会計補正予算等 7 件、条例案件として宇城市国民健康保険条例の一部改正等 3 件、その他案件として財産の取得等 5 件、最後に、認定案件として令和 5 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について等 7 件です。合わせて 3 1 件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） 市長からの提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 1 1 号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第 1 1 号市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は 8 ページ、9 ページです。

令和 6 年 6 月 1 5 日、午前 7 時 5 0 分頃、当該車両が不知火町長崎地内の市道亀崎・鴨籠線を西から東へ走行した際に、破損しておりましたガードレールに接触し、車両の左後ドア部、左タイヤホイール等を損傷し、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は 5 8 7, 3 0 3 円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第11号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第12号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案集10ページから11ページ、説明資料集4ページから5ページです。報告第12号議会の議決を経て締結した工事請負契約の一部変更に係る専決処分の報告について説明いたします。

今回、小川中学校旧校舎等解体工事の変更契約を、令和6年7月16日に契約の相手方と変更契約を締結しています。

工事名、小川中学校旧校舎等解体工事。今回変更減額3万9,127円、現請負金額3億233万127円、変更請負金額3億229万1千円。契約の相手方、住所、宇城市小川町江頭65番地。商号又は名称、株式会社園村建設、代表者氏名、代表取締役園村竜一。

主な変更内容は、旧校舎解体時に廃止された水道給水管が発見され、撤去費用の増額が発生したこと及び来校者と工事車両の事故を避けることを目的として交通誘導員を配置しましたが、想定より工事完了が早まったため、交通誘導員の配置人数が減少したことによる減額変更です。

以上で、報告第12号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第12号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第13号の詳細説明を求めます。

○土木部長（平木恵一君） 報告第13号市道管理不備による物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。議案集は12ページ、13ページです。

令和6年7月2日、午後2時頃、当該車両が小川町南海東地内の市道琵琶古閑線を北から南へ走行した際に、道路の陥没により車両の右前輪のタイヤがパンクし、道路管理者の市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は10,600円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第13号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第14号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舛井貴男君） 議案集14ページから15ページです。報告第14号河江小学校除草作業中における物損事故に係る損害賠償額の専決処分について説明します。

令和6年7月5日、河江小学校の除草作業中に、刈払機により跳ねた小石が走行中の車両のフロントガラスに当たり、車両を損傷させたため、市に賠償責任が生じたものです。損害賠償額は146,850円です。

なお、損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されています。

以上で、報告第14号の詳細説明を終わります

○議長（豊田紀代美君） 報告第14号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第15号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集16ページ、17ページです。報告第15号漁港管理不備による駐車車両破損に係る損害賠償の額の専決処分について御説明いたします。

令和6年7月1日、午前8時頃、当該車両が宇城市三角町里浦の御船漁港に駐車の際、自生していたセンダンが倒伏、車両が下敷きとなり破損し、漁港管理者の市に賠償が生じたものです。損害賠償額は818,170円です。

なお、この損害賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険から補填されます。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第15号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第16号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集18ページから19ページをお願いいたします。

報告第16号分限免職無効判決の確定による給与等未払額に対する遅延損害金の専決処分の報告について説明いたします。

宇城市が令和2年9月30日付けで行いました条件付採用職員の免職処分に対し、当該職員から提訴があり、地方裁判所及び高等裁判所の判決を受けまして、令和6年1月30日付けで上告を申し立てたところ、本年5月8日付けで最高裁判所の上告不受理が決定され、免職処分が無効となりました。

このことから、免職の翌日以降から令和6年6月30日付けでの本人の自己都合退職のまでの給与が未払いとなったことから、これらに係る遅延損害金の額を定める専決処分を行ったものです。損害賠償額は715,592円です。

各月の給与支給日の翌日を起算日といたしまして支払日までの期間を、民法第404条の規定により算定しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第16号の詳細説明が終わりました。これで、専決処分の報告について（報告第11号から報告第16号まで）を終わります。

次に、報告第17号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は20ページから21ページです。報告第17号令和5年度宇城市一般会計継続費精算報告について説明いたします。

本報告は、令和3年6月に議決を得た総額34億円の小川中学校建替事業（第1期）について、令和5年度をもって事業が完了し、継続年度を終了しましたので、継続費精算報告書を調製し報告するものです。

21ページをお願いいたします。表中央の実績の部分をご覧ください。

小川中学校建替事業（第1期）の実績については、支出済額の合計が33億5,500万円余となりました。財源内訳として、国庫支出金の学校施設環境改善交付金が7億9,500万円余、地方債は合併特例事業債等を24億3,500万円余発行している状況です。差引で不足する額を一般財源の1億2,500万円余で賄っております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第17号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第18号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集は22ページです。報告第18号、令和5年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について、別冊の経営状況報告書で説明いたします。

はじめに、当該法人は昨年11月1日の株主総会において、宇城市以外の株主が保有する全ての株式を買取り、自己株式としましたので、現在は民間企業等の出資を受けない実質第1セクターとして運営しています。

それでは、1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期を説明いたします。

資産の部は、流動資産8,680万6,426円と固定資産1,218万6,840円の合計で9,899万3,266円となり、前期比で約155万円減少しております。

負債の部は3,396万2,362円となり、前期比で約398万円増加しております。主な増加理由は、買掛金が約137万円、未払金が約227万円、リース債務が448万円増加したためです。

純資産の部は、資本金は1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が6,503万904円と、前期より約553万円減少しています。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高4億9,882万4,964円から売上原価3億8,594万5,978円を差し引いた売上総利益は1億1,287万8,986円となります。

これから販売費及び一般管理費 1 億 1,310 万 4,461 円を控除した営業利益はマイナス 22 万 5,475 円となりますが、営業外収益・費用を勘定した当期純利益は 419 万 6,195 円になります。

売上高減少の主な理由は、外商の売上げが約 226 万円減少したことに加え、道の駅不知火物産館の売上げが約 73 万円減少したためです。

次に、3 ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は 1 億 1,310 万 4,461 円で、前期比で約 516 万円増加しております。主な増加理由は、給与手当や法定福利費などの人件費が増加したためです。

8 ページからは、令和 6 年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第 18 号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第 19 号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集は 23 ページをお願いいたします。報告第 19 号令和 5 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明いたします。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものです。

1 の表、令和 5 年度の健全化判断比率について説明いたします。

実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示しております。連結実質赤字比率は、市の全会計を対象にした赤字比率を示しております。この 2 つの判断比率は、いずれも黒字のため横線としております。

実質公債費比率は、市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合を対象とし、実質的に市が税収等の自主財源で負担した公債費の比率になります。令和 5 年度は 10.7% です。早期健全化基準である 25.0%、財政再生基準の 35.0% を大きく下回っております。前年度比で 0.3 ポイント上がっております。

将来負担比率は、市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合、さらに地方公社や第 3 セクター等を対象範囲としまして、市債残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来的な負担見込額を、標準財政規模等で除して得た比率になります。令和 5 年度の将来負担比率は 23.2% です。早期健全化基準である 35.0% を大きく下回っています。前年度比で 0.5 ポイント上がっております。

続いて、2 の表、令和 5 年度宇城市公営企業会計資金不足比率について説明いたします。

水道、下水道事業会計ともに資金不足はありませんので、横線としております。

健全化判断比率・資金不足比率ともに、国が示す早期健全化基準、経営健全化基準以下の数値となっており、市の会計は、健全な状態に位置しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第19号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第51号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。資料は別冊の令和6年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第2号）の1ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億5,452万4千円を追加し、予算総額を353億6,197万5千円としております。

また、繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を併せて行っております。

補正の概要については、前年度決算剰余金に係る繰越金などの収入の増額、人事異動に伴う人件費の組替え調整や国の制度改正に伴う児童手当の増額、不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計や豊福小学校埋蔵文化財確認調査業務委託、不知火中学校屋上防水改修工事費の追加など、新たに発生した財政需要に対し、早急な予算対応を行うものです。

2ページから4ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正です。歳入歳出予算の補正については、款と項の区分ごとに各費目において、紙面のとおり補正しております。主な補正については、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

それでは、5ページに移ります。第2表、繰越明許費です。年度内に支出が終わらない見込みがある事業として、道路新設改良単独事業ほか5件を紙面のとおり定めております。

6ページをお願いします。第3表、債務負担行為補正です。1変更で、放課後児童健全育成事業委託の期間と限度額、小中学校学習支援ソフト使用料の限度額を紙面のとおり変更いたしております。

7ページに移ります。第4表、地方債補正です。1追加で、商工施設整備事業費ほか1件を追加し、2変更で、総務管理施設整備事業費ほか8件を紙面のとおり変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源について説明いたします。

21ページの上段をお願いします。款3、項4、目2児童手当費、節19扶助費の児童手当費1億4,900万円余は、国の制度改正により、本年10月分から支給対象の拡充や第3子以降の支給額の拡充などを行うことにより、児童手当の増額

を行うものです。国庫支出金と県支出金の児童手当負担金を財源としております。

24 ページの上段をお願いします。款4、項1、目2 予防費、節2 償還金利子及び割引料の国庫支出金精算返還金の1億3,000万円余の追加は、昨年度実施した新型コロナウイルスワクチンの接種費用に係る国庫支出金の精算返還金です。前年度繰越金の一般財源を財源としております。

続いて、26 ページをお願いいたします。款6、項1、目4 観光費、節1 2 委託料において、ページが27 ページに移りまして、その上段に、不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託料860万円を計上しております。これは、温泉施設の利活用に向けて、複数の民間企業と可能性をこれまで模索してまいりましたが、実現には至らなかったことを踏まえ、地元嘱託員会議において解体の方向性で理解を求めたところ、合意が得られたことから、解体工事に要する設計業務委託を追加するものです。財源は、地域振興基金で賄うことといたしております。

続いて、29 ページの下段をお願いします。款7、項5、目2 下水道費、節1 8 負担金補助及び交付金の下水道事業会計負担金2億7,100万円余の増額、それと、30 ページの上段に移りまして、節2 3 投資及び出資金の下水道事業会計出資金3億100万円余の減額は、下水道事業会計における大野地区・曲野地区の雨水対策事業費に係る一般会計基準内繰出しに係る予算の組替えとなっております。

32 ページの上段をお願いいたします。款9、項2、目3 学校建設費、節1 2 委託料、埋蔵文化財確認調査業務委託料の1億6,500万円の追加は、豊福小学校の校舎及び屋内運動場の建設予定地が埋蔵文化財包蔵地であるため、事前確認を実施したところ、中近世の建築残存物などが広範囲にわたって確認されたことに伴い、埋蔵文化財の記録・保存を行うものです。財源は一般財源となりますが、特別交付税で3割程度、国から措置される見込みとなっております。

続いて、同ページの中段をお願いします。款9、項3、目1 学校管理費、節1 4 工事請負費、中学校施設改修工事費4,200万円の追加は、不知火中学校の屋上防水の経年劣化により雨漏れの発生が著しくなってきたことから、次年度に予定しておりました部分改修の方針を見直し、屋上防水の全面改修工事を前倒しして行うものです。財源は、市債の公共施設等適正管理推進事業債の長寿命化事業を予定しております。

また、今回の補正予算においては、各費目で、人事異動等に伴う人件費の増減や物価高騰に伴う経費の増額なども行っておりますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。

主な特定財源については、歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財

源の主なものを中心に説明いたします。

10 ページの上段をお願いします。款 11 地方特例交付金の減収補てん特例交付金と款 12 地方交付税の普通交付税は、それぞれ国の交付額決定通知に基づく補正となっております。

続いて、12 ページの中段をお願いします。款 20、項 2、目 1 財政調整基金繰入金で 4,800 万円余を減額しております。歳入歳出予算の財源調整を行っているところです。目 2 減債基金繰入金は、前年度に前倒しで措置された臨時財政対策債の元利償還金の財源となる繰入れとなっております。

同ページの下段をお願いいたします。款 21、項 1、目 1 繰越金で、前年度繰越金 1 億 8,200 万円余を増額しています。

続いて、13 ページの中段をお願いします。款 22、項 6、目 5 雑入で、宇城広域連合過年度精算返納金 4,800 万円余を追加しております。宇城広域連合の前年度の決算剰余金の返還になります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 51 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 52 号及び議案第 53 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第 52 号令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会補正予算（第 2 号）について説明いたします。資料は、別冊補正予算書の 1 ページをお願いします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 233 万 4 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 80 億 6,678 万 1 千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので 6 ページをお願いします。

款 5 繰入金、項 1 他会計繰入金 233 万 4 千円の増額は、職員人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものです。

次に、歳出を説明しますので 7 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費 233 万 4 千円の増額は、職員の人事異動による増額と職員の出産に伴う会計年度任用職員の任用に伴う増額です。

款 6 基金積立金 270 万 8 千円の増額は、令和 5 年度の決算確定に伴い、款 10 前年度繰上充用金を減額した分を財政調整基金へ積み立てる予定です。

以上で、議案第 52 号の説明を終わります。

引き続き、議案第 53 号令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について説明します。資料は、別冊の補正予算書の 1 ページをお願いします。

今回の補正は、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,103 万 6

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,500万9千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので、6ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金306万3千円の増額は、令和5年度決算確定に伴う消費税及び地方消費税の納付金を一般会計から繰り入れるものです。

款5繰越金、項1繰越金797万3千円の増額は、令和5年度の決算確定による繰越金です。

次に、歳出を説明しますので7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費306万3千円の増額は、令和5年度分の消費税申告等に伴う消費税及び地方消費税です。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金389万1千円の増額は、令和5年度分の本市の保険料等負担金が確定しましたので、前年度精算金として広域連合に納付するものです。

款3諸支出金、項2繰出金408万2千円の増額は、歳入で説明しました繰越金797万3千円から、前年度精算金389万1千円を差し引いた金額を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第53号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第52号及び議案第53号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第54号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案第54号令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。資料は、補正予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6億643万1千円を追加し、総額をそれぞれ72億1,847万4千円とするものです。

7ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明いたします。

下段です。款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金2億4,400万円の増額は、前年度繰越額確定に伴う元金積立金です。

8ページをお願いします。款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の3億1,437万3千円の増額は、過年度国庫支出金等の返還金で、前年度実績による国県及び支払基金への精算返還金となります。

同ページの項2繰出金、目1一般会計繰出金の4,957万7千円の増額は、前年度の介護給付費と事務費等の実績を精算し、一般会計に繰り出すものです。

次に、歳入の主なものを説明します。6ページをお願いいたします。

款 8 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 介護給付費準備基金繰入金 1 億 1,518 万 8 千円は、返還金等に不足が生じたため、準備基金から繰り入れるものです。

款 9 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 4 億 8,715 万 3 千円は、前年度繰越金として増額しております。

以上で、議案第 54 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 54 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 55 号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案第 55 号令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）について説明します。資料は、別冊補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,114 万 2 千円とするものです。

まず、歳入を説明します。6 ページをお開きください。

款 3 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 奨学基金繰入金で 26 万 9 千円を減額しています。前年度繰越金の増額補正によるものです。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、節 1 前年度繰越金 113 万 9 千円を増額しています。令和 5 年度決算に伴う補正になります。

次に、歳出を説明します。7 ページをお願いいたします。

款 1、項 1、目 1 育英事業費、節 20 貸付金で、奨学貸付金 30 万円を増額しています。奨学金申請が当初の見込みを上回ったことによる補正です。

節 24 積立金は、前年度決算の剰余金 2 分の 1 以上の基金積立として 57 万円を補正しています。

以上で、議案第 55 号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第 55 号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第 56 号及び議案第 57 号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案第 56 号令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。資料は、別冊補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条収益的収入及び支出で、収入においては、第 1 款水道事業収益の既決予定額 14 億 1,774 万 2 千円に補正予定額 1,875 万 7 千円を追加し、収入予定額を 14 億 3,649 万 9 千円としております。

支出では、第 1 款水道事業費用の既決予定額 14 億 489 万 6 千円から補正予定額 560 万 4 千円を減額し、支出予定額を 13 億 9,929 万 2 千円としております。

収入・支出ともに、人事異動に伴う人件費等の調整が主なものとなります。

予算書は2ページに移ります。次に、第3条資本的収入及び支出です。収入においては、第1款資本的収入の既決予定額2億9,066万6千円に補正予定額1,370万円を追加し、収入予定額を3億436万6千円としております。

また支出では、第1款資本的支出の既決予定額5億4,502万6千円に、補正予定額としまして収入と同額の1,370万円を追加し、支出予定額を5億5,872万6千円としております。これは、建設改良費における物価・資材高騰等に伴う工事費用の増額となります。

下段の第4条債務負担行為では、紙面のとおり検針機器購入について1,800万円の追加、3ページに移りまして上段、検針業務委託で3,300万円から4,000万円へ限度額の変更を行っております。これは、耐用年数経過による新たな検針機器の購入及び令和7年4月から検針業務を個人委託から民間委託へ見直すため増額するものです。

最後に、第5条企業債では、工事費用の増額に伴い、建設改良費の起債限度額を補正前2億4,620万円から補正後2億5,990万円へ増額しております。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。資料は同じく、別冊補正予算書の1ページをお願いします。

第2条収益的収入及び支出の予算総額になります。収入においては、第1款下水道事業収益の既決予定額12億8,283万9千円に、補正予定額1,121万6千円を追加し、収入予定額を12億9,405万5千円としております。

支出では、第1款下水道事業費用の既決予定額14億7,620万1千円に、補正予定額2,457万9千円を追加し、支出予定額を15億78万円としております。

収入・支出ともに、人事異動に伴う人件費等の調整及び高良雨水ポンプ場に隣接する駐車場整備工事費の追加が主なものとなります。

予算書は、2ページに移ります。次に、第3条資本的収入及び支出です。収入においては、第1款資本的収入の既決予定額11億6,406万3千円から補正予定額2,976万6千円を減額し、収入予定額を11億3,429万7千円としております。

また支出では、第1款資本的支出の既決予定額14億7,880万円から、補正予定額2,894万7千円を減額し、支出予定額を14億4,985万3千円としております。これは、建設改良費における雨水ポンプ購入に係る入札差額の減額及び

人事異動に伴う人件費等の調整が主なものとなります。

下段の第4条債務負担行為では、紙面のとおり検針業務委託で120万円から150万円へ限度額の変更を行っております。これは、水道事業に併せ、令和7年4月から検針業務を個人委託から民間委託へ見直すため増額するものです。

3ページに移ります。最後に、第6条他会計からの補助金では、ポンプ購入に伴う費用の減額により、補正前7億9,972万9千円から補正後7億6,977万1千円へ減額しております。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第56号及び議案第57号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第58号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集24、25ページ、説明資料集6ページです。

議案集を御参照ください。議案第58号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正による国民健康保険法の一部が改正されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

具体的には、法律の一部改正により、紙の被保険者証が発行されなくなることに伴う改正です。これまで、被保険者証の返還を求められて、これに応じない者に対し、10万円以下の過料を科すことができる旨を規定しておりましたが、紙の被保険者証の廃止に合わせて、この文言を削除するものです。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第58号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第59号及び議案第60号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集は26ページから27ページ、説明資料集は7ページから8ページをお願いします。議案第59号宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

下水道事業は、赤字経営が常態化し、税金による多額の赤字補填を受けております。本条例は、健全な事業運営の継続に必要な財源を確保するために、下水道使用料を改定するものです。

具体的には、現行使用料から基本料金及び使用水量に応じた超過使用料金並びに使用人数に応じた料金を、それぞれ一律20%引き上げます。改定時期につきましては、令和7年5月の請求分から適用したいと考えております。

今回、公営企業の原則である独立採算制、受益者負担に基づき使用料を増額し、

一般会計からの繰入金を最小限に抑えることで、健全な事業運営を目指してまいります。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

続いて、議案集は28ページから29ページ、説明資料集は9ページから11ページをお願いします。議案第60号宇城市農業集落排水分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、説明資料集を基に説明します。

本改正は、下水道事業に加入する際に発生する受益者分担金等について、一括納付等で前納した方に対する報奨金交付の条文を削除するものです。

理由としましては、農業集落排水事業及び下水道事業においては、今後、大々的な拡張整備は行わず、受益者の負担にて整備する下水道本管工事などの面的整備が終了したことに伴い、工事の原資を確保するための受益者分担金などを早期に納付いただく必要がなくなりました。さらに、受益者分担金等を一括納付できる方とできない方との公平性が保てないため、報奨金を廃止するものです。

よって、資料にあります3つの条例の一部を改正するものです。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第59号及び議案第60号の詳細説明が終わりました。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第61号及び議案第62号の詳細説明を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 議案集は30ページ、説明資料集は12ページから16ページになります。議案第61号財産の取得について、議案集で説明いたします。

今回の小型動力消防ポンプ購入は、宇城市消防団が使用している小型動力消防ポンプの更新が必要なため購入するものであり、令和6年8月22日に相手方と仮契約を締結しています。

本契約で取得する財産及び契約内容は、財産、小型動力消防ポンプ。数量が15台。納入場所、宇城市松橋町大野85番地。取得価格3,077万2,500円。契約の相手方、住所、熊本県熊本市中央区菅原町1番25号。商号又は名称、三輝物産株式会社、代表者氏名、代表取締役西銘公一。

本事業は、市消防団が使用している小型動力消防ポンプが、取得から約25年経過し、経年劣化が発生しているため、小型動力消防ポンプを15台購入するもので

す。

なお、納期は令和7年2月28日までとしております。

以上で、議案第61号の詳細説明を終わります。

続きまして、議案集は31ページ、説明資料集は17ページから24ページになります。議案第62号財産の取得について、議案集で説明します。

今回の消防積載車購入は、宇城市消防団が使用している消防積載車の更新が必要なたため購入するものであり、令和6年8月22日に相手方と仮契約を締結しております。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、消防積載車。数量が、普通自動車9台、軽自動車1台。納入場所、宇城市松橋町大野85番地。取得価格5,508万4,200円。契約の相手方、住所、熊本県熊本市中央区上水前寺1丁目10番5。商号又は名称、熊本いちほら工業株式会社、代表者氏名、代表取締役澤田悦幸。

本事業は、市消防団が使用している消防積載車が、取得から約30年経過しており、経年劣化が発生しているため10台の積載車を購入するものです。

マニュアル車からオートマ車への変更、クーラーの設置、パワーウィンドウの設置、また安全機能を強化した仕様となっております。

なお、本契約の納期は、令和7年3月14日までとしております。

以上で、議案第62号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第61号及び議案第62号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第63号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 議案集32ページ、説明資料集は25ページから32ページです。議案第63号宇城市立中学校ディスプレイ型電子黒板購入について説明します。

今回のディスプレイ型電子黒板購入は、令和6年7月26日に仮契約を締結しています。平成29年度から段階的に導入した小中学校のプロジェクター型電子黒板は、経年劣化により更新が必要となっております。今後、計画的な更新を予定しており、今回、先に導入した中学校5校の電子黒板を更新するものです。

本契約で取得する財産及び契約の内容は、財産、宇城市立中学校ディスプレイ型電子黒板90台。納入場所、宇城市立三角中学校ほか4か所。取得価格1,633万5千円。契約の相手方、住所、宇城市小川町小川65番地。商号又は名称、有限会社宮崎商店、代表者氏名、代表取締役宮崎信彦。

以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第63号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第64号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 議案集33ページ、説明資料集33ページです。議案第64号略式代執行費用の債権の放棄について、議案集において説明をいたします。

本案は、略式代執行費用の債権について、相続財産清算人に請求いたしましたが、債務者の全相続財産より債務等の支払額が上回っており、残余財産以上の収納は見込めないため、金銭債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議決を求めるものです。

以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第64号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第65号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集34ページ、説明資料集34ページです。議案集を御参照ください。議案第65号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について説明します。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、規約の一部を改正する同文議決です。

具体的には、これまでは構成市町村において処理する事務として、被保険者証及び資格証明書の引渡し及び返還の受付が規定されておりましたが、法律の一部改正により、紙の被保険者証が発行されなくなることに伴い、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものです。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第65号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。まず総務部長に詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 認定第1号令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

まず、歳入歳出決算の実質収支について説明いたします。令和5年度宇城市歳入歳出決算書の16ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。表の上段から、1の歳入総額は373億883万3千円、2の歳出総額は357億3,103万3千円、3の歳入歳出差引額は15億7,780万円、4の翌年度へ繰り越すべき財源は合計で6億1,129万4千円、また、3の歳入歳出差引額から4の翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた5の実質収支額は9億6,650万6千円となります。そして、6の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億8,400万円としており

ます。

続いて、総務部所管の概要を説明いたします。17ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細に沿って、主なものを説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

18ページ、19ページをお願いいたします。ページの下段の款2地方譲与税です。収入済額は3億1,891万6,778円で、前年度比プラス332万833円、1.1%増です。自動車重量譲与税の増加によるものです。

続いて、22ページ、23ページに移ります。款7地方消費税交付金です。13億9,977万6千円で、前年比マイナス572万8千円、0.4%減です。

款11地方交付税です。108億6,937万5千円で、前年比プラス8,073万1千円、0.7%増です。主なものは、普通交付税が98億5,379万5千円、前年度比プラス7,973万6千円、0.8%増となっております。

54ページ、55ページをお願いいたします。款19、項2、目1財政調整基金繰入金です。予算現額は9億7,661万円でしたが、令和5年度は基金繰入れが必要なかったため、収入済額はございません。

続いて、56ページ、57ページをお願いいたします。款20繰越金です。11億6,074万718円で、前年度比プラス4億3,268万4,251円、59.4%の増です。令和4年度から5年度に繰り越した事業の財源とした一般財源の増額によるものです。

それでは、続いて66ページ、67ページをお願いいたします。款22市債です。市債全体の収入済額は44億9,730万円で、前年度比プラス17億750万円、61.2%の増となります。増加の主な要因は、不知火小学校、小川中学校及び松橋中学校の建替事業の財源とした市債発行額の増によるものです。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

74ページ、75ページをお願いいたします。款2総務費です。項1総務管理費は74ページから109ページまでとなり、支出済額は29億8,606万8,741円です。このうち総務部所管の支出済額は21億58万5,341円で、前年度比マイナス4億627万8,044円、16.2%の減となっております。主な減少要因は、逡次繰越を含んだ目5財産管理費の本庁舎大規模改修事業費が、令和4年度に終了した影響によるものです。

続いて、114ページ、115ページをお願いします。項4選挙費です。支出済額は2,636万1,123円で、前年度比マイナス1,931万5,894円、42.3%の減となります。主な支出は、県知事選挙の執行等によるものとなっております。

314ページ、315ページをお願いいたします。款11、項1公債費です。支出済額45億7,577万9,493円で、前年度比プラス8,148万9,026円、1.8%増です。令和3年度の建設事業の財源といたしました市債の元金償還が、令和5年度から始まったことが主な要因となっております。

以上で、総務部所管の歳入歳出決算の説明を終わります。

○市長政策部長（元田智士君） 市長政策部所管の決算について御説明いたします。

まず、決算書の54、55ページをお願いいたします。

中段の款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金のうち、市長政策部所管は、ふるさと応援寄附金5億6,654万1,851円、まち・ひと・しごと創生寄附金490万円です。ふるさと応援寄附金は、前年度比5,627万5,149円、9.1%の減となっております。

次に、歳出の決算になります。決算書は88、89ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費のうち、市長政策部所管は7億8,897万3,003円となります。前年度比3,269万7,582円、4%の減となっております。

主な決算額を説明いたします。決算書は90、91ページをお願いいたします。目6企画費では、節12委託料の備考欄、中段にふるさと納税事務一括代行業務委託料2億7,857万4,078円。その2段下のシティプロモーション業務委託料544万6,100円は、新聞広告と移住・定住パンフレット等の作成費となります。

次に、92、93ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の補助金で、中段下の路線バスを運行するバス会社に対し、赤字を補填するバス運行対策費補助金として1億3,752万5千円を支出しております。

また、その4つ下、空き家改修事業補助金1,404万7千円は、前年度比290万2千円、17.1%の減となっております。

その2つ下の用地取得補助金1,410万円と、その下の施設等建設補助金637万円は、誘致企業に対しての補助金となります。

続いて、94、95ページをお願いいたします。上段の節24積立金、元金積立金では、ふるさと応援寄附基金として1億9,019万7,680円を支出しております。

次に、決算書118、119ページをお願いいたします。同じく項5統計調査費の支出済額811万582円は、住宅土地統計調査など統計調査に要した経費でございます。

以上で、市長政策部所管の決算についての詳細説明を終わります。

○市民部長（岩竹泰治君） 市民部所管の決算について説明します。

まず、歳入から説明します。決算書の２ページから３ページをお願いします。

款１市税です。収入済額が６３億７,３２５万７３４円で、前年度に比べ１億１,９３９万１,９１３円の増で、前年度比プラス１.９１％になりました。内訳は、市民税が２４億９,９５８万７,２６５円で、前年度より３,１２４万９,７７０円の増、固定資産税が３１億６,２５７万９,６１７円で、前年度より７,６１０万２,９６１円の増となりました。

そのほか、軽自動車税が２億４,３０１万４,５１４円で、前年度より４４１万１,８３３円の増、市たばこ税が４億６,８０６万９,３３８円で、前年度より７６２万７,３４９円の増となっています。

市税全体の収入未済額は１億８,３５４万１,５６３円で、前年度より１９５万４,６２２円少なくなっております。全体の収納率は９６.９９％で、前年度収納率９７.０１％を０.０２ポイント下回りました。

続きまして、歳出を説明いたします。１０４ページから１０５ページをお願いします。

最下段になります。款２総務費、項１総務管理費、目１６社会保障・税番号制度対策費、支出済額４,５５４万１,６４５円です。これは、マイナンバーカードの申請・交付等に係る事務経費になります。主なものといたしまして、１０７ページをお願いします。中段の節１２委託料、支出済額１,８０８万９,７８６円で、そのうち備考欄の１,５７９万８２円はマイナンバーカードの取得促進業務委託料になります。

１１２ページから１１３ページをお願いします。項３戸籍住民基本台帳費、目１戸籍住民基本台帳費、支出済額１億７,１００万８,４３５円です。これは戸籍届や住民異動届、各種証明書発行などに係る事務経費です。主なものといたしまして、１１５ページをお願いします。上段の節１２委託料、支出済額６,４４５万４９６円で、そのうち備考欄中段の４,７６８万５千円は、本庁及び支所における住民異動届受付や各種証明書発行に係る窓口業務の委託料です。

２３４ページから２３５ページをお願いします。款８消防費、支出済額１１億２,１７３万６,５５１円です。主なものといたしましては、まず、項１消防費、目１常備消防費、節１８負担金補助及び交付金、支出済額８億４,１５４万６千円ですが、これは、宇城広域連合常備消防費負担金になります。また、目２非常備消防費、支出済額１億５,１３８万１,５９２円のうち、節１報酬、支出済額４,８４２万８７０円や、２３７ページの中段になりますが、節１８負担金補助及び交付金、支出済額４,５７７万６,５７２円などは、市消防団に付随する経費でございます。

以上で、市民部所管の説明を終わります。

○福祉部長（岩井 智君） 福祉部所管の歳出の主なものについて説明します。決算書の122ページ、123ページをお願いいたします。

款3民生費です。総額126億7,402万2,288円の支出で、前年度より約9億2,500万円の増となっております。

項目別に説明いたします。

項1社会福祉費、支出済額17億4,975万8,631円のうち、福祉部所管分は9億619万5,336円で、前年度比約7,400万円の増となります。社会福祉職員の人件費、生活困窮者自立支援に関する各事業、民生委員児童委員協議会補助、社会福祉協議会運営補助、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付事業などの経費が主なものです。

128ページをお願いします。項2障害者福祉費の支出済額は27億1,313万3,242円で、前年度比約1億5,800万円の増です。主なものは、130ページの目2障害者自立支援費で、133ページの節19扶助費の24億9,721万1,113円のうち、備考欄の障害福祉サービス等給付費と児童発達支援給付費などが主なものとなります。

134ページで、項3老人福祉費の支出済額25億4,318万1,619円のうち、福祉部所管は12億5,484万7,354円で、前年度比約600万円の減です。主なものは、136ページ、目3介護保険費の節27介護保険特別会計繰出金10億8,208万2千円などとなります。

138ページをお願いいたします。項4児童福祉費は、前年度比約3億900万円増の42億5,348万1,124円です。主なものは、目1児童福祉総務費のうち、141ページ、節18負担金補助及び交付金の就学前教育・保育施設整備事業補助金1億5,757万円、目2児童手当費、節19扶助費の児童手当8億5,759万5千円、目3子ども・子育て支援費、143ページに移りまして、節18負担金補助及び交付金の26億9,939万8,146円は、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金が主なものとなります。

148ページの項5母子福祉費の支出済額は、前年度比約1,700万円減の3億8,293万2,339円で、主なものは、目1母子福祉費で、151ページの節18負担金補助及び交付金の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金8,115万円、同ページ、節19扶助費の児童扶養手当費2億5,022万4,180円などとなります。

最後に、150ページの項6生活保護費の支出済額は、前年度比約1億3,800万円増の10億2,446万4,070円で、主なものは、154、155ページの目2生活保護扶助費のうち、節19扶助費で、備考欄の生活扶助費から就労自立

給付費までの計9億4,324万6,421円となっております。

以上で、福祉部所管の説明を終わります。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 保健衛生部所管の歳出の主なものについて説明いたします。

126、127ページをお願いします。款3民生費のうち、保健衛生部所管は項1社会福祉費、目3国民健康保険費で、前年度より3億2,553万7,048円増の8億4,356万3,295円です。国民健康保険特別会計への繰出金及び貸付金になります。

128、129ページに移ります。同じく項2障害者福祉費、目1障害者福祉総務費のうち、保健衛生部所管分は、131ページの節19扶助費の重度心身医療費助成金1億943万4,420円で、障害者医療費の助成金です。前年度より1,249万6,830円増加しております。

136、137ページに移ります。同じく項3老人福祉費、目4後期高齢者医療費は、前年度より約6,445万7,712円増の12億8,833万4,265円です。主なものは、節18負担金補助及び交付金の熊本県後期高齢者医療広域連合への負担金及び節27繰出金の後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

156、157ページに移ります。款4衛生費、項1保健衛生費は、前年度より1億2,565万5,635円減の14億6,040万4,788円です。主なものは、159ページの目1保健衛生総務費、節18負担金補助及び交付金の公的病院等運営助成補助金、161ページの目2予防費、節12委託料の新型コロナウイルスワクチンやその他予防接種業務委託料、並びに節22償還金利子及び割引料の国庫支出金精算返還金、163ページの目3母子衛生費、節12委託料の妊婦乳幼児健診業務委託料、165ページの節19扶助費のこども医療扶助費、目4健康増進事業費、節12委託料の集団検診業務委託料、171ページの目7病院費、節14工事請負費の管理・診療棟改修工事及び病棟等解体工事費などです。

同じく項2環境衛生費は、前年度より1,199万9,778円増の1億5,281万6,053円です。主なものは、173ページの節18負担金補助及び交付金の宇城広域連合火葬場費等への負担金です。

174、175ページに移ります。同じく項3清掃費は、前年度より1億9,351万1,045円減の5億9,867万821円です。主なものは、目1清掃総務費、節12委託料のごみ収集運搬業務委託料、節18負担金補助及び交付金の宇城広域連合への負担金、177ページの目2分別収集費、節12委託料の分別ごみ収集運搬業務委託料などです。

以上で、保健衛生部所管の説明を終わります。

○経済部長（浦田敬介君） 経済部所管の歳出を説明します。

176ページをお開きください。款5農林水産業費、支出済額12億8,214万939円です。農業委員会所管分も含めています。項1農業費、180ページに移ります。目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、支出済額9,780万4,170円です。主なものは、次ページ備考欄最上段、農業次世代人材投資事業補助金2,901万6,549円、経営継承・発展等支援事業補助金170万3,890円、新規就農者育成総合対策事業補助金1,425万7,500円及び新規就農者確保緊急円滑化対策事業補助金300万円、以上、併せて4,800万円に届く、経営不安定な就農直後の資金面での支援です。

あと同欄最下段、農業経営収入保険加入促進事業補助金301万9,159円は、自然災害による収量減少や市場価格の低下なども含めた、収入減少を広く補填する保険の保険料を一部助成し、加入促進を支援したものです。

186ページに移ります。目8農地総務費、節18負担金補助及び交付金、支出済額1億7,216万877円です。次ページ備考欄に移ります。主なものは、多面的機能支払事業補助金1億6,081万6,577円です。農道、水路及び農業施設の補修や管理を地域が自ら行うことを支援する補助金で、現在77行政区が取り組んでいます。

190ページに移ります。目12ほ場整備事業費、193ページに移ります。節24積立金、支出済額1億6,342万4,300円です。事業最終年度は10年後の令和16年度になりますが、その際20数億円の事業負担金の支出が予定されていますので、基金を創設し計画的に財源を確保しています。

194ページに移ります。項2林業費、目1林業総務費、197ページに移ります。節12委託料、支出済額4,628万8,595円です。主なものは、有害鳥獣駆除業務委託料3,387万9千円、農業経営に影響を与えるイノシシなどの有害鳥獣の駆除を、市猟友会に出来高で委託しています。

200ページに移ります。款6商工費、支出済額6億1,208万1,493円です。項1商工費、次ページに移ります。目3商工振興費、次ページに移ります。節18負担金補助及び交付金、支出済額3億2,516万8,885円です。主なものは、中段の物価高騰対策商品券事業負担金2億7,891万8千円、物価高の影響を緩和する施策として5,000円の商品券を交付し、市民の皆様に好評をいただきました。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○土木部長（平木恵一君） 土木部所管の歳出の主なものについて説明します。

決算書の210、211ページをお願いします。款7土木費の支出済額は23億

8,871万7,793円で、繰越明許費が6億447万6千円となっております。

214、215ページをお願いします。款7土木費のうち、項2道路橋りょう費、目2道路維持費は、現年分の支出済額が2億945万114円と、次のページの目2道路維持費（繰越明許）の支出済額1億5,416万4,466円で合計が3億6,361万4,580円となり、前年度と比較しますと6,500万円ほどの減額となっております。主な内容は、216、217ページの節14工事請負費現年分8,781万4,920円と、同じく節14工事請負費（繰越明許）1億4,416万4,466円で、主に、道路側溝の敷設替えや道路舗装の打換え等の工事費となっております。

次に、同ページ下段の目3道路新設改良費は、現年分の支出済額が1億8,240万6,764円と、218、219ページの同じく道路新設改良費（繰越明許）の支出済額が1億7,487万8,181円で、合計が3億5,728万4,945円となりまして、前年度と比較しますと1,400万円余の減額となっております。主に、道路の新設改良に要する費用では、内容は先ほどと同じ節14工事請負費、現年分の1億435万2,974円と、同じく節14工事請負費（繰越明許）の1億6,147万9,054円です。

次に下段の目4橋りょう維持費は、現年分の支出済額が5,747万77円、220、221ページの目4橋りょう維持費（繰越明許）、支出済額が7,591万8,935円で、合計しますと1億3,338万9,012円となります。

220ページからの項3河川費では、222、223ページの目2河川維持費が、3,066万1,434円、目3河川改良費は現年分の支出済額が1億18万6,249円、同じく河川改良費（繰越明許）で支出済額が3,091万5,240円で、合計が1億6,176万2,923円となり、主に、河川のしゅんせつや改良工事費となります。下段の項4港湾費は、支出済額が3,416万6,480円で、主に三角港の県営港湾補修事業負担金となります。

224ページからは、項5都市計画費となります。上下水道局所管の目2の下水道費を除きますと、土木部関連の支出済額は1億46万1,289円となります。目1都市計画総務費は、支出済額が3,984万7,088円で、主に都市計画基礎調査などの委託料となります。

続きまして、228、229ページをお願いします。目4公園費となります。支出済額が5,142万9,577円で、市が管理します公園62か所の管理費となり、遊具の更新や除草作業、清掃作業の費用となります。

続きまして、項6住宅費の支出済額は1億8,210万6,104円となります。主に230、231ページになりますが、内容は、市営住宅の修繕料1,997万

6,818円や、232、233ページの目2住宅建設費、同じく住宅建設費（繰越明許）の節14工事請負費となり、合計は8,784万4,086円となります。市営住宅の維持管理、修繕に要する費用や改良などの費用となります。

次に、急傾斜地対策を行った項7防災対策事業費の支出済額250万円までが、土木部関連の款7土木費となります。

次に、土木部関連の災害復旧費に移ります。

312、313ページをお願いします。款10災害復旧費となります。項2公共土木施設災害復旧費の支出済額は2,976万1,368円で、主に、大雨等による災害が発生した場合の公共土木施設の修繕料と建設機械などの借上料、工事請負費となります。

以上で、土木部所管の歳出の説明を終わります。

○教育部長（舛井貴男君） 決算書242ページ、243ページです。教育部所管を説明いたします。

款9教育費の支出済額は、総額71億827万1,569円で、前年度より34億3,895万円余の増です。増額の要因は、不知火小学校屋内運動場改築工事及びプール改築工事費、小川中学校校舎等改築工事費、松橋中学校校舎等改築工事費などによるものでございます。

それでは、歳出の主なものを説明いたします。

同じく242ページ、243ページ下段です。項1教育総務費、支出済額4億9,951万6,238円です。主なものは、248ページ、249ページ、目3教育振興費、校務用パソコン等賃借料や小中学校のタブレット賃借料などです。

次に250ページ、251ページ中段をお願いいたします。項2小学校費、支出済額13億1,963万6,207円です。主なものは、258ページ、259ページ、目3学校建設費、不知火小学校屋内運動場改築工事費及びプール改築工事費などです。

次に、同じく258ページ、259ページ下段です。項3中学校費、支出済額40億448万5,549円です。主なものは、266ページ、267ページ、目3学校建設費、小川中学校校舎等改築工事費及び松橋中学校校舎等改築工事費などです。

次に、268ページ、269ページをお願いします。項4社会教育費、支出済額3億7,248万1,312円です。主なものは、278ページ、279ページ中段です。目5図書館費、図書館指定管理業務委託料などです。

次に、280ページ、281ページをお願いいたします。項5文化費、支出済額1億3,955万8,150円です。主なものは、286ページ、287ページ、目

5 松橋総合体育文化センター費、松橋総合体育文化センター指定管理業務委託料などです。

次に、290ページ、291ページです。項6保健体育費、支出済額が2億4,814万9,019円です。主なものは、297ページ下段、目3グラウンド費、不知火グラウンド照明器取替工事費などです。

次に、304ページ、305ページをお願いいたします。項7学校給食費、支出済額5億2,444万5,094円です。主なものは、307ページ上段をお願いします。目1給食総務費、学校給食費無料化事業補助金などです。

以上で、認定第1号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、認定第1号の詳細説明を終わります。

次に、認定第2号及び認定第3号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 認定第2号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。決算書の510ページをお願いします。

まず、実質収支に関する調書を説明します。歳入総額77億8,180万1千円に対し、歳出総額78億1,663万9千円となり、マイナス3,483万8千円の実質収支となりました。

歳入から説明しますので、512、513ページをお願いします。

款1国民健康保険税の収入済額は、前年度から442万9,893円減の13億5,120万7,225円、不納欠損額が2,031万6,743円、収入未済額が1億8,315万4,958円となりました。

款3県支出金55億3,701万976円は、県からの補助金で、内訳は、普通交付金54億613万5,976円と特別交付金1億3,087万5千円です。

514、515ページをお願いします。款5繰入金8億4,356万3,295円の内訳は、一般会計からの法定内繰入金5億6,090万4,295円と財政安定化のための基準外繰入金7,525万9千円、一般会計からの借入金2億740万円です。

次に、歳出を説明します。

518、519ページをお願いします。款1総務費6,928万1,563円は、主に、国民健康保険事業に従事する職員の人件費です。

520、521ページをお願いします。款2保険給付費は54億6,587万2,154円となり、総支出の69.93%を占めています。内訳は、項1療養諸費46億9,116万2,999円は、一般被保険者の療養給付費及び療養費が主なもので、前年度に比べ1億4,360万1,655円の減、率にして2.97%の減となっています。項2の高額療養費7億5,371万5,795円は、一般被保険者の高

額療養費及び高額介護合算療養費などで、前年度に比べ1,620万9,021円の減、率にして2.1%の減となっています。

522、523ページをお願いします。項4の出産育児諸費では、出産育児一時金補助金など1,931万3,360円、項5の葬祭諸費では、葬祭費補助金168万円を交付しました。

款3国民健康保険事業費納付金21億1,149万8,877円は、県への負担金となります。

524ページから527ページにかけての款5保健事業費5,919万9,879円は、人間ドック及び特定健康診査委託料が主なものです。

528、529ページをお願いします。款10前年度繰上充用金1億497万2,453円は、令和4年度国保特会への繰上充用金です。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

引き続き、認定第3号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。決算書の608ページをお願いします。

まず、実質収支に関する調書を説明します。歳入総額10億1,076万7千円に対し、歳出総額10億279万3千円となり、差引797万4千円の実質収支になりました。

それでは、歳入から説明します。

610、611ページをお願いします。款1後期高齢者医療保険料は、収入済額6億5,641万108円です。収入未済額は229万192円ですが、年金からの特別徴収過納分55万8,700円が含まれていますので、実質の収入未済額は284万8,892円になります。

款4繰入金3億249万8,750円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金が主なものです。

612、613ページをお願いします。款6諸収入4,426万3,809円の主なものは、項3受託事業収入で、熊本県後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業収入及び保健・介護予防受託事業収入です。

次に、歳出を説明します。

614、615ページをお願いします。款1総務費4,157万9,817円は、職員人件費が主なものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金9億1,737万2,458円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金及び保険基盤安定負担金で、総支出額の91.48%を占めています。

616、617ページをお願いします。款3保健事業費3,700万1,488円

は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る熊本県後期高齢者医療広域連合からの受託事業で、事業実施に係る職員人件費や特定健康診査業務の委託先の医療機関に支払うものが主なものです。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第2号及び認定第3号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第4号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 認定第4号令和5年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。決算書の710ページをお願いいたします。

初めに、実質収支に関する調書についてです。歳入総額が74億6,412万8千円、歳出総額が69億7,697万4千円、差引額が4億8,715万4千円、実質収支額も同額となっています。

次に、歳出の主なものについて説明します。

720、721ページをお願いいたします。款1総務費の支出済額は1億5,662万2,724円です。このうち人件費の1億1,267万4,477円が主なものです。

次に、724、725ページをお願いします。款2保険給付費の支出済額は、前年度比約1億200万円増の62億2,753万4,785円です。

次に、728、729ページの款4基金積立金は、前年度比約5,100万円増の2億7,418万2,314円となります。

次に、歳入の主なものを説明します。

712、713ページをお願いします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者保険料で、収入済額13億7,797万1,600円です。

同ページ、款3国庫支出金は、前年度比約400万円減の17億8,592万7,135円です。

714、715ページの款4支払基金交付金は16億6,712万8千円です。

款5県支出金は、前年度比約1億1,500万円増の10億727万9,317円です。

次に、716、717ページの款8繰入金は10億8,208万2千円となっております。

款9繰越金は、令和4年度決算による繰越金で5億4,289万1,315円となっております。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号の詳細説明を求めます。

○教育部長（舩井貴男君） 認定第5号令和5年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、奨学金特別会計決算の実質収支について説明します。決算書808ページをお願いいたします。実質収支に関する調書を御説明いたします。歳入総額1,190万3千円、歳出総額1,076万3千円、歳入歳出差引額は114万円、実質収支額も同じく114万円です。

続いて、歳入の主なものを説明します。

810ページ、811ページ下段をお願いいたします。款4繰越金、節1前年度繰越金の収入済額46万1,009円は、前年度からの繰越金です。

款5諸収入、項1貸付金元利収入、節1奨学資金貸付収入の収入済額1,091万7,650円は、貸付者からの返還金で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額51万6千円は、奨学金滞納分の返還金です。

次に、歳出の主なものを説明いたします。

812ページ、813ページをお願いいたします。款1育英事業費、節20貸付金の支出済額604万円は、継続貸付者5人と令和5年度新規貸付者4人に対する奨学貸付金264万円と、10人に対する入学支度貸付金340万円です。

同じく、節24積立金の支出済額449万6,258円は、奨学基金積立金です。

以上で、認定第5号の詳細説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第6号及び認定第7号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 認定第6号令和5年度宇城市水道事業会計決算の認定について説明いたします。議案集は40ページになります。説明につきましては、別冊の令和5年度宇城市水道事業会計決算書にて行います。

それでは、決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款水道事業収益の決算額は13億1,876万7,615円です。内訳としましては、第1項営業収益が11億6,435万7,725円で、主なものは水道料金になります。第2項の営業外収益が1億5,440万9,890円となり、主なものは、水道加入金や一般会計からの補助金などです。

次に、ページ下段の表、支出になります。第1款水道事業費用の決算額は12億8,844万2,841円です。内訳は、第1項営業費用が12億884万7,123円、主なものは、上天草・宇城水道企業団からの受水費や施設の運転に必要な動力費、職員給与などです。第2項営業外費用では7,928万3,477円となり、企業債の利息が主なものとなります。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出で、収入

の第1款資本的収入の決算額は1億4,488万3,700円。内訳は、第1項企業債が8,390万円、第2項工事負担金が81万6千円、消火栓設置に係る工事費用負担金が主なものです。第3項出資金が4,231万2千円となり、主に一般会計からの繰入金となります。第4項補助金が1,782万6千円、国庫補助金が主なものです。

次に、下段の表、支出になります。第1款資本的支出の決算額は3億8,925万4,499円です。内訳としては、第1項建設改良費が1億1,215万1,121円、主なものは施設改良等に伴う工事請負費です。同じく第2項企業債償還金では2億7,701万9,440円の決算額となりました。

6ページ以降につきましては、決算書類となる財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

引き続き、令和5年度宇城市下水道事業会計決算の認定について説明します。説明は、同じく別冊の下水道事業会計決算書にて行います。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出の収入において、第1款下水道事業収益の決算額は13億2,419万8,988円です。内訳は、第1項営業収益が5億7,837万6,272円で、下水道使用料が主なものです。同じく第2項営業外収益が7億4,582万2,716円で、主なものは、一般会計からの補助金や国庫補助金となります。

次に、ページ下段の表、支出になります。第1款下水道事業費用の決算額は14億1,084万2,805円です。内訳は、第1項営業費用が12億8,328万465円で、主なものは、処理場の維持管理費や職員給与費などです。同じく第2項営業外費用が1億1,374万933円で、企業債の利息が主なものとなります。第3項特別損失は1,382万1,407円で、主なものは、過年度消費税修正申告に伴う返還金です。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出になります。収入の第1款資本的収入の決算額は10億4,668万7,751円。内訳は、第1項企業債が3億5,920万円、第2項補助金の2億8,170万5千円は、事業財源である国庫補助金です。第3項分担金及び負担金の2,182万200円は、受益者負担金が主なものです。第5項出資金の3億8,396万2,551円は、一般会計からの繰入金となります。

次に、下段の表の支出です。第1款資本的支出の決算額は12億7,667万2,595円です。内訳は、第1項建設改良費が6億4,539万6,211円となり、主なものは、雨水対策費における高良雨水ポンプ場の工事請負費などです。第2項

企業債償還金では6億3,127万6,384円の決算額となりました。

6ページ以降につきましては、決算書類となる財務諸表や事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 認定第6号及び認定第7号の詳細説明が終わりました。

以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第35 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第35、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月4日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日9月4日水曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時20分

第 2 号

9 月 5 日 (木)

令和6年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和6年9月5日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	教育長 平岡和徳君
総務部長 木見田洋一君	市長政策部長 元田智士君
市民部長 岩竹泰治君	福祉部長 岩井智君
保健衛生部長 井住寿宏君	経済部長 浦田敬介君
土木部長 平木恵一君	教育部長 舩井貴男君
市長政策部次長 田川大輔君	市民部次長 吉崎賢二君

福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、12番、坂下勲君の発言を許します。

○12番（坂下 勲君） おはようございます。議席番号12番、坂下です。ただいま議長のお許しをいただき、通告に従い、質問させていただきます。

先月、8月8日午後4時43分頃、宮崎県南部で震度6弱の地震があり、宇城市でも震度4でした。気象庁は、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」を発表しました。震度6弱以上、3メートル以上の大津波が予想される防災対策推進地域は、国が707市町村を指定し、県内では宇城市をはじめ、阿蘇市、天草市など10市町村が該当しますので、避難体制の準備など、住民に呼び掛けるよう国は通知を出しました。また、過去最大級の台風10号は、8月29日午前、鹿児島県薩摩川内市付近に上陸し、30日未明にかけて県北部を通過しました。今回の台風は、アウターバウンドにより線状降水帯が発生し、日本全国に被害をもたらしました。8月8日の日向灘を震源とする地震、また台風10号によりお亡くなりになられた方の御冥福をお祈り申し上げ、御遺族の皆様にご冥加を祈り、お悔やみ申し上げます。また、被災された皆様にご冥加を祈り申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、松橋町2区から不知火町御領6区にかけて、宇土市の防災重点農業用ため池が5か所点在しております。数十年前には御手水の中堤ため池が決壊し、また越水した経緯があります。また令和2年の7月豪雨のときも越水し、家屋の浸水が数件あり、地元消防団が活動しました。地球温暖化の傾向は明らかで、大型台風の襲来や豪雨、猛暑など、極端な気象は今後も繰り返される可能性があります。実際、発達した雨雲が次々と発生し、線状に並ぶ線状降水帯と呼ばれる現象は頻繁に発生しております。今年の梅雨は、本市では人的被害はなく、物的被害は例年より少なかったのではないかと思います。今後、台風や線状降水帯等により、隣接する宇土市のため池が決壊及び越水したときの本市の対応についてお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市地域防災計画に基づき、風水害等及び地震の災害時について、次のとおり対応を行います。

まず、ため池の決壊のおそれがあるときの対応といたしまして、河川の決壊・氾濫と同様に、人的被害や家屋浸水等被害の発生が生じるおそれがありますので、防

災行政無線や宇城市情報メール等により、警戒レベル4の避難指示を発令し、人的被害の防止を図ります。

次に、ため池が決壊したときの対応といたしまして、命を守るための行動をとる必要があるため、防災行政無線や宇城市情報メール等により、直ちに災害の発生を伝え、警戒レベル5の緊急安全確保を発令し、市民の生命又は身体を災害から保護します。

今回、議員御質問のため池は、宇土市所在のため池となることから、先ほど申し上げました対応を速やかに図るためには、より一層、日頃から災害を想定した情報の周知・収集や自主防災組織等による避難訓練が最も重要であると認識しており、今後も宇土市と情報共有し、また、自主防災組織等の訓練や研修会等の支援を引き続き行い、自助・共助・公助の連携の強化を図ります。

○12番（坂下 勲君） 今後とも宇土市と情報を共有し、訓練や研修会の支援を引き続き行ってください。

宇土市のため池は、宇城市のため池ハザードマップには記載されておられません。令和2年2月に宇土市役所において、浸水想定区域の御領4区、5区、6区、柏原地区、松橋校区の一部の住民を対象とした説明会が開催されております。今後、宇土市とどのような協議をし、今後、どんな方法で住民へ周知徹底していくのかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 宇土市松山地区の御手水、柳迫の大小5つのため池は、不知火町御領地区に隣接しています。

宇土市が作成したため池ハザードマップによりますと、災害により同時決壊した場合、御領4区、5区、6区、柏原区及び松橋校区の一部が浸水区域になると想定されております。

宇土市は、浸水想定区域の住民を対象とした説明会を、2年半ほど前の令和3年2月に開催しています。ただ、当該マップの周知については、市ホームページに掲載、戸別配布あるいは現地に看板を掲示するなど行っているが、市外の住民に対しての周知は行っていないとのことでありました。

そのため、本市では、宇土市の許可を得て、本市ホームページへの掲載と、浸水想定区域の行政区長に対し、当該マップの回覧及び地区公民館への掲示をお願いすることとしています。今後も随時啓発には努めてまいります。

○12番（坂下 勲君） 本市のホームページへの掲載と、浸水想定区域の行政区長にハザードマップの回覧と地区公民館への掲示をお願いし、今後も随時啓発に努め、住民の皆様に周知徹底をしてください。

ため池防災支援システムは、豪雨・地震等のため池の決壊と下流被害の危険度を

リアルタイムで予測・表示し、地方公共団体などのユーザーへメールで提供するための災害情報システムです。支援システムは、地震時には地震情報を受信してから30分以内、豪雨時には現在時刻から6時間後まで、ため池決壊危険度を予測してインターネットで予測結果を地図に表示します。国や自治体はこの情報を基に、ため池周辺の住民の避難対策を行ったり、決壊防止のための緊急対策を行うことができます。平常時、災害直後のため池情報の収集・管理、地震等の決壊予測、豪雨時の決壊予測などの情報をどのように宇土市と共有し、ため池周辺の住民の避難対策、決壊防止のための緊急対策につなげるために、本市としての対応策をお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 坂下議員御質問のとおり、本市ではため池防災支援システムを利用して、ため池の点検に役立てているところです。

当該システムは、農林水産省に属する試験研究機関である農研機構が開発したシステムで、豪雨・地震時のため池の決壊と下流被害の危険度をリアルタイムで予測・表示し、地方公共団体等へメールで警報する機能を備えたものです。

また、当該システムと連携したため池管理アプリを利用することで、点検時、現地で速やかにスマートフォンやタブレットで点検結果を入力することができ、システムを通し、遠隔にいる者でも点検結果を迅速に把握することが可能になります。

加えて、他自治体の情報も閲覧することが可能で、宇土市から対象ため池の閲覧の許可があれば、宇土市の点検結果も速やかに共有することができます。

宇土市は、日常点検に加え、大雨時の緊急点検、ため池管理者に対しての低水管理の指示や多面的機能支払事業の活用促進など、常日頃よりため池の保全管理には努められていることを確認しています。

重ねて、御手水の2つのため池については、近々しゅんせつする予定があるとも伺っております。

○市長（守田憲史君） ため池の決壊による人的被害を未然に防止するには、浸水区域となる関係自治体間の連携が重要であります。今後も宇土市と情報共有し、早期の情報発信を行い、市民の不安解消に努めてまいります。

○12番（坂下 勲君） 御手水のため池を宇土市はしゅんせつするということですので、早期のしゅんせつを宇土市にお願いをしていただきたいと思います。ため池防災支援システムと連携したため池管理アプリを利用することで、遠隔にいる者でも点検結果及び情報を迅速に把握することが可能ですので、宇土市と連携を密にし、人的被害の防止に努めてください。5つのため池に隣接する浸水区域の御領4区、5区、6区、柏原地区、松橋2区は、防災意識が高く、御領5区は令和2年7月豪雨で被害を受けておられますので、区長さんを中心に、ため池の決壊及び越水時を想定した訓練、また地震や火災等を想定した訓練などを毎年実施されております。

本市は緊急時の迅速な避難行動につなげてもらうように、他の自治体よりもいち早くため池ハザードマップを作成していますので、住民と市で地域が抱える防災リスクを再度確認し、避難経路や避難場所をあらかじめ想定することで、防災対策や災害時の被害軽減に努めてください。

次に、令和2年9月から令和3年3月19日にかけて、J R松橋駅周辺開発においてパブリック・プライベート・パートナーシップ（P P P）、プライベート・ファイナンス・イニシアティブ（P F I）導入の可能性調査業務委託をされました。結果とその計画をお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 議員御指摘の委託事業は、平成21年に策定いたしました松橋駅周辺地域まちづくり基本構想・基本計画の推進を図るため、官民連携による取組の可能性を調査したものでございます。

具体的には、松橋駅東側を対象に、官民連携による住宅、商業施設、公共施設等の複合施設建設の実現性が検討されました。

結果、市の財政負担の大きさや民間企業参画の難しさがあり、また、コロナ禍であったということも重なり、それ以降の検討は見送られることになりました。

その後、駅東側につきましては、令和4年度から施設誘致を想定いたしましたまちづくりを検討するため、宇城市松橋駅西周辺地区まちづくり基本構想策定等支援業務委託に取り組んでまいりました。

ただ、こちらにつきましては、想定していた施設の誘致が見通せなくなったことから、昨年度は、幅広く開発の可能性を調査するものに内容を変更し、実施いたしました。現在も不動産事業者やデベロッパーへのヒアリングを行いながら、今後の進め方等を研究しているところでございます。

○12番（坂下 勲君） せっかく始めたのに、財政状況を見ながら続けてほしかったですね、残念です。交通結節機能の強化、商店街の活性化によって、快適に安全・安心な都市環境と市の玄関口としてふさわしい駅周辺の定住の場を創出し、新たなにぎわいの場となるように整備をしてください。部長、頑張ってください。

松橋駅西に施設の誘致計画がありましたが、令和5年に頓挫した経緯があります。一時は、宇城市のJ R松橋駅西側が最有力の建設候補地でしたが、下水道事業の変更、用地交渉の開発規制の見直しなどの課題が浮上し、工事着手まで4年以上が必要で完成が間に合わなくなるため、計画を断念しています。令和4年第4回定例会で、松橋駅開発についての執行部の答弁は、「まず、道路整備を先行させ、その上で民間事業者とも連携しながら、土地の有効活用を最大化するまちづくりをしたいと思います」との答弁でした。あれから、1年9か月経ちました。方向性が見えてきません。宇城市は熊本県の中央に位置し、松橋駅は、熊本県中央地域全体の交

通・観光のハブ機能を有しておりますので、駅西に県営野球場及び総合運動公園は適していると考えます。また、駅東についてはバスセンターを含めた複合施設の建設について、宇城市として松橋駅周辺の総合開発は喫緊の課題と思いますがどうか。また、どのようなビジョンを考えているかお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに、ビジョンにつきましては、松橋駅周辺では宇城市都市計画マスタープラン、それから宇城市復興グランドデザインにありますとおり、交通結節点としての強みや特徴を活かし、市の玄関口にふさわしい定住の場、交流による新たなにぎわいの創出の場を目指していきたいと考えております。

これまで既に、松橋駅自由通路や西口ポケットパーク、東口駅前広場等が整備され、現在も交通環境の改善を目的とした市道松橋駅西線の整備を進めております。

次に、駅東側、西側それぞれの具体的な開発方法としての複合施設や県営野球場、運動公園についてになりますが、昨年度の調査によりますと、近年の物価高騰による住宅価格の上昇に加え、県内の開発ニーズや注目が県北に向いていることなどから、今は開発を進めるには難しい環境にあることが報告されております。ただ、施設の誘致など、大きなきっかけがあれば開発を一気に加速することもあり得るとされていることから、駅の東側、西側ともに、開発のきっかけづくりが大変重要だと考えております。

その点からしますと、議員御紹介の野球場や運動公園は、駅周辺地区の開発を大きく前進させるものだと思っております。

○12番（坂下 勲君） 令和5年第3回定例会で、内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会も設置されております。総合運動公園などは、駅周辺地域の開発が大きく前進されると考えるとのことですので、是非、実現をさせてください。

市長政策部は、今までに企業誘致、空き家バンク、eスポーツ施設の「うきのぼ」を開設するなど様々な事業を展開され、総合的な企画及び調整、移住・定住、地域コミュニティ、空き家、企業誘致等の業務を活発にされている市長政策部ですので、今後、宇城市をどうすれば駅周辺のにぎわいの創出を図れるか、期待しているところです。そこで提案ですけど、松橋駅を挟んで西と東を結ぶ地下道路か跨線橋の道路、またスロープの歩道などをアクセス道路として設置し、松橋駅周辺の開発に取り組んでどうか、市長政策部長、市長にお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 主要幹線道路から松橋駅にアクセスするための道路整備の必要性につきましては、これまでも議論されてきたところでございますが、平成23年から24年にかけて実施した調査の中で、いくつかのルートが検討されております。また、昨年度実施した調査の中でも、松橋駅西側の開発を進める際の課

題として道路整備が挙げられております。

こうしたことから、現在、道路を整備することによってどの程度開発の可能性が高まるのか、また、どのような開発が可能となるのか等について、不動産事業者やデベロッパーへのヒアリングを開始しているところでございます。

今後、その結果も踏まえて、道路整備の必要性や松橋駅周辺の開発の進め方を改めて検討していきたいと思っております。

○市長（守田憲史君） 松橋駅周辺地区の開発につきましては、これまでの議会でも答弁してまいりましたとおり、行政だけでなく、民間の豊富なノウハウや柔軟なアイデア、そして資金を取り込み、互いが良い役割分担の下に協力していくことが重要だと考えています。

そこで私は、将来的な民間企業の参画を誘発できるよう、市道松橋駅西線の整備をはじめとする道路事業を先行させてきました。

議員御提案のアクセス道路につきましても、長期的視点に立ち、民間企業や市民も巻き込んでその必要性やルート、整備のタイミング等を協議していくことが大切だと思います。

現在、その第一歩として、関係者へのヒアリングを進めさせていますので、まずはその結果を待ちたいと考えております。

宇城市の発展には、この松橋駅西の開発が最も重要な地域であると認識しております。

○12番（坂下 勲君） 関係者へのヒアリングを進めており、その結果を待ちたいということですので期待しております。今後、民間企業や市民も巻き込んで協議し、早期の整備を進め、松橋駅周辺の開発に取り組んでください。スポーツを通じた地域振興や商業、医療、福祉、子育ての生活利便性施設の集積により、商店街などの活性化、また、松橋駅を中心とした交通結節機能の強化を図り、地域経済の活性化を実現するためにも、是非、実現につなげていただきたいと思います。

ハラスメントとは、他の者に対して、精神的あるいは肉体的な苦痛を与える行為のことで、ハラスメントの具体的な例として、次のようなものが挙げられます。1つに、パワハラとは、上司や先輩からの強い圧力や威圧的な態度など、職場内での権力を利用した言動。次にセクハラとは、同僚や上司など、職場での性的な言動や行動。モラハラとは、職場内での無視や陰口、執拗な批判など、精神的な苦痛を与える言動などがあります。今回は、パワハラについての見解を総務部長、そして教育委員会は地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツなどに関する事務を担当する機関として設置され、首長から独立した行政委員会として位置付けられていますので、教育部長の見解をお尋ねします。

○総務部長（木見田洋一君） 職場でのパワーハラスメントをはじめとする様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなど、人権にも関わる許されない行為であり、職場環境の悪化、業務への支障や人材の損失につながりかねない大きな問題だと認識しております。

また、ハラスメントに対し適切な対応を行っていない場合には、地方公共団体としての責任を負う可能性があること、また、これらにより市民からの信頼を失い、市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識しております。

議員御紹介のありました職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為と言われております。

職場のパワーハラスメントは、一旦事案が発生してしまいますと、その解決に時間と労力を要するため、まずは問題が発生しないよう、予防対策を講じることが重要と認識しております。

これらの認識の下、パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの未然防止やハラスメントが疑われる事案への措置について、適切に取り組む必要があると考え、宇城市におきましては、宇城市ハラスメントの防止等に関する規程、また、職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針及び運用要領を定め、ハラスメントの未然防止に取り組んでおります。

○教育部長（舩井貴男君） ハラスメントの認識として、特にパワハラについて、基本的には総務部長が答弁したとおりでございますが、教育委員会としましては、教育部内の一般職の市職員のほか、用務員等の学校勤務の職員や県費職員の各小中学校の教職員をもって教育委員会組織となります。

各小中学校のハラスメント教育や対策、対応については、それぞれの学校に、主に教頭や養護教諭など教職員数人のハラスメント相談員を設置し、ハラスメント等に関する申出及び相談に対応しております。

また、県教育委員会の対応としては、ハラスメント等外部相談員が設置されており、相談体制が取られております。このほかに、ハラスメントに関連する通知の発出や、教育事務所単位の会議等での周知などが行われております。

○12番（坂下 勲君） 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為。まずは問題が発生しないように、予防対策を講じることが重要と認識しておられるので理解できました。パワハラの種類は6

つの行為類型があると思います。パワハラ行為は、1つ目に、身体的な攻撃で殴る、蹴る、物を投げるなどの暴力行為。2つ目に、精神的な攻撃で、精神的な苦痛を与えるもので、執拗に叱責し怒鳴る、周囲の前で威圧的な叱責を繰り返す行為。3つ目に、人間関係の切り離しで、いわゆる仲間はずれのようなもの。挨拶や仕事のやり取りで無視をするような環境をつくる。4つ目に、過大な要求で物理的・時間的に無理なノルマを強要すること。私的な雑用を強要すること。5つ目に、過小な要求で、仕事を全く与えないこともパワハラに該当します。6つ目に、個の侵害。プライバシーの侵害です。家族や恋人のことや、信仰する宗教など、業務とは無関係なことをしつこく聞くこと。家族や恋人について悪口を言うことです。近年、よく話題になるパワハラによって、自殺に追い込まれる事例も多々あります。非常に深刻な問題として注目されています。職員は、各部署からの情報は常に聞き入れる体制が必要かと思いますが、総括する総務部として今後の対策をお尋ねします。

○総務部長（木見田洋一君） 職場におきましてハラスメントが起きてしまったときの対応といたしまして、被害者の相談先が所属部署以外または所属部署に分かれることが想定できます。

所属部署以外での対応といたしましては、人事及び人権の所管部署の職員、その他各部局から選出されました職員をハラスメント相談員として任命いたしまして、ハラスメントを受けた職員が、所属部署以外の第三者である相談員に相談できる体制を整備しております。

また、所属部署でハラスメントの訴えがあった場合の対応といたしましては、所属長が被害者の相談に応じるとともに、加害者への事情聴取を目的とした面談を実施することがあります。

さらに、問題を迅速かつ適切な対応を行う必要から、人事所管部署に報告することになっております。

また、所属長以外にも上司や同僚が被害者に声をかけて相談に乗ったり、加害者に注意を促したりといったことも考えられます。

もし、所属部署や人事所管部署、ハラスメント相談員の対応でも問題が解決しない場合には、副市長を筆頭としました庁内組織であるハラスメント調査委員会を開催いたしまして、必要に応じて当事者からも意見を聴取し、問題解決を図ることになっております。

○12番（坂下 勲君） 今回はパワハラを話しておりますけれども、パワハラを受けた職員は、なかなか相談員には相談しにくいと思います。市としても、相談員に気軽に相談できる組織体制の構築を図っていただきたいと思います。パワハラと指導は違うと思います。1つの例として、部下に対して自らの欠点を自覚させ、併せて

長所を気づかせるのが指導で、好き嫌いや憂さ晴らしなど、個人的な感情が優先されているのがパワハラである。指導を行う際、3つのポイントに留意し、1つ、目的、相手にどのような成長を願って、どのような考え方や行動に対して指導するのかを明確にする。2つ目に、一方的に話すのではなく、相手に気づいてもらう。相手にも発言を促し、なるべく改善点は相手の口から出てくるように促す。3つ目に、相手の話も聞き、お互いの信頼関係を持つことを心がけるなど、指導する側も努力する必要があります。本市としての今後パワハラ防止対策について、総務部長、教育長にお尋ねします。

○総務部長（木見田洋一君） ハラスメントの問題が起きないためには、職員一人一人がハラスメントに関する正しい認識を持ち、日頃から他の職員とのコミュニケーションを大切にし、他の職員への指導や助言にあっても、自分自身の言動に十分に留意する必要があると考えております。

また、職員を管理監督する地位にある職員は、ハラスメントの原因やその背景となる要因を解消し、良好な職場環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等により、ハラスメント等の防止及び排除に努めていくとともに、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する必要があります。

ハラスメントの未然防止に関する対応策といたしましては、これまでハラスメント防止研修等を通じて、各職員に対するコンプライアンス意識の醸成を図っているところです。

今年度も、課長級職員及びハラスメント相談員を対象とした研修を開催しておりまして、今後も役職に応じた研修を繰り返し開催していきたいと思っております。

ハラスメントは、個人の尊厳を損ねるだけではなく、職員の心身の健康を損ね、また職務能率の低下を招くおそれもあり、許されるものではございません。

研修等を通じ、繰り返し職員にハラスメント防止の意識が根づくように周知し、働きやすい職場づくりに取り組んでまいります。

○教育長（平岡和徳君） 教育委員会における市職員へのハラスメントの防止等につきましては、日頃からのハラスメント教育を始めまして、未然防止や相談対応の職場環境の構築に向けまして、総務部と連携・協力しながら取り組んでいるところです。

また、各小中学校に対しましては、県教育委員会からのハラスメント防止対策に関する通知などを基にし、毎月開催しております校長会等、また教頭会議におきまして、管理職に周知徹底するとともに、県の教育事務所や市教育委員会による学校訪問等による個別の授業参観などにおいて、実際の教育現場をしっかりと確認しながら、職場環境の現状を把握しているところです。

今後も各学校との連携を密接に取りながら、議員が申されました互いの信頼とい

うものを大切にし、風通しの良い学校現場、そして職場環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

○12番（坂下 勲君）　今回はパワハラについて話しておりますが、職員の知識・理解を深める目的で、パワハラ防止に関する研修を実施することが必要です。パワハラが常態化している職場では、発生に気づかないケースも珍しくありません。普段何気ない行動がパワハラに該当することもあるため、お互いに注意し合える環境を構築する必要があります。また、どこからがパワハラにあたるのか判断が個人によって異なる場合も多くあります。職場全体での認識を統一させ、職場の相違を防ぎましょう。ポイントは立場によって異なるため、管理職と一般職は分けて実施し、職員全体に知識を定着させるものも有効です。風通しの良い職場づくりを目指してください。

最後です。本市は、平成19年度から2学期制を実施し、子どもたちの学力を向上させる取組として、「学びの連続性とふれあい」をキーワードにした授業を長期的視点で推進されています。また、新しい学習指導要領では、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性など3つの柱を挙げています。またポイントとしては、1、社会に開かれた教育課程、2、育成を目指す資質能力、3、カリキュラム・マネジメント、4、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が、学習指導要領のポイントであります。本市における2024年度の全国学力・学習状況調査の結果について、現状をどのように認識しておられるのかお尋ねします。

○教育部長（舩井貴男君）　令和6年度の全国学力・学習状況調査は、令和6年4月18日に、小学6年生、中学3年生を対象に、国語と算数・数学のそれぞれ2教科で実施されました。

学力調査の結果といたしましては、小学校の国語の平均正答率は70%で、県平均より3ポイント、全国平均より2.3ポイント上回っています。前年度は、県平均が同率、全国平均より0.2ポイント下回っていたため、前年度比較としては共に好転した状況です。

算数の平均正答率は64%で、県平均より2ポイント、全国平均より0.6ポイント下回っています。前年度は、県平均が同率、全国平均より1.5ポイント下回っていたため、県平均は下向きに、全国平均は上向きになった状況です。

続いて、中学校の国語の平均正答率は55%で、県平均より2ポイント、全国平均より3.1ポイント下回っています。前年度は、県平均が同率、全国平均より0.8ポイント下回っていたため、前年度比較としては、共に下向きとなっております。

数学の平均正答率は49%で、県平均より1ポイント、全国平均より3.5ポイ

ント下回った結果となりました。前年度は、県平均より2ポイント、全国平均より5ポイント下回っていたため、全国・県ともに改善傾向にあります。

○12番（坂下 勲君） 小学6年生の国語は、県・全国平均を上回り、前年度と比較しても共に好転した状況です。算数は、県・全国平均より下回っていますが、全国平均は上向きになった状況です。また、中学生の国語は、県・全国平均より下回っていますが、数学は前年度と比較した場合、全国・県ともに改善傾向にありますので、更なる学力向上に努めていただきたいと思います。

小学校部活動は、令和元年から学童スポーツクラブに移行し、また本市として中学校は2027年度（令和9年度）までに、社会体育に完全移行する計画だと聞いています。令和元年度に小学校の学童スポーツがスタートしたときは18チーム、444人、令和6年は12チーム、225人と減少傾向にあります。児童の体力低下が見られるのではないかと。児童生徒の体力の現状をどのように認識しておられるかお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 児童生徒の体力の状況については、熊本県体力・運動能力調査、通称、体力テストにより現状を把握しております。

体力・運動能力調査は、各小中学校の全学年において、毎年5月下旬から6月末にかけて実施しており、このうち、小学5年生と中学2年生の体力調査については、国が実施するもので、全国統計による比較が可能となります。

議長のお許しをいただいて、議員の皆様の机の上に事前に配布しております資料、全国体力・運動能力等調査の過去5年間の推移に沿って、令和5年度までの過去5年間の調査結果を項目ごとに説明いたします。

なお、令和6年度調査は、現在、県への報告段階となり、また、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により調査が未実施のため記載しておりません。

まず、1ページ目の小学5年生の男子については、過去5年間を通して、年度ごとに若干の変動はありますが、反復横跳びの項目と立ち幅跳びの項目以外は、全国または県平均をおおむね上回る結果となり、握力の項目が県平均を一部で下回る状況です。表下段にある総合的な評価となる体力合計点は、全国平均を上回り、県平均と交互に推移しています。

次に、2ページの小学5年生の女子については、長座体前屈の項目と立ち幅跳びの項目以外は、全国または県平均を上回る結果となり、握力と反復横跳びの項目が県平均を一部で下回る状況です。表下段の体力合計点は、全ての年度で、全国・県平均を上回っています。

次に、3ページの中学2年生の男子については、持久走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの項目は、毎年、おおむね良好な結果になっておりますが、そのほかの項

目では、全国または県平均を年度ごとに下回る状況です。

表下段の総合的な評価になる体力合計点は、令和3年度に県平均を下回りましたが、そのほかは全国・県平均を上回っています。

最後に、4ページの中学2年生の女子については、握力と長座体前屈の項目は、全国または県平均を下回る結果となります。

また、上体起こしや反復横跳びの項目では、令和5年度の結果が好転したところですが、50メートル走の結果は、年々、下向き傾向にあります。

表下段の体力合計点は、令和4年度に県平均を下回りましたが、そのほかは全国・県平均を上回っている状況です。

小学校部活動の社会体育移行に伴う児童の体力の状況については、移行当時の令和元年度の結果と令和5年度の結果を比較して説明します。

小学5年生の男子については、資料の1ページのとおり、結果の数値そのものを比較すれば、8項目全ての結果が若干下向きになっていますが、全国や県平均の結果も本市同様に、若干下向きになっています。

2ページの小学5年生の女子については、上体起こし、50メートル走、ソフトボール投げの項目は、令和元年度の結果と比較して好転しております。その他5項目の結果については、若干下向きになっていますが、男子と同様に、全国や県平均の結果も若干下向きになっています。

しかしながら、男女とも過去5年間の総合的な評価を表す体力合計点の推移としては、若干の変動はありますが、全体的に十分評価できる結果と考えます。

- 12番（坂下 勲君） 小学5年生の女子、中学生の男女が総合的な評価となる体力合計点は、全国平均・県平均を上回っています。小学5年生の男子は、過去5年間を通して年度ごとに若干の変動はありますが、総合的な評価となる体力合計点は全国平均を上回り、県平均と交互に推移をしています。ここで、机上配布してあります表ですけども、令和元年度と令和5年度の比較ですけども、握力を見ていただきますと、令和元年度は17.4キロ、令和5年度は16.4キロ、低下しております。令和元年度と令和5年度を比較すると、全種目が見て分かりますように、低下しているのが現状です。ここが問題なんですよ。全国の体力は若干低下しているので比較はできないと思います。新型コロナウイルスの影響も多々あるかと思いますが、学童スポーツが減少しているのも原因かと思いますが、今後は、中学校の部活が社会体育に移行しますので、児童生徒の体力向上に向けた取組が喫緊の課題と思われます。今後、本市の児童生徒の学力や体力を向上するための対策を教育委員会はどうのように議論し、具体的な対策をどう講じていくか、教育部長と教育長にお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 児童生徒の個別の学力テストの結果は、結果票と併せて学習シートが各小中学校に配布されています。

その学習シートを活用し、テスト内容を振り返り復習し、苦手なところを補充するなど、学力向上の取組の1つとして、各学校の実態に応じた対応をお願いしております。

また、校長会議等でも、これまでの学力テスト結果等を分析し、課題となるところや改善策等についてお示しし、各校における学力向上対策について取組をお願いしているところです。

体力テストについては、各校において各学年の課題となるところを洗い出し、その課題解決に向け、体育授業の工夫改善や運動の日常化・習慣化など、体力向上に向けた取組を進めています。

また、学力テスト同様、個別に体力テストの結果が児童生徒へ配布されており、その結果に基づき、児童生徒自身が高めるべき体力や運動能力を把握し、学校や家庭でできる運動などを進められるよう情報提供を行っております。

今後も、児童生徒の体力向上に向けた取組を引き続き進めてまいります。

○教育長（平岡和徳君） ただいまの教育部長の答弁にもありましたように、本年度の全国学力調査につきましては、小学校の算数と中学校の国語と数学が、昨年度よりも改善傾向にあるといった結果が出ております。ただ全体としては、まだ課題を残すところであります。

今回の結果を踏まえまして、教育委員会としましては、各校に配備している1人1台のタブレットを、効果的・有効的に活用した各教科における授業の工夫改善の更なる推進、そして学力テストの結果等をしっかりと捉えた上で、子どもを学びの主体とする授業づくり、授業改善の充実等を進めまして、個別最適な学びを保障する学習支援と全教科の学力向上に、全力でサポートに努めてまいりたいと思っております。

また、体力・運動能力調査につきましてですけれども、小中学校の男女ともに調査項目の6割以上が県平均を上回っております。この内容は、十分に評価できる結果というふうに捉えております。一方で、長引くコロナ禍の感染症対策等による運動不足の影響によりまして、全国的に体力・運動能力の低下が懸念されております。さらに、小学校部活動の社会体育移行などの影響により、体力の二極化、格差の開きも心配しているところです。こういった課題に対しまして、教育委員会としましては、子どもたちの生活環境の変化に注意深く目を配りながら、たくましく生きる力の根源である体力向上等に向けて、今後も丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

○12番（坂下 勲君） タブレットを活用した各教科における授業の工夫改善の更なる推進、個別学習の充実などを進め、全教科の学力向上に努め、子どもたちの生活環境などの変化に注意深く目を配りながら、体力向上に向けても今後丁寧に取り組んでください。また、子どもたちの豊かな心、健やかな体を育成させてください。

最後になりますが、まだ暑い日が続いております。執行部の皆様におかれましては、体調管理に十分注意され、職務に洗練されたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、永木誠君の発言を許します。

○9番（永木 誠君） 皆さん、こんにちは。9番、会派暁の永木でございます。早速ですが、議長のお許しをいただきましたので質問をいたします。よろしくお願いいたします。今回は2点について質問させていただきます。

まず、大きな1番の小川支所の現状について質問いたします。小川支所が大型ショッピングモールのイオンモール宇城内に移転して、今年の12月で丸4年になります。支所の移転は、当時の執務室が手薄であり、来庁者の待合スペースや相談スペースが確保できないといった課題の解決、庁舎環境の改善を図ることが第一の目的でありました。また、同時に市民との共生を理念とした九州大学大学院芸術工学研究院との共同研究による施設整備、事務用品大手のコクヨ株式会社との連携による総合窓口化へのフリーアドレス導入、障がい者の就労支援を目的としたカフェの併設などを進めてこられました。何より全国で初めて支所の全機能が、民間の商業施設に移転する官民連携の新しい形となる取組であったことが、これまでにない支所の在り方のモデルとして関係各所の期待も高く、全国に報道されました。イオンモール宇城とJR小川を結ぶエリアは、小川地区のにぎわいの中心であり、生活利便性も高いことから、年々人口も増加しています。イオンモール宇城との共存共栄は、当該地区の振興の鍵であると言えます。

そこで、小川支所の現状、特にイオンモール宇城内へ移転したことによって生まれた相乗効果についてお尋ねします。

○小川支所長（坂本優子君） 小川支所の現状と移転による効果につきまして、利用者

の状況からお答えいたします。

小川支所の利用者数につきましては、移転前の平成29年度の推計が38,400人、1日当たり160人でした。これに対し、直近の利用者数から推計しました、eスポーツ施設「うきのぼ」の利用者を含めない、今年度の利用者数は約42,500人、1日当たり177人となりまして、移転前と比べまして約1割増える見込みとなっております。

一方、戸籍・住民票、税関係などの証明書の窓口申請件数につきましては、マイナンバーカードやキオスク端末、コンビニ交付サービスの普及によりまして、平成30年度の13,030件から、令和5年度は5,718件と大幅に減少しております。こちらから、証明書発行以外の行政サービスで支所を利用される来庁者が増えている状況がうかがえます。

また、各種の申請書から利用者の地域属性をみますと、小川町在住の方だけではなく、松橋町南部や市外からの利用者の割合も増えているように見受けられます。

次に、イオンモール宇城との相乗効果につきましては、令和3年10月に九州大学の研究室が支所の利用者を対象として実施しましたアンケート調査の結果で38%、約4割の方が、「支所での行政サービスの利用と併せて、イオンモール宇城を利用した、利用する予定」と回答されております。小川支所が移転しましたことで一定の相乗効果、集客増が生まれたものと考えております。

今後は、マイナンバーカードの普及や行政サービスのオンライン申請が一層進むことによりまして、窓口の利用者は減少していくものと想定されますが、小川支所はショッピングモール内にあるという利便性を活かし、行政サービスを利用するだけではなく、多くの方が気軽に立ち寄り、御利用いただけますよう、引き続き、親しみやすい支所づくりを進めてまいりたいと考えております。

○9番（永木 誠君） 小川支所は、ショッピングモール内にあるという利便性を活かし、行政サービスだけではなく、多くの方が気軽に立ち寄り、御利用いただけるよう、親しみやすい支所づくりに努めていただきたいと思います。

では、次の質問に入ります。eスポーツ施設「うきのぼ」についてお尋ねします。小川支所の空きスペースを活用し開設したeスポーツ施設「うきのぼ」は、県内初で全国的にも珍しい施設です。県内、全国放送のテレビや新聞などでも多く取り上げられ、市のPRにもなっています。今年の1月と7月に行われた周年イベントは、キッチンカーなども出店し、子どもたちを中心に大変なにぎわいがあったと聞いております。各種イベントも多く行われ、eスポーツはもちろん、子どもたちへのプログラミング講座や高齢者へのスマホ教室も定期的で開催され、運営も順調だと感じています。他の自治体でもeスポーツを取り組むところが出てきていますが、

「うきのぼ」は、小川支所同様にイオンモール宇城内にあるため、市民の利便性が高い場所で市外からの利用も多く、交流人口拡大にも寄与していると思います。また、地域おこし協力隊の3人が、イベント企画の実行や運営を担っておられますが、来場者の対応なども評判がいいとお聞きしています。

そこで、これまでの「うきのぼ」の取組と今後の計画及び3年の任期が終了した後の地域おこし協力隊の方針をお伺いします。

○市長政策部長（元田智士君） 令和5年1月に小川支所内に開設いたしましたeスポーツ施設「うきのぼ」は、前年に熊本eスポーツ協会、イオンモール、市の3者で連携協定を締結し、eスポーツの普及とデジタル化の推進を進める目的でスタートいたしました。

施設整備は、企業版ふるさと納税の700万円と、ふるさと納税型のクラウドファンディングで集めた1,064万円から経費を除いた575万円を活用し、一般財源に頼らず整備を行っております。

オープンして1年7か月、これまで延べ約18,000人の方に利用していただき、平均しますと平日は30人、休日は78人が利用していただいております。

これまでの取組といたしましては、eスポーツイベントが70回、スマホ教室が53回、プログラミング講座が32回、その他のイベントが23回と毎週イベントを実施。また1周年、1.5周年のイベントでは、毎回2日間で900人ほどの集客がございました。多くの方に喜んでいただいております。

昨年末に行ったアンケートでは、利用者の半数が市外から、男女比は半数で予想より女性の利用が多く、満足度は91%と高い結果が出ております。

今後の計画としましては、6月より地区の公民館などに出張スマホ教室を開始し、小中学校にも出前講座を始めるなど、施設内にとどまらない事業展開を始めております。また、デジタル人材育成にも力を入れ、AIなどの体験イベント、専門的なデジタル技術の習得などを子どもから大人まで対象を広げ、展開できるよう企画しております。

運営は、地域おこし協力隊3人が担っています。能力もあり、来場者からも好評で、この頑張りがあって順調に進んでいると感じております。残りの任期は2人が1年4か月、1人が1年10か月余り。他自治体でもeスポーツに力を入れはじめ、本市の協力隊が勧誘されているので、今後も宇城市に残っていただけるよう努力してまいります。

今後もこの事業が市の魅力づくりに貢献できるよう、取組を進めてまいりたいと思います。

○9番（永木 誠君） このeスポーツは、私も個人的には高く評価しております。利

利用者から高い満足度の評価をもらっているのも、地域おこし協力隊の方々の運営のおかげだと思います。先ほど答弁でありましたが、他自治体からも勧誘を受けているとのことですが、是非、宇城市発展のために、引き続き宇城市に残っていただけるよう努力をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。（３）コミュニティバスの自動運転について質問いたします。今年度、県内初となる自動運転バス運行の実証実験を行うと聞いております。宇城市だけでなく、全国的な傾向として公共交通の利用者減少や運行事業者の運転手不足問題など、公共交通を取り巻く問題は山積していると認識しています。一方で、イオンモール宇城が運行しているコミュニティバスは、多くの利用者がおり、そういった状況の中で、今回、小川駅とイオンモール宇城を結ぶ区間でのこの取組は、持続可能な社会を構築していく中で大きな意義があるものだと考えます。熊日新聞をはじめ、マスコミ報道をされたこともあるかと思いますが、市民の方々と接する中で話題に上がることが多く、今回の実証実験についての関心の高さもうかがえます。

そこで、今年度実施する実証実験についての概要と今後のスケジュール、次年度以降の計画や見通しについてお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 市では本年度、ＪＲ小川駅とイオンモール宇城を結ぶ約１．５キロの区間において、自動運転技術の実装実験事業を行います。

本事業は、国土交通省所管の補助金の採択を受けて実施するもので、採択を受けたのは宇城市と熊本市のみで、県内初の取組となります。

今回、実証実験を行うエリアは、現在、イオンモール宇城が独自でコミュニティバスを運行しており、年間４８，０００人程度が利用されています。また、このエリアは、市が策定する都市計画マスタープラン、立地適正化計画において地域拠点・地域交流ゾーンに位置付けられており、近年では駅周辺に住宅建築が増加し、小川駅、大型商業施設、保育園、小中学校、高校などが存在し、コンパクトシティを形成しております。

これらの条件下において、高齢者の移動手段を担保すると同時に、若年層・ファミリー層に対しても、多様で持続可能な移動サービスを提供したいという理由から、このエリアで自動運転バスの実証実験を行うことといたしました。

今回の実験においては、市とイオンモール株式会社、ＮＴＴ西日本熊本支店の３者でコンソーシアムを組成し、官民共創の取組といたします。使用する車両は、定員が１２人で最高速度は２０キロ、１回の充電で約９時間、距離にして１００キロ程度の自動走行が可能な車両を使用いたします。実施期間については、本年１２月頃にオペレーターが同乗して車両を監視監督するレベル２で、１週間程度の運行を

行う予定としております。

運行期間中、利用者等へのアンケートを実施し、ニーズや課題を抽出し、次年度以降も実証実験を重ねながら、本格運行に向けて調整していきたいと考えております。

今回の取組をきっかけに、市民の皆さんの公共交通に対する関心が高まり、少しでも公共交通の利用促進につながることを期待するとともに、サステナブルの推進、スマートシティへの足がかり、ひいては、定住人口の増加につなげたいと考えております。

○9番（永木 誠君） 今回の自動運転の実証実験には、今後全国的にも広がっていくものだろうというふうに考えます。先ほど答弁にもありましたが、サステナブルの推進、スマートシティへの足がかり、ひいては、定住人口の増加につなげたいということでございますので、是非しっかりとした計画で進めていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、大きな2の質問に移ります。守田市長のこれまでの取組ということで、市長12年の政策は、私が議員になる以前から、共感し合いながら進めてきたつもりです。その経過として持論を交えてお話させていただきます。市長選最初である平成25年の公約では、市長の命題として市民のために「可能性への迫り」により、4つを明言されました。その1つ目に、後継者の育成、定住促進を図りながら力強い産業を目指す、産業の発展なくして地域の発展はないと、地元の産業発展への期待が膨らみました。2つ目に、誰もが出番、支え合い福祉社会。市民の皆様が健康で健やかに生活し、高齢者や障がいがある人も、住み慣れた地域で元気に過ごすための環境づくりを掲げられました。3つ目に、豊かな人間性を育む教育は、施設整備とともに、幼稚園、保育園、小中高の連携を推進され、教育の重要性に共感しました。4つ目に、環境保全と再生については、宇城市は、山、海に囲まれた自然豊かな地域でありながら、都市機能の側面を持つ地域でもあります。この自然豊かな環境を活かした農林水産業の取組は、のちに様々な事業へ変わり、国営基盤整備へと発展されました。しかし、1期目の4年間には、熊本地震と市始まって以来の豪雨災害があり、財政的な制約がある中、宇城氷川スマートインターの開業、松橋駅西側及び戸馳大橋の整備、豊野小中一貫校など、無事に遂行されました。2期目を振り返れば、熊本地震からの復旧・復興を最優先に目指した取組に迫られた4年間ではなかったかなと思います。第2次総合計画に掲げる将来都市像、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」を目標に、市民の皆様に住んでよかったと感じていただけるよう、市民目線で事業展開をされました。「復興するまちづくり」では、6か所の防災拠点センターの建設を復興の最重要プロジェクトで進め

られ、災害公営住宅についても全181戸が建設されました。また、被災された市民が安心した生活を送ることに尽力もされました。後期計画では、復興から「再生・発展するまちづくり」に切り替え、熊本地震からの集大成として本庁舎の大規模改修を最後に、復旧・復興を収束されました。しかし、行く手を阻むように新型コロナウイルス感染症による様々な影響が拡大する中、市民生活を緩和するための生活基盤や社会基盤への支援の継続が必要とされ、商品券事業では生活支援と経済循環を実現されました。「育てるまちづくり」では、子どもが幅広い知識と教養を身に付け、豊かな人間性と健やかな身体をつくれるよう、安全かつ快適な教育環境の整備と子育て支援が充実したまちづくりが進められました。子育て支援では、第3子以降の保育料無料化や県下初となった副食費の無償化、全児童生徒1人1台のタブレットパソコンやデジタル教科書などのいち早い導入、また、子ども医療費の助成については高校3年生まで拡充され、さらには県内では初となる小中学校における給食費の無料化を行い、新給食センターでは最新の設備による衛生基準を満たした給食が、全生徒に向けて提供されることになりました。財源確保には苦労されたと同いしましたが、行財政改革を推し進めた費用対効果がかなり大きいことから、理解が得られたことだと思います。環境整備については、小中学校全教室へのエアコン設置から老朽化した庁舎の改修が行われました。平成29年度から計画を進めた不知火小学校では、令和3年4月に松合小学校の統合が行われ、9月の供用開始には新しい不知火小学校が誕生しました。また、被災を受けた松橋中学校の体育館と武道館改修工事も無事に完了し、その後、順次小川中学校、松橋中学校校舎、豊福小学校の建て替えが行われており、教育の環境が大きく改善されました。「住み続けるまちづくり」では、全ての市民が、「ちよーどいい！住みやすさ」を実感できる行政サービスや生活環境の整備、さらには災害対策の充実や防犯対策の向上を図られました。特に、さしより野菜プロジェクトの取組では、生活習慣病を未然に防ぐことによる医療費の縮減に取り組むとともに、病気の早期発見・早期治療につながるよう、各種検診の充実強化や受診率向上に努めながら、市民の健康増進が進められました。「持続するまちづくり」では、行財政改革の大きな柱である公共施設の再編や民間委託などが進められ、公共施設において、総合的かつ計画的な管理、推進に向けたスリム化が強力的に進められました。取組では、公立保育園の民営化をはじめ、老朽化した施設の財源策としたスクラップアンドビルドによる整備を防災拠点センターや給食センターで実行され、さらには人口減少や少子高齢化、インフラの老朽化などの社会構造の変化に対応するためには、好循環する経済を生み出し、都市機能を持続向上させるための基盤整備が必要です。そのため、TSMCの進出による経済効果を最大限享受できるよう、土地の有効利用策の検討を含め、

農業と共存しながら、稼ぐ力を引き出す経済、産業政策の実現や近年の企業進出や地場企業の育成にも尽力されました。「選ばれるまちづくり」では、市外からの移住・定住者から住んでみたい、住んでよかったと評価されるように、宇城市の知名度向上やブランド力向上のために、シティプロモーション事業が展開されました。特に、金桁温泉施設の復活、世界文化遺産である三角西港の情報発信や観光振興を行い、交流人口増加による地元の経済効果につながる施策展開が進められました。

「活躍するまちづくり」では、市民一人一人が主体となったまちづくりを推進する中、超高齢化時代において医療費や介護費が年々増加していましたが、健康で生きがいある生活が送れるよう、環境の整備を積極的に取り組み、進められました。図書館・美術館のリニューアルにおいては、市を代表する施設に生まれ変わり、市民が主体となる様々なイベントが企画され、市内外からの来場者も多く集めたモデルケースとなりました。守田市長の取組に対し質問をしておきながら、私の方で分かる範囲ではございますが紹介させていただきました。これまでの取組の中で、私個人的には、行財政改革を高く評価しております。

そこで、（１）の市長のこれまでの取組と実績についてお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 永木議員から、これまでの取組と実績を逆に説明していただきありがとうございました。あつという間という印象もありますが、地震に始まり、コロナや物価対策に追われた１２年間であり、厳しい１２年間だったと振り返り感じております。

市長に就任し、多くの市民の皆様から御意見や叱咤激励をいただきました。私自身の取組で特に力を注いだ政策は、行財政改革と子育て支援です。行財政改革では、公立保育園の民営化の松橋保育園を皮切りに、７園の民営化と３児童館の閉鎖を行い、市内保育園は全て民間による経営へ移行しました。民営化による保育の質は落とさず、むしろ特色あるサービスが提供できたと思います。

老朽化した公民館や老人福祉センターなどの公共施設の再編が必要でした。その施設も熊本地震では被災を受けたため、複合化や廃止、移譲などにより、施設のスクラップアンドビルドを実施しました。建設した６か所の防災拠点センターや給食センターなど１２,０００平方メートルを建設し、逆に２９,０００平方メートルの建物を解体しました。防災拠点センターと機能性や実用性、さらには防災機能を備えた施設として建設することができました。

市民病院についても、医師不足による経営悪化や新型コロナウイルス感染症対策などの公立病院としての役割が果たせなかったこと、検討委員会からも「民間への譲渡が最も適切である」との意見から、経営権等を譲渡させていただきました。地元からは、病院存続の声もあり、民間病院の経営継承が果たせて安心したところで

ございます。

職員業務の軽減策としてアウトソーシングやD X化などを推奨し、職員の意識改革を行い、複雑・多様化する行政課題に対応できる職員育成や研修などを行ってきました。本年は、業務量調査（B P R）による業務の見える化・数値化により、更なる合理化を進めています。

子育て支援については、議員から紹介があった給食費の無料化をはじめとする様々な政策は、行財政改革により財源の捻出をすることができました。子育てや教育環境についても、豊かな人間性を育むために必要な財源を使わせていただきました。

限られた財源ですので、行財政改革により捻出する手法を考え、その財源を市民が必要とする政策へつなげることを常に思い描きながら考えてきました。市政を預かる私の信念として頑張ってきたつもりでございます。

○9 番（永木 誠君） ありがとうございます。

それでは、（2）の質問に移ります。市長から答弁がありましたように、3期12年間は、熊本地震や豪雨災害、新型コロナウイルス感染症などの波乱がありつつ、多くの功績を残されたことは明白であります。そのような中、守田市長は、4期目は出馬されないのではないかというお話もお聞きします。私は、次の4年間の舵取りも守田市長に大きな期待をしております。

そこで、来る宇城市長選挙への4期目の出馬についてお尋ねします。

○市長（守田憲史君） あと6か月で市長を務めさせていただきますと、3期12年になります。市長が替わること、交代することは宇城市の政治にとって大きな意味があると考える政治家の一人でもあります。宇城市は、来年合併20周年を迎えることとなります。宇城市の次の20年の更なる発展、飛躍には、宇城市は次の新しい市長を必要としていると考えます。「慎始敬終」という言葉があります。慎んで始まり、敬って終わるという字を書いて、物事を最初から最後まで気を抜かず、手抜きもせずにやり通すことを「慎始敬終」というそうで、この言葉のとおり、市政を続けてきました。自分なりにやり切った感もあります。来年2月9日の宇城市長選挙に私は出馬いたしません。令和7年2月26日をもって、私はこの宇城市役所を去ります。ただ、皆さん、あと6か月ありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私事で恐縮ですが、この7月1日から熊本県農業共済組合の組合長を仰せつかっております。今後こちらで熊本県農業の発展のため、微力ながら貢献していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○9 番（永木 誠君） 市長、考え直すということはありませんか。私は市議会議員と

なり、これまでの7年間、守田市長といろんな議論を重ねてきました。時には意見がかみ合わず、ぶつかることもありました。それは、お互いが宇城市の発展を思うがこその議論でした。ですので、これからも宇城市発展のため、まだまだ議論を重ねていけるものだと思っていたが、ただいまの守田市長の答弁を聞いて残念ではありません。宇城市誕生以来、2期以上市長を務められたのは、守田市長ただ一人です。それだけ市民からの信頼と行政運営の実績があったからではないでしょうか。先ほどから守田市長のこれまでの実績について答弁がありましたが、社会がこれだけ目まぐるしく変化する中、また自然災害が頻発している中での守田市長の政策には、議員、執行部も目を見張る思いではないでしょうか。しかし、市長も悩み、考えられた末のことの御決断だろうとお察しします。残された任期期間も宇城市政のため、精一杯取り組んでいただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、田中美君君の発言を許します。

○6番（田中美君君） 皆さんこんにちは。議席番号6番、新志会の田中美君と申します。市議会議員として活動を始めて2年5か月、様々な経験をさせていただき、日々勉強し、皆さんの期待に応えられますよう一層の精進をしてみたいです。ただいま議長のお許しをいただき、大きく4点について質問をさせていただきます。1点目、投票率向上について、2点目、主権者教育の啓発活動について、3点目、子育て支援施策について、4点目、消防・救急について質問します。

まず1つ目は、投票率の向上についてであります。選挙が近づくと、「若者の皆さん、選挙に行きましょう」といった言葉をよく聞きます。その理由は、若者の政治離れが深刻化していることです。政治に無関心というのが一番の要因であるといった見方もあります。投票率とは、国民の政治参加の程度を示す、選挙への関心度を示す指標であります。代表民主制下の有権者にとって、選挙での投票は自分の政治的選好を表明するための重要な機会であります。ところが、その機会を活用する有権者の割合が高いとは言えません。投票率向上は、民主主義にとって喫緊の課題であります。若者の投票率を向上させることができれば、全体の投票率の底上げにもつながる可能性があります。社会構造レベルで考え、議論や話し合い、これから

の時代には多様な声が重要です。政治に参画することは、自分たちの暮らしに責任を持つことだと思います。政治には無関心でも無関係ではられません。若い世代はこの国、この地を支える中心的な存在です。投票率を向上させていく重要なことは、選挙・投票に対する意識、特に若者が政治に興味・関心を持つことはとても大事と考えています。若者の声を政治に反映していきたいのであれば、国や地方自治体の協力・支援、主権者教育などの取組、大人がしっかりサポートしていくことも大切だと思います。

それでは、小さな1点目、近年、国や国政選挙などの全ての選挙を合わせて、年齢別で全体的な投票率、また、宇城市の年代別で市議会議員選挙の投票率、どのような割合となっているかお尋ねします。

○総務部長（木見田洋一君） 投票者の年代別投票率ですが、選挙権の年齢が満18歳に引き下げられました平成28年以降の選挙におきまして、国政選挙及び地方選挙が11回実施されておりますので、その平均した年代別の投票率を申し上げます。

まず、10代が36.89%、20代が27.93%、30代が36.47%、40代が45.64%、50代が56.46%、60代が67.32%、70代が70.33%、80代以上が43.85%となっております。

また、平成30年4月22日に実施されました宇城市議会議員選挙の全体の投票率及び年代別の投票率を申し上げます。

まず、全体の投票率が63.48%、次に年代別の投票率ですが、10代が38.94%、20代が34.44%、30代が47.67%、40代が56.75%、50代が68.30%、60代が80.30%、70代が83.39%、80代以上が57.75%となっております。

本市の見解といたしましては、投票率向上のためには、特に10代から30代の方に対しまして、選挙への関心を高める取組を行う必要があると考えております。

○6番（田中美君） 御答弁いただいたように、10代、20代、30代の若い層の投票率が低いです。投票率向上のためには、若者が選挙への関心を高める取組を行う必要があると私は考えております。平成28年度に総務省が18歳の選挙権に関して、全国の18歳から20歳の男女3,000人を対象に意識調査をした結果によりますと、子どもの頃に親が行く投票に付き添った有権者の方は選挙に関する関心が比較的高く、投票に行く傾向が強いことが示されています。ここで提言、今後、親子連れの投票の推進を是非ともお願いいたします。

続きまして、小さい2点目、最近、賛否両論があり、公職選挙法などの法令に特に定めはない投票済証明書あるいは投票証明書についてお伺いします。本市では、投票済証明書を発行されていますか。どのような趣旨で発行の有無などを判断する

か。その配布実績や市民の認知度について、どの程度なのか併せてお伺いします。

○総務部長（木見田洋一君） 議員が申されましたとおり、投票済証明書につきましては、公職選挙法等の法令に特に定めはございません。

発行の有無は、あくまでも各市区町村の選挙管理委員会の判断に委ねられております。

本市では、投票された方から様々な理由により、投票を行った証明を求められることがあるため、その対応として投票に来られた方に対しまして、投票済証明書の発行ではなく、証明書に代わるものとして、現在、全国的に普及しております投票所来場者カードを、令和3年2月の市長選挙より配布を行っております。

投票所来場者カードの配布枚数の実績についてですが、これまでの選挙においては統計等を取っておりませんので、今のところ配布枚数の把握はできておりません。

投票所来場者カードの存在が、投票率の向上につながっているかどうかなどを検証するためにも、今後は、選挙ごとに配布枚数の把握を行っていくのかを検討していきたいと思っております。

投票所来場者カードの認知度についてですが、カードの配布を希望される方は、主に会社勤めをされている方で、勤め先の会社に提出する必要があるなどの理由が多かったことを把握しております。

それ以外の方からの配布希望は少ない状況であるため、認知度は高くないとも考えられます。今後は、認知度をさらに向上させるための取組についても、選挙管理委員会とともに研究してまいりたいと思います。

○6番（田中美君） 本市は、投票に行った証明を求められる方に投票済証明書の発行ではなく、投票所来場者カードを発行しています。総務省の資料により、2021年の衆議院議員選挙では、全国1,741の自治体のうち6割に相当する1,064の自治体が投票済証を交付しました。なのに、大勢の人が投票済証を配布していることさえ知らないのではと、私は感じます。御答弁からも認知度は低いと考えられます。投票済証明書を発行することの是非について、選挙啓発活動と営利活動を分ける、地域活性と社会参加のきっかけをつくるなど、前向きに検討いただけると嬉しく思います。

それでは小さい3点目、今後の投票率向上の課題と改善策など、市の取組についてお伺いします。

○総務部長（木見田洋一君） 本市におきましては、各種選挙において投票率の向上対策として、市の広報紙、ホームページ、情報メール、市役所本庁ロビーに設置してありますデジタルサイネージなどによる情報発信、また懸垂幕や啓発ポスターの掲示、防災行政無線や広報車による啓発等を講じておりますが、依然として投票率は

低下傾向となっております。

投票率の低下には様々な要因があると思われますが、これは本市だけに限らず、全国的なものでもあり、社会状況の変化も大きく影響していると思われることや、政治に無関心というのが一番の要因であるといった御意見もございます。

こうした状況の中、投票率の向上に向けて、有権者の方の投票しやすい環境の確保や整備、また効果的な啓発活動に取り組んでいくことが重要であると考えております。

投票率向上のための課題は、やはり10代から30代という比較的年齢の低い有権者に選挙への関心を持っていただくことでありまして、若年層に重点を置いた啓発に一層力を入れて取り組む必要があると考えております。

これまで選挙のない平常時の啓発といたしましては、小中学生を対象に選挙啓発チラシの配布、投票箱等の選挙物品の貸出しなどを行っておりますが、特に高校生等を対象に実施してきた出前授業について、学校等と連携を一層密にし、その充実に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、選挙時の啓発については、SNSやインターネット等を活用した情報発信にも取り組んできたところです。

今後も、このような新しい技術などを活用しながら投票を呼び掛けてまいります。

投票率の現状は、厳しい状況が続いており、確実に投票率を上げることができるというような具体的な取組は、いまだ見出せておりませんが、不断の検討を重ね、一人でも多くの有権者の方が投票に参加されるよう、また投票しやすい環境づくりや啓発活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（田中美君） 来年2月には、市長選挙と市議会議員の補欠選挙、再来年は4年に一度の市議会議員選挙が行われますので、選挙などを通じて政治への参加、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者教育はとても重要と認識しております。

続いて、大きな2点目、主権者教育の啓発活動について、小さな1点目、市民に対し、どのような取組や啓発活動を行っているのかお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 主権者教育とは、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」とされておりまして、子どもたちが政治や社会のことに関心を持ち、それを「自分ごと」として考えた上で、選挙などに主体的に参加する態度を養う教育ということと認識しております。

本市の年代別の投票率の状況からしても、特に若い世代の投票率が低いことから、投票率を向上させるための取組の1つとして、子どもの頃からの主権者教育が大事

なことであると考えます。

本市の選挙管理委員会における主権者教育の実績としましては、これからの本市を担う若者に、選挙に対する主権者としての意識付けと啓発を行うために、市内の小学校などに選挙管理委員会事務局の職員が出向き、選挙出前授業を実施しております。

主権者教育は1日で完了できるものではありませんし、主権者としての意識も1回だけの体験で身に付くものではないため、繰り返し主権者教育を行っていく必要があると考えます。

若い世代の方たちが選挙に関心を持っていただくということは、長い期間を要すると思いますので、今後も継続してこのような取組を行っていきたいと考えております。

○6番（田中美君） 年代が若いほど投票率が下がっているのは、将来的に国民全体の投票率がさらに低下することを意味すると考えます。民主主義を適切に機能させ続けるために、主権者意識を持たせる教育が必要と強く感じています。普段から政治に興味を持ち、考える習慣をつけることが欠かせません。ここで、自分の例として、私は平成5年、結婚を機に不知火町に移住しました。平成大合併の風に乗って、新市の目玉事業、国際社会への理解と交流の推進を1つの柱、宇城市全域の5つの市立中学校で初の中国語講師となり、5年の事業計画が1年早くに終わってしまいました。氣勢が殺ぐ、市政に向けた政策、その政策の検討・実施・効果の説明義務及び情報の透明性など、関心を持ち始めました。その後、地元を離れ起業、同時に放送大学に進学、「市民と社会を考えるために」などを学び、念願の大学を卒業しました。少子高齢化社会に政治に無関心の人が増大、私の出馬で少しでも関心を集め、教えた生徒たちに考えさせる機会、そして市の知名度の向上及び政治イメージの礎の転換、粉骨砕身の思いで立候補を決意しました。2018年、定員オーバー2で落選、2022年、無投票で不知火地区で初の女性議員となり、何か運命のようなものを感じます。多世代・多文化交流、地域の繁栄、政策課題の解決を目指し、老子の名言、「上善は水の如し」を座右の銘に、提案できる議員になりたい。

そこで、小さな2点目、何年か前に、私が中国語講師をしたときには、中学校模擬議会の記憶がよみがえり、議会の目的や役割等を理解する良い機会であると感じました。子ども議会開催の背景、これまでの経過、今後の開催予定について伺います。

○教育部長（舩井貴男君） 子ども議会は、小中学校や高等学校等の児童生徒を対象に行われる地方公共団体の模擬議会で、本市は、平成18年度に初めて開催しております。

導入の背景としては、児童の権利に関する条約の第12条にある、自由に自己の意見を表明する権利を実行する機会の提供として、1994年（平成6年）以降、全国的に徐々に広がりました。

本市の子ども議会の実施においては、宇城市、宇城市議会、宇城市教育委員会が主催となり、子ども議会推進委員会を立ち上げて開催してきたところです。

これまでの開催状況としましては、平成18年度は小中学校の児童生徒32人が参加、平成19年度からは中学生を対象に実施し31人が参加、平成20年度は生徒30人が参加しております。

その後、平成21年度以降は、開催されておりましたが、平成29年度から生徒21人規模で再開されました。しかし、令和2年度以降は、コロナ禍等の事情により、開催が見送られています。

また、新型コロナウイルス感染症の位置付けが、5類移行後の状況については、小中学校の教育活動や学校行事等を、コロナ禍前の従来の活動に戻すことを重要課題として優先しており、本年度も開催を見送っている状況です。

県内13市の子ども議会の開催状況といたしましては、コロナ禍前までは、13市中、7市が開催していましたが、本年度開催または開催予定の自治体は、5市の状況です。

また、熊本県では、高校生を対象とした熊本県高校生県議会が開催されており、県内の一部の自治体でも高校生までを対象とした子ども議会を開催しているところもあります。

そのほか、子ども議会の開催方法については、議会形式ではなく、テーマごとに発表形式やワークショップ形式で取り組んでいる自治体もあります。

今後の子ども議会の予定について、教育委員会といたしましては、教職員の働き方改革の推進を踏まえた上で、学校現場での教育活動の内容等を精査し、学校側の意見、意向を尊重しながら、取組内容や方法等について、関係部局等と協議してまいりたいと考えております。

- 6番（田中美君） 主権者教育は、一朝一夕で身に付くものではありません。つまり、子どもから高齢者まであらゆる世代を通じて社会に参加し、自ら考え、自ら判断する自立した常時啓発が必要と考えます。ここで投票率向上のために3点を提案します。1つ、本市で開催される成人式・金婚式などで明るい選挙のチラシの配布。2、テーマごとに住民との意見交換会などの開催。3、若者に社会参加する機会をつくる。子ども、若者を真ん中に共に学ぶ、共に考える、自分の行動が社会を変える原動力と信じ、きっと明るい未来、豊かな生活を実現します。前向きに御検討願います。

続きまして、大きな3点目、子育て支援施策について。今、日本社会の最大の戦略課題は、人口減少問題であります。政府は前例のない規模で、こども・子育て政策の根本的な強化を図り、本市でも子育てするなら宇城市を念頭に、重点的に取り組んでおられると思います。待機児童は既にゼロと思い込み、まず市内の保育施設などの現状、特に0歳から3歳未満の待機児童の状況についてお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 市内には、厚生労働省の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たした認可保育所が19園、また、内閣府のこども・子育て本部が管轄する、教育・保育を一体的に行う幼稚園機能と保育所機能を有する認定こども園が4園の合計23園がございます。

本年9月時点の管内保育施設等への市内在住所児童数は、満3歳から5歳児の幼稚園部分は、定員251人に対し134人が入所。同じく満3歳から5歳児の保育所部分は、定員1,107人に対し1,050人が入所。また、満0歳から2歳児の保育所部分では、定員807人に対し730人入所と、全て定員内の入所児童数という状況であります。

また本年9月時点での待機児童数は、国の基準である2か所以上の保育園を希望しており、どこの保育園にも空きがなく、待機となっている児童数は0人でございます。

一方、県の基準である2か所以上の保育園を希望しており、その希望した園に空きがなく、待機となっている児童については、0歳児が6人、1歳児が4人、2歳児と3歳児が各1人、4歳児が2人の合計14人という状況となっております。

○6番（田中美君） 今、保育園では待機児童数は0歳児が6人、1歳児が4人、2歳児と3歳児が各1人、4歳児が2人、全部で14人です。その14人の中に、私に相談された方が、県外から移住した3人の孫がいるおばあちゃんです。彼女は私と同じ年代で、まだ現役で仕事をしています。宇城市の子育て環境はとてもいいと信じ、娘に呼び掛け、宇城市の住民となりましたが、希望している保育園に入れない現状に驚きました。赤ちゃんはすぐに大きくなり、希望園に入ることができなければ別の市へ引っ越しをしてしまう可能性があるという危機感を持ってほしい。若い世代が転出しないよう、子どもは市の宝物です。待機児童の解消策について伺います。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の待機児童対策としましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間と定める第2期すこやか宇城っ子プランにおいて、保育園・認定こども園等への入所児童を拡充するために、保育需要が高い松橋地域に認可保育園の設置を計画し、この間、新たにまがの保育園を開園いたしました。

また、公立保育園の民営化に伴い施設整備が実施され、利用定員の増加につなが

ったことにより、待機児童数は大幅に減少したところでございます。

しかしながら、施設によっては利用定員までの空きはあっても、保育士不足により児童の受入れができない状況となっており、ハローワーク等を通して保育士の募集はなされていますが、なかなか応募がないような状況でございます。

保育の基準では、保育士1人に対し、受入れ可能な児童数が年齢ごとに定められており、その基準を超えて受入れができないことから、児童を受け入れたくても受け入れることができずに、保護者が希望した施設に入れずに待機となっている児童もいるといった現状でございます。

このような状況を鑑み、本市においては保育士の確保策として、昨年度に宇城保育園連盟と合同で県内保育士養成学校11校を訪問し、宇城管内保育施設の紹介や求人票の持ち込みを行いました。しかしながら、保育士を志す学生は年々減少傾向にあり、県内の養成校の1つは閉校になるといった現状にあることも判明いたしております。

そこで、本年度における新たな取組としては、市が実施するイベントにおいて、若い世代向けに保育職の魅力をアピールし、また、保護者に対しては、市内認可保育園や認定こども園の紹介を行うなど、入所を希望する候補園として認知をしていただけるような取組を市内保育関係団体と計画をしております。

今後も、市として保育士確保につながるような事業を行いながら、待機児童解消に向けた取組に努めてまいります。

○6番（田中美君） 本日にいろいろ活動しています、御答弁ありがとうございます。いろんな保育士の不足という現状は理解できます。公立保育園が民営化したときに、専門の保育士さんで一般職員になられた方が本市役所にはいらっしゃるようですが、その方々に一定期間、民間の企業の保育園に派遣するなど、柔軟な働き方を提案します。

全ての子どもの成育環境、保護者の多様な働き方やライフスタイルが変わらない形で、生後6か月から2歳の子どものより良い発達や成長を後押し、保護者の孤独を解消することも誰でも通園制度が、令和6年度からモデル事業がスタートしました。本市の対応をお伺いします。

○福祉部長（岩井 智君） こども誰でも通園制度は、基本的に0歳6か月から満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で保育所等に預けられる制度で、令和7年度に制度化し、令和8年度から本格実施が予定されている事業であります。

本市においては、先般、認可保育園及び認定こども園の代表者の方に対し、こども誰でも通園制度の事業内容等の説明会を行い、令和8年度の本格実施に向けて準

備を行っていただけるようお願いするとともに、今後は、各園個別に当事業への意向等を協議していく予定としております。

○6番（田中美君君） 4月26日現在では、全国の115の自治体が試行されています。熊本県では熊本市だけが実施しており、宇城市では待機児童があれば、いち早くこの制度を試行していただけるようにと願います。出生率の増加、若い移住者の増加、子育て世代から選ばれるまち、子育て支援は地方復活の鍵とも言えます。

最後の質問となります。大きな4点目、消防・救急について。毎年9月9日、救急の日、1982年、厚生労働省によって定められ、もう42年です。全国で救急に関する様々な取組が実行されます。私は7月に宇城消防署で応急手当普及員の演習中に、救急フレンドシップ企業認定制度を知りました。現在の状況と認定数、今後はどのような周知を行うのかお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 救急フレンドシップ認定制度は、宇城広域連合消防本部が本年4月に施行を開始され、申請受付・審査・認定を行われています。

本制度は、宇城広域連合消防本部のホームページに実施要項が掲載されておりますが、重篤な傷病者が発生した際、適切な応急手当を行うことができる体制を維持継続する事業所等を、救急フレンドシップ事業所と認定いたしまして、重篤な傷病者が発生した際の救命率の向上を図るとともに、もって地域における安全で安心なまちづくりの推進に資することを目的とされております。

現在の認定事業所は、松橋町の1社が認定されているということでございます。

今後、宇城広域連合消防本部により、宇城市企業クラブ等に本制度の周知を行い、認定事業所の増加を図りたい意向を、宇城広域連合消防本部に確認いたしております。

○6番（田中美君君） 私は今年、女性消防団に入団しました。地域の一員として、積極的に地域の人々の安全を守る消防活動に取り組んでまいりたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、田中美君君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

—————○—————

延会 午後1時42分

第 3 号

9 月 6 日 (金)

令和6年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和6年9月6日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1

一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	教育長 平岡和徳君
総務部長 木見田洋一君	市長政策部長 元田智士君
市民部長 岩竹泰治君	福祉部長 岩井智君
保健衛生部長 井住寿宏君	経済部長 浦田敬介君
土木部長 平木恵一君	教育部長 舩井貴男君
市長政策部次長 田川大輔君	市民部次長 吉崎賢二君

福祉部次長	平松洋介君	保健衛生部次長	田嶋真君
経済部次長	池田真一君	土木部次長	星津章博君
教育部次長	米田年宏君	三角支所長	佐藤幹雄君
不知火支所長	木下秀典君	小川支所長	坂本優子君
豊野支所長	西村光代君	上下水道局長	福田真治君
会計管理者	永田康之君	監査委員事務局長	井上まゆみ君
農業委員会事務局長	園田弥生君	財政課長	田尻勇樹君

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、執行部から９月３日の本会議における発言につきまして、発言訂正についての申出がありますので、これを許します。

○総務部長（木見田洋一君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、令和６年９月３日に提出いたしました議案第５１号宇城市一般会計補正予算（第２号）の詳細説明について、一部誤った説明をしていましたので、おわびを申し上げますとともに、その発言を訂正したく、その内容と理由について御説明いたします。

補正予算の説明の中で、款６、項１、目４観光費、節１２委託料の不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託料８６０万円の詳細説明におきまして、その際の発言内容といたしまして、「温泉施設の利活用に向けて複数の民間企業と可能性をこれまで模索してきましたが、実現には至らなかったことを踏まえ、地元嘱託員会議において解体の方向性で理解を求めたところ、合意が得られたことから、解体工事に要する設計業務委託を追加するものです」と、説明しておりました。しかし、この内容のうち、「地元嘱託員会議において解体の方向性で理解を求めたところ、合意が得られたことから」という部分を削り、「温泉施設の利活用に向けて複数の民間企業と可能性をこれまで模索してきましたが、実現には至らなかったことを踏まえ、解体工事に要する設計業務委託を追加するものです」に訂正するものです。

正しくは、地元の行政区長会議で、令和４年５月に不知火温泉ふるさと交流センターの方向性については、議論をいただいたのみでした。

今回の誤りの原因といたしましては、補正予算編成時における担当課ヒアリングの中で、本案件の予算追加に至った背景や経緯などの情報について確認した際、正しい情報が共有できていなかったことによるものです。

今回、発言を訂正させていただくとともに、今後の発言に際しましては、十分な内容精査の上での発言を心がけてまいります。

以上、おわびを申し上げ、訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

—————○—————

日程第１ 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、８番、原田祐作君の発言を許します。

○８番（原田祐作君） 皆さん、おはようございます。会派宇城市民の会、議席番号８番、原田です。今回の質問は、令和２年４月１日に採用された職員が、条件付採用

期間が終了する6か月後の9月30日に免職の処分を受けました。この処分を不服とした元職員が、宇城市に対して処分の取消しを求めて起こした訴訟を念頭に置きながら、質問を進めてまいります。この件における一連の判決の流れは、1審が敗訴、2審高等裁判所では告訴棄却、また最高裁では不受理という結果で、宇城市の主張は認められず、高等裁判所の判決文、これは地裁の書き替えなのですけれども、これによると、「処分事由となる具体的事例がない。許容される限度を超過した誤った裁量権の行使である」このような記述があり、宇城市の判断は誤りであったと、このように断じております。原告である元職員、また、先般行われました宇城市職員の労働組合の中でも言及がありましたが、その組合の思いは、責任の所在を明確にし、その責任を糾弾することではなく、同様の事例を2度と起こしてほしくない。そのための組織づくりを進めてほしい。見直すべきところは見直してほしいと、こういう思いであります。しかしながら、本件については結果として、宇城市が間違った判断を行ったせいで、必要ではなかった予算も使われ、また地方行政に関わる多くの方々に対して様々な思いを抱かせ、また優秀な成績で採用試験を突破した若い職員の人生に大きな負担を強いる結果となっております。しかもその責任は市民が負うと、そのような総務部長の答弁もあったかと記憶しております。ならば、市民の代表としての議員としましては、その責任についても追及をせざるを得ないと、このように考えております。そこで、事前に通告しておりました質問のとおり、質問を進めてまいります。

まずは、大きな質問の1、分限免職裁判について、小さな(1)としましては、分限免職裁判の結果について。最高裁の不受理を1つの区切りとして、結果をどのように受け止められていらっしゃるのかについて伺いをします。

○総務部長（木見田洋一君） 令和6年5月8日付けで上告不受理と決定された分限免職処分取消請求事件について、議員からの御紹介がございましたが、まず簡潔に、経緯を御説明させていただきます。

市では、令和2年9月30日に、令和2年度新規採用職員の条件付採用期間にあった職員のうち1人を、地方公務員法第22条に基づき免職処分といたしました。

この処分を不服としまして、当該本人から同年12月16日付けで熊本地裁に提訴が行われ、福岡高等裁判所による控訴棄却を経て、令和6年5月8日に最高裁判所第三小法廷による上告不受理となったことにより、同日付けで、市が行った条件付採用職員への免職処分が無効となったものです。

この判決を受けまして、市では、免職がなかったものとして速やかに勤務が開始できますよう、5月8日以後本人と今後について数回にわたり協議をいたしました。結果、本年6月30日付けでの退職となりました。

今回の判決結果につきましては、市の主張が認められなかった点につきましては、裁判所の判断結果を真摯に受け止め、判断内容を十分に精査してまいりたいと考えております。

○8番（原田祐作君）　ここで1つ、はっきりさせておきたいところがあります。令和2年第4回定例会におきまして、高本前議員も同様の質問をされております。そのときには、「この裁判の判断につきましては、市長が全てを判断し、責任は私にある」と、このような市長の答弁がありました。とするならば、この裁判に至った判断は市長の判断で行い、そして令和6年第1回定例会で当時の天川総務部長から、「その責任については市が負う」と、つまり、市民が負うというようなことが発言されておりますが、この責任の所在については、このような理解でよろしいでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君）　今、議員が申されましたとおり、市長答弁の中で、判断は私が行うという発言があったのは事実かと思えます。後段申されました総務部長の発言につきましては、「結果は、市民がその責任を負う」というところにつきましては、総務部長の答弁としてはございませんで、議員の方からの発言の中に、その旨が含まれた形となっているというところで認識しております。

○8番（原田祐作君）　今、総務部長が申されたとおりです。市が負うというようなことについて、私が、「市民が負うということですね」というふうな問いかけをしたところなのですが、そこについては明確にはありませんでした。ただ、私の判断としては、市が負うということは、市民が負うということになるのかなというふうに考えております。なぜならば、今回の件につきましても、当然市からの一般会計予算も使われておりますし、そういった意味では市民が負うということで、私は理解をして進めていきたいというふうに思います。

それでは、小さな2番目の質問です。裁判の経過と結果における市への影響についてということで挙げておりますが、この裁判は自治体に関わる方々、もちろんここで働いている職員の皆さん、またほかの自治体、そしてひょっとしたらこれから公務員を目指そうという学生、そういう心を持っている方々に対しては、非常に大きな関心事となっており、様々な思いを抱かせる結果になったと思っておりますが、そのような点を市としてはどのように考えられていらっしゃるかを伺います。

○総務部長（木見田洋一君）　ただいま御質問のありました、他自治体、他の機関への影響について御説明いたします。

今回の判決につきましては、最高裁判所以外の裁判所における裁判例と異なりまして、最高裁判所における判例として、実務上、特に重要な意味を持つことから、他の自治体における類似事象の際には一定の影響力を持つものと解されます。

なお、今回の裁判結果につきまして、御質問の中にもありましたが、関係機関からの表立った影響は聞き及んでおりません。また、他の自治体からの問合せ等もあっていない状況でございます。

○8番（原田祐作君） 確かに他の行政機関から、どういう問合せがあったかと言われる自治体はないというふうに私も理解しますし、私の質問の趣旨は、他の自治体はどういうふうな意見を宇城市に持ってきたかということではなくて、そのような影響を他の自治体に与えたというような理解は、今あったというふうに思いますけれども、それについて宇城市自体、結果として誤った判断をしてしまったということについて、宇城市はどのように受け止められているのかと。御自身を振り返ってどうかということをお聞きしたのですけれども、その点については何かございますか。

○総務部長（木見田洋一君） 先の質問でもお答えしましたとおり、宇城市としては当然この判決を真摯に受け止めるというところのお答えにはなるかと思いますが、実際、この判決結果を受けまして、他の自治体に対しまして、これも先ほど申しましたが、これまで最高裁判例というところが様々な判例が出ております。そこも事実でございます。宇城市の取組としましては、それに沿った形、法令をまず順守した上で判例に基づいて進めてきたというところの事実はございます。そういったところで宇城市にとって、じゃあそこが誤りだったのかというところを申されますと、今申しましたように、法令、判例に基づいて進めてまいりましたので、決して全てが間違いではなかったかというところで認識しているところです。

○8番（原田祐作君） この件につきましては、市への影響ということにつきましては、確かに思いの部分については分からないところが多いと思います。ただ、明確に財政についての負担はあったということは、これは1つ押さえておきたいと思います。1審、高裁、最高裁の着手金、また今回報告されました未払い賃金の支払いによる遅延損害金、また未払い賃金についても、本来であれば不要な費用であったと。これは、この処分がなければその職員さんは働いていたわけですから、当然、働いた対価として未払い賃金が支払われていた。ところが今回間違った判断をしたために、働いていない職員の分の未払い賃金として支出する必要があった。この未払い賃金がどのような形で支出されているのか、また支払いが済んでいるのかは確認はしておりませんが、予算書を見ても全然見えてきませんので、これはまた別の機会にちょっと追及をしたいというふうに思いますが、そういった形で、やはり市に影響はあったと。そして、もう一つ、この後の質問にもちょっと及ぶのですが、宇城市は判例に基づいて進めてきたと。ですが、その主張が受け入れられなかったという御説明がありましたけれども、判例に基づいて進めていたにもかかわらず、裁判の判決文としては、市は、許容される裁量権を誤った使い方をしたと、このように

断じられているわけですね。ということは、このような指摘を受けているにもかかわらず、判例に基づいて進めたので間違っていないところもあるという主張は、いささか疑問が残るところではあります。たぶん、この後に続く質問の中で、またこれについては触れていきたいと思いますので、そこでまた詳しくやっていきたいと思います。

では、小さな3番目の質問に移ります。今後の訴訟手続きについて。今回の裁判が、議会の承認を得る必要がない裁判であったことは、これはもう以前の一般質問で承知をしておりますので、そこについて議論は持ちません。ですが、このような判断をいただくような裁判ですね、私としても地裁で敗訴、その後高裁までというのは、私個人の感覚としては致し方ないのかなという感じはします。ですが、高裁判決でこれだけ厳しい指摘を受けておりながら、それをさらに最高裁に上訴することについては、やはり疑問が残ります。結果としては不受理という。言葉が適当かどうか分かりませんが、議論にも値しないということではないかというふうに思うのですけれども、そのような結果を出してしまった。その責任は予算的な部分でも市の財政が負う、また責任は市が負うと言われるのであれば、確かに裁判のする、しないを、議会に承認を求めることは、法律上は必要ではないかもしれないが、せめて議会に説明はあってよかったのではないかなと、このように思います。これまでも全員協議会という形で判例、裁判の内容について、いろいろ御説明をいただいたことがあったと記憶をしておりますが、これについてもそのような説明があってよかったのではないかなというふうに思いますが、その点については、どのように理解をされますでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君） 裁判におけます議会への報告、また相談についての御質問にお答えします。

裁判については、基本的に地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決事項と定められております。

しかし、同条同号括弧書きの規定によりまして、行政庁の処分又は裁決に関する普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものは議会の議決事項から除くとされておりますので、それに基づき、本件についても議決の必要はございません。

こちらにつきましては、令和6年第1回定例会における答弁でお答えしたとおりでございますが、あくまでも判決の中にもありましたが、行政の裁量権の中で行ったものとなりますので、その旨認識しております。

○8番（原田祐作君） 行政の裁量権の中で行うということは、私も前回の一般質問で承知はしております。ですが、今回はこのような結果を受けて、やはりその裁量権についても、見直す必要があるのではないかなというようにところを問題提起をして

いるところです。もうちょっと責任が市にはあると思うんですよね。何か今までの議論をずっと聞いていると、裁量権の中であるとか、その判例に従ったから問題ないとか、そういうのをずっと羅列をされておりますが、1人の若い有能な職員の人生に大きな負担を強いてしまったわけです。そして、市に対しても非常に大きなこの予算的な負担も、今回の件で発生をしているわけですね。後の質問でもまた出てきますが、もうちょっと真摯に受け止められているのであれば、何かこう改善をしていますとか、ここについては、もうちょっと考慮しますみたいな言葉がもっとあってもいいのではないのかなというところに、ちょっと物足りなさを感じているところではあります。先ほども触れましたけれども、高本前議員が令和2年第4回定例会の中で、話をされたところにもありました。法律上の立てつけは確かにそうです。ですが、その裁量権の使い方についてもっと寄り添うような姿勢があってもいいのではないかというようなことを、しきりに言われました。私も同様の趣旨で、当時の総務部長との裁判の取扱いについて話をしたのですが、なかなか思いが届かないなというような、ちょっともどかしさを抱いてはおりますが、いずれにしても、おそらく後段の質問でまた同様の議論が進めると思いますので、次に進めたいというふうに思います。

それでは、大きな2番の質問に移ります。人事行政についてということで、まず小さな(1)番、条件付採用期間中の職員の権利についてです。これは特に免職、そういった部分に関して保障される部分、認められている権利が本採用の職員とは異なるというふうに理解をしておりますが、この辺は判決文でも指摘をされております。この辺については、まず、どのような違いがあるのか説明をいただきたいと思います。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、条件付採用期間中の職員と正職員の違いについてお答えいたします。

人事院規則11の4第10条第2項に条件付採用期間中の職員の特例について、「勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められるとき」は、「条件付採用期間中の職員は、いつでも降任させ、又は免職することができる」と定められていることから、まずはこの部分が一番の大きな違いとなります。

次に、正職員の分限の基準に関する規定といたしまして、地方公務員法第27条第1項において「すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない」、また第2項で「職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されない」と定められております。

ただし、同法第29条第2項で、条件付採用期間中の職員への適用除外が4つ規

定されております。

1つ目は、先ほど申し上げました法第27条第2項の規定でありまして、先ほどの人事院規則にも関係することとして、「法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、又は免職されない」ということが除外されております。

2つ目に、法第28条第1項に規定されている、「職員の意に反して降任又は免職することができる」場合として、人事評価又は勤務実績がよい場合、心身の故障により職務の遂行に支障がある場合、職に必要な適格性を欠く場合などの定め、次に第2項に規定されている「職員の意に反して休職することができる」場合として、心身の故障のため長期の休養を要する場合などの定め、第3項に規定されている「職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない」ということが除外されます。

3つ目に、法第49条第1項に規定されている、「意に反する不利益な処分を行う場合、職員に対して処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない」こと、第2項に規定されている「意に反して不利益な処分を受けたと思うときは、処分の事由を記載した説明書の交付を請求することができる」というところが除外されております。

4つ目に、行政不服審査法に基づく行為が除外されております。

今申し上げましたように、条件付採用期間中かどうかによりまして、職員としての身分保障と、処分に対する事後の権利に大きな違いがあるというところになります。

○8番（原田祐作君） 確かに条件付採用期間中は、採用試験ではかれなかった部分を評価するというような意味合いもあるので、正規職員とは身分が違うと思います。ですが、地方公務員法第29条の2の第2項では、条件付採用期間中の職員に対する分限については、条例で必要な事項を定めることができるというふうに意義されています。確かに判決では、条例がない場合は人事院規則によるというように運用しておりますが、しかし、地公法におきましては、条例を必要としているというふうにも解釈はできると、私は理解をしております。宇城市はこの条例を持ちませんので、人事院規則によって判断を下したというようなことを言っておりますが、ただ、広く様々な資料を読みますと、その条例がないままに不利益な処分を科すことについては、一定の議論が必要ではないかというような見方もあるそうです。宇城市におきましては、この条件付採用期間中の職員に対する分限に関する条例を定めていないのはなぜか。また、それを定める必要はないというふうに考えていらっしゃるのか、その取扱いについてお伺いします。

○総務部長（木見田洋一君） 条件付採用期間中の職員に対する分限に関する条例の制定についての御質問でございますが、今回無効となりました免職処分の根拠といたしましては、議員御指摘のように、本市では条件付採用期間中の職員の免職に関する条例を定めていないことから、国家公務員の身分保障を定めました人事院規則11の4第10条第2項に求めています。

判決では、条例を定めていないところに行った処分が違法と判断されたわけではなく、「処分の前提となる勤務成績評価を誤った上、代替手段や処分の相当性についての十分な検討を経ることなく行われた処分であることから、合理性のある処分として許容される限度を超えたもの」というところで示されております。

今回判決を受けまして、速やかなる条例制定は考えておりませんが、御紹介のとおり、県内でも全国的にも条例制定している自治体があるというところは認識しております。今後、熊本県及び県外他市では、先ほど申しましたように定めている例も多いことから、今後、調査研究を進めてまいりたいと思っております。

○8番（原田祐作君） これについては、高本前議員からも一般質問の中で指摘がありますので、今後どのような動きになるか、しっかりと注視していきたいというふうに思います。

それでは、（2）番に移ります。条件付採用期間中の職員の指導について。新規採用時の研修指導、またその実施のマニュアル等々について、どのような取扱いになっているかをお聞きします。

○総務部長（木見田洋一君） 条件付採用期間中の職員への指導についてお答えいたします。

まずは前提といたしまして、条件付採用期間中の職員の指導は、係長や上司あるいは先輩係員が行っております。

条件付採用期間中の職員への指導マニュアルはございませんが、平時より、各所属におきまして、上司や先輩が指導役となり、実務を通して知識やスキルを身に付けてもらう人材育成の手法、いわゆるOJTの中で指導が行われております。

OJTの中では、公務員としての身だしなみはもちろんのこと、言葉遣いや挨拶、仕事の進め方、執務態度、服務規律、接遇などの基礎をしっかりと教えるとともに、担当業務の根拠や意義を確認しながら、能力及び業務の両面で指導を行っております。

○8番（原田祐作君） マニュアルはないということで承知をしました。それでは、先ほど総務部長の答弁の中でも、平時よりということで、平時はというお話をされておりましたが、今回のこの裁判における元職員さんが採用された当時の状況というのは、コロナ禍によって分散業務であって、通常の業務と違う形態で業務をしてお

りました。また、来庁者の数もおそらく大きく少なかったような状況にあったというふうに思っております。また、コロナ禍ですから、当然コミュニケーションも非常に難しい環境にあった。さらに、コロナ禍において予定されていた研修が、その平時の時期に行われなかったというようなことも、判決文の中には書いてありますが、平時ではないときの指導についても、やはり平時と同じように行われるのか、その配慮というのは必要ないのかということについて質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほど答弁いたしました平時という内容につきましては、議員御指摘のとおり、通常の平常の状況と御指摘のありました新型コロナウイルスとか、あるいは災害等が起きた場合等も考えられますが、確かにそういったところを平時と言うのかということころは、議論が分かれるところではございますが、先ほどの指導については、基本的にOJTの中で、いわゆる業務を進める中での指導を中心というところで申しました。これが災害時ですとか緊急時におきましても、当然組織として業務遂行する中で、指導が行われるものというところで認識しております。

○8番（原田祐作君） 組織の合理化、いろんな改革を進められる中で、職員の数も減ってきました。平常時であれば、確かに日頃のルーティン業務プラスアルファの業務として、後輩の指導というのもこれはやっていくのは適切かどうかは分かりませんが、適当という主張をされるところは一定の理解はします。ですが、緊急時におきましては、やはり日常の緊急時以外のルーティン業務とはほかの業務で、かなり一人一人の職員に対しては、負担が大きな状況にあったというふうに思います。そういった中で、非常に有能ではあるが、その職場に適応するためにはやはり時間がかかる、手間がかかるというのは言い過ぎかもしれませんが、その業務については、やはり得意、不得意もあると思いますから、特に丁寧な指導がいるというような負担は、その上司、先輩においても、非常に大きな負担感があったのではないかなというところも心配をします。例えば、新規採用、一番窓口の職員がそういった困り事があって、今回のこの判決文でいうと、主査であつたり係長がその指導を負うということになると思うのですけども、その方たちが例えば困り事があったときに、そのまた上の階級にある上司の方たちは、どのような関わりを持っていくのか。私が申し上げたいのは、1人の新人職員がいて、その直近の上司が指導を行うということとどまるのか。若しくはその部、課全体として、そこをどうにかしていこうというような取組を行うのか。これは、どちらで進めていращやるのかを聞きます。

○総務部長（木見田洋一君） 指導方法につきましては、直属の上司等の負担等は当然考えられるかと思いますが、当然その指導する方にしても、個人の能力を超える

点が出てきた場合には、当然先ほど申しましたように、OJTを基本としていますので、さらにその上司、さらには課長、さらには組織として対応というところが原則ということで理解しております。

○8番（原田祐作君） 分かりました。では、組織として新人教育には携わっていくということで、私も理解しました。

それでは、小さな（3）番の質問に移っていきますが、宇城市はメンター制度を導入して指導を行っているというふうにお聞きをしておりますが、先ほどの質問でも触れましたけれども、今、やはりメンター、指導役にとっても、非常に大きな負担があるというふうに私は理解をしております。特に、今、念頭に置いておりますこの件につきましては、当時の係長も新たに係長として配属をされたばかり、また、メンター役の職員も、メンターとしては初めての役になったというような記述がありますが、そのメンター制度、このメンター役の方については、どのような指導を行っているのかということをお聞きします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、メンター制度についてお答えいたします。

本市では、新規採用職員の職場への円滑な適応と、職務遂行能力及び公務員資質の確実な習得、また新規採用職員の育成を通して、当該職員が所属する組織の職員の能力開発及び所属全体の業務成果の向上を目的に、平成28年度からメンター制度を取り入れております。

具体的には、課長職に指名された職員が、他の係員と同様、OJTによる業務指導とともに、新規採用職員からの相談を受ける窓口といたしまして、職員規律・接遇・勤務態度などを、指導・助言・対話により技術的・精神的にサポートする制度となっております。

期間といたしましては、採用日から1年の間で実施しておりまして、定期的に育成シートを活用した新規採用職員の評価を、対話により行っております。

新規採用職員をサポートする際にメンターが活用する資料いたしましては、メンター制度の実施要領、また補足資料といたしまして、指導の留意点や実施方法等を定めております。

これらを活用いたしまして、研修として毎年1回、メンターを対象といたしまして制度の概要説明やお願いしたいこと、また面談の好事例の共有、意見交換などを行っているところです。

○8番（原田祐作君） 今、メンターの研修をやっているというふうにお聞きしました。年に1回ということなのですが、その時期はいつなのかということと、今回、この元職員さんのメンター役の方は、その研修を受けていたのかということの2点についてお聞きします。

○総務部長（木見田洋一君） 宇城市のメンター制度に係ります研修会の開催の実績につきましては、直近で申し上げさせていただきますと、令和6年5月に研修会の方を開催させていただいております。当時のこのメンター制度の実施要領等の研修会につきまして、当時あったかにつきましてですが、ちょっと申し訳ございません、正直、それ以前の具体的な開催日時等は把握してございませんが、この制度の実施要領自体につきましては、平成28年から施行されておりますので、その時期、この期間についても開催されていたものだと思いますが、先ほど議員も御指摘ありましたように、コロナ禍だったというところで、ちょっと現時点では、事実確認の方は取れていない状況でございます。申し訳ございません。

○8番（原田祐作君） 非常に大きな役割を担われるメンターの方には、やはりしっかりとしたケアが必要なのかなというふうに思っております。おそらく、判決文から推察するに、この元職員は新人研修も10月以降に延期されて受けていなかったというような事実があるようですから、おそらくメンターについても、その研修は受けていなかったのではないかなというように、これは推察です、推察をするところではあります。

では、次の質問に移ります。小さな（4）番なのですが、条件付採用期間中の職員の評価について、どのような評価、今、自己評価シートというようなことも出たと思いますが、この辺の実施方法についてお聞きします。

○総務部長（木見田洋一君） まず初めに、職員の採用について申し上げます。

地方公務員法第22条第1項におきまして、「職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において6月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする」と、条件付採用制度が規定されております。

その趣旨は、職員の採用にあたり行われる競争試験又は選考の方法が書面あるいは限られた時間内で行われるものであり、職務を遂行する能力を完全に実証するものではないことから、成績主義に基づきまして、適格性を欠くかどうかを、採用から6か月間、実地の勤務の中で職務遂行の能力を観察いたしまして、良好な成績で遂行できなかった職員の排除を容易にすることにあると解されております。

その際の評価につきましては、執務姿勢や執務意欲、また基本的な事務処理能力、コミュニケーション能力、そして市職員としての責任感等を総合的に判断しております。

実際は、所属長からの相談がまず総務課に寄せられますので、相談内容を聞き、どう対象職員をサポートしていくのがよいのかを共に考え、共に対応してまいります。対応方法は、対象となる職員が置かれている状況により様々ではございますが、

常に、どうすれば対象となる職員の改善につながるかを考え、組織の中で最善と考える方法によりまして所属全体でサポートし、所属による面談に加え、総務課によります面談や、必要によっては産業医や産業保健師の面談等も実施している状況です。

○8番（原田祐作君） この評価につきまして、面談の上で自己評価シート等々を作成し、判断をしていくというような話だったと思うのですが、この自己評価シート、この文字を読めば自分で自分のことを評価すると、まさに自分の意思でそこは記入していくというような理解をするのですけれども、判決文を読みますと、一部そこに上司の意思というか、それが加わったような記述があります。現在、このような自己評価シート等を運用していく中で、純粋に自己の意思では書かずに、その上司、若しくはメンター等の意思が、その自己評価シートに入り込むということはあるのか。またそれは、適正であると考えられるのかどうか。判決文を読むとそういうような記述があるものですから、そこについて確認をさせてください。

○総務部長（木見田洋一君） 議員御指摘のとおり、判決内容につきましては、その点について、恣意的なものが感じられるという旨の説明があったかと思います。ただ、先ほどの自己評価につきましては、まず、本人自身が評価して、それをメンター等が評価するわけですが、先ほど申しましたように、そこで本人の了解を得ず、勝手にするということなところでの制度の仕組みとはなっておりません。先ほど申しましたように、面談を通して意見交換をする中での評価となりますので、そこで相手の指摘等を踏まえて採点内容が変わる、若しくは自分で見直すというところは、現実的にはあろうかと考えております。

○8番（原田祐作君） 違和感があります。自己評価というのは、あくまで自分が自分のことをどう思っているかという評価であって、それが例えばほかの人から、「いや、あなたはこれだけ達していないから、これはもっと下げなさい」と言われて、それを書き換えることが、許容するとかまでは言われませんでした、あり得るのかなというような答弁というのはちょっと違和感がありますね。そこは厳然として、自身の評価を尊重すべきであるというふうに思いますし、指導役の私が見たときに、指導すべきあなたが自分とその評価が違うと。なぜ違うのかというのは、自己評価をした人ももちろん考えなければいけませんが、指導するそのメンターの方も、それは振り返る必要があるというふうに思うんですね。そこを指摘して、そこに影響を与えるというのは違和感があります。そういったものではないというふうに私は思います。なぜならば、この自己評価というのが、後々の評価にも影響を与えてくるような記述になっておりますので、自己評価が厳然たる自分の評価ではないというようなところには、ちょっと疑問が残るところではあります。

では、次の質問に移ります。小さな5番目の質問なんですけれども、宇城市職員人事評価検証委員会について質問いたします。単刀直入に申し上げます。判決文を読むと、この委員会が、今回はこの分限の処分をすることの理由付けとして行われたかのような、そのように読み取れる部分があります。そこで、この人事評価検証委員会というのは、どのような役割を果たすべきものなのかというところの説明をお願いします。

○総務部長（木見田洋一君） それでは、人事評価検証委員会につきましてお答えいたします。

地方公務員法第23条の2第2項におきまして、「人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、任命権者が定める」と規定されていることから、市では、宇城市職員人事評価に関する規定を定めておりまして、これを受けて宇城市職員人事評価検証委員会設置規程を定めまして、委員会を設置しているところです。

この委員会は、人事評価結果に対する職員の相談内容について検証及び審査、並びに評価者に説明を求め、必要と認めるときは、評価の内容については是正を命ずることを任務といたしております。

委員につきましては、副市長、総務部長、市長政策部長、市民部長、福祉部長、保健衛生部長、経済部長、土木部長、議会事務局長、教育部長の10人で構成いたしております。

○8番（原田祐作君） 今、評価の委員会の中で、場合によっては評価者本人もその委員会に関わるというような発言があったというふうに、私は理解をしましたが、今回のこの一連の処分に至るまでの経緯、この委員会においては、評価者がそこに関わったというような記述は、私は見つけることができませんでした。あくまで、これを判断したメンター、また自己評価シート、それと面談した人事課の担当者、これも1回面談をして1週間後に再度面談をし、改善が見られないというような判断をしている。ちょっと厳しすぎるのではないかなと思いますね。そういった意味で、この評価者が自らここで説明をするような機会があるというふうに、今私は受けたのですが、今回はその説明をする場はあったのか、若しくはなかったならば、なぜその必要がないというふうに判断されたのか。私の理解がもし間違っていれば、その部分も指摘していただければと思います。

○総務部長（木見田洋一君） 先ほど御説明いたしました人事評価検証委員会につきましては、一般的な制度、仕組みを御説明いたしました。今回のケースに当てはめますと、こちらも冒頭申し上げましたとおり、処分につきましては人事院規則の方での裁量となります。宇城市におきましては、職員分限・懲戒等審査委員会など処分

を諮問する機関もございますが、先ほどお話をしましたように、条件付採用期間中の職員につきましては、分限処分には該当しないというところで、そこを踏まえたところで、こちらを準用したところで人事評価検証委員会の方へ諮問したというところの経緯で、実際、本来、正職員が行うべき本人の喚問ですとか、意見聴取等については行っておりません。理由としましては、先ほど申しましたとおり、大本となるのは人事院規則の方で進めているというところでございます。

○8番（原田祐作君） ですが、結果として、その委員会の中では、要は純粋な自己の評価ではない評価シート、若しくはまたそういった周りの評価のしかもマイナスな部分だけをそこで議論して、あたかも、そしてこの評価の2回目については、もう専門家の意見を聞いて、じゃあ、その処分でしょうがないですねというような流れになったというような記述がありますので、在り方については非常に今回疑問を持っています。本来であればもっと平等に公正に、この処分は何人にも公正に行わなければならないという大原則があるはずなんです、そこから大きくはずれているのではないかなと思います。

6番の質問に移ります。それでは今回のこの処分については、宇城市としては間違っていなかったというような見解をお持ちということで、一言で言えばそういうことでよろしいですか。

○総務部長（木見田洋一君） 宇城市としては、間違っていなかったというところの認識、理解はしておりません。あくまでも当時の手続き、手順としては妥当であった。その理由といたしましては、先ほど申しましたように、それに沿った法令、判例等がございますので、それに基づき市としては事務を進めていったというところで認識しております。今回の判決に際しましては、先ほど申しましたように、様々な判例等がある中で、最高裁までいった新たな基準となったことから、司法が新しい基準を示したというところで、今回の判例については認識しております。

○8番（原田祐作君） 最高裁までいったのは宇城市が上訴したからであって、本来であれば、高裁で棄却された時点で終わっていた案件ではないかなというふうに思います。変に、あくまで宇城市が執行の妥当性を主張するがゆえに、最高裁までいってしまって、予算的にも本人の人生にも大きな負担を負わせてしまったと、私はそのように理解をします。なぜならば、この職員は、自分の非は非として認めています。私も悪いところがあったと、足りないところがあったということは認めていますし、同じ机を並べていた職員も、それを認めています。そのような証言があります。彼は彼なりに頑張っていると、メンターまたは係長から言われた課題に真摯に向き合って、積極的に苦手なことにもチャレンジをしていると。その中で、市民の皆さんに多大な迷惑をかけたということではなくて、庁内の非常に私から言わせて

もらえば些末ですよ、些末なミスを重ねて妥当性を主張してきたと、私はこのようにこれは読んでおります。真摯に受け取られるということであれば、この証言を一つ一つもっとしっかり真摯に受け取って、改善すべきところは改善する、課題を見つけるという作業が必要ではないかと思います。今、多くの議員さんが宇城市は退職者が多いと、なぜだと。パワハラがあったということではないですが、パワハラについての研修なり何なりも、必要ではないかみたいな話もされるようになったということは、多くの皆さんがこの宇城市の職場環境について、何らかの違和感を持たれている。それが表面化したのが、この裁判だと私は思っています。

7番の質問に移ります。今後の取組ということなのですが、どんなに正当性を主張されても、司法が間違っていたと、裁量権を誤って行使したと、自治体は非常に大きな権力を持っています。これを誤って使ったというふうに指摘をされているのです。自ら見直す、間違いを探す、処分された本人は大きな負担を負っている。またそれを指導するメンターも、非常に大きな負担があったと思います。追い詰められていたと思います。この子の成果を上げないと、私たちの評価にも響くって。組織としてバックアップすると先ほど言われました。だったら、組織として見直す、そのような計画はございますか。

○総務部長（木見田洋一君） 今回の判決では、「処分の前提となる対象職員の勤務成績についての評価を誤った上、代替手段や処分の相当性についての十分な検討を経ることなく行われたものであって、合理性のある処分として許容される限度を超えた不当なもの」とされております。先ほどから議員がおっしゃいましたが、宇城市としては決してこの判決を軽んじているわけではございません。当然、判決内容を真摯に受け止めまして、そういったところを反省すべき点は改善していくということは、当然に考えているところでございます。

そういった点、今回の判決を踏まえまして、人事院規則にもうたわれております「成績がよくないと認められる条件付採用期間中の職員」、こういった職員等につきましては、繰り返しになりますが、先ほどのように判決を真摯に受け止めまして、内容を一つずつ精査してまいりまして、改善につなげていきたいと考えているところでございます。

○8番（原田祐作君） 最後の質問にします。今回の裁判、この判断をしたのは、市長が自ら、私の責任で判断をしたと言われました。市長、残り少ない期間です、任期は。せめて、職員の皆さんが安心して働けるような、2度とこのような判断が起らないような体制づくりに御尽力いただけませんか。お気持ちを聞かせください。

○市長（守田憲史君） 今回の判決につきましては、真摯に受け止めます。内容につきましては、メンター制度を十分に活用しなかった、そして6か月の中でも配置換え

をして、向き、不向きがあるのをその対応をしなかった、そのことにおいて評価を誤ったという点を指摘していただいたところで、反省しております。しかし、この対応その他、本採用見送りが違法であったという認識ではございません。

○8番（原田祐作君） ありがとうございます。その問題点をしっかりと意識して改善していただければ、私はありがたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 宇城市民の会、中山でございます。通告に従いまして、早速質問に入りたいと思います。

1番の小学校部活動社会体育への移行後の検証についてからお尋ねします。現在宇城市では、国県の方針に従って、中学校部活動の地域移行が進められており、去る8月には、第1回中学校部活動地域移行検討委員会も開かれております。私は、教職員の負担軽減の観点からも、部活動の地域移行は必要であると考えております。しかしそれにあたっては、先行して実施された小学校部活動の地域移行への検証が不可欠だと考えています。まず、小学校部活動の地域移行に関係して、スポーツに参加する児童数の推移についてお尋ねします。各学校ごとの移行時の部活動の数と移行直後の学童スポーツクラブの数、また、現在の学童スポーツクラブの数と参加人数について、さらには、クラブチーム等に参加している児童の数についてお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 議長のお許しをいただきまして、議員の皆様の机の上に事前に配布しております資料、部活動・学童スポーツクラブ加入状況に沿って説明いたします。

小学校の運動部活動は、令和元年度に社会体育へ完全移行し、現在は学童スポーツクラブとして活動しております。

社会体育へ移行する前の部活動の状況として、部活動は4年生から6年生までが加入することができ、平成30年度における4年生から6年生の3学年の児童数は、市全体で1,617人、このうち部活動加入者数は735人で、加入率は45%で

した。また、部活動クラブの数は全体で３７部でした。

一方、社会体育移行後の状況は、部活動を引き継いだ学童スポーツクラブへの加入者数として、社会体育移行直後の令和元年度で４４４人、全児童に占める加入率は２８％、クラブ数は全体で１８クラブでした。さらに、令和６年度の加入者数は２２５人、加入率は１５％、クラブ数は１２クラブとなっております。加入者数及び加入率、クラブ数ともに部活動に比べると大幅に少なくなっています。

また、社会体育移行を機に、民間のスポーツクラブ等へ加入した児童もいるものと考えられますが、その状況は詳細には把握しておりません。昨年度に市が実施した小学校４年生から６年生へのアンケート調査では、回答率８３％で、学童スポーツクラブや民間のスポーツクラブなど、何らかのクラブに加入している児童は、文化系クラブを含めて６０％に上るとの結果でした。

こうしたことから、社会体育移行後にスポーツに参加する児童の増減については、詳細な把握は難しい状況であります。

○２１番（中山弘幸君） 今答弁がありましたように、令和元年に移行する際の３７あった部活動が、約半数のクラブが廃止になっておりまして、そして現在は、学童スポーツクラブは１２クラブしか残っておりません。参加児童も約３分の１になっております。当然、民間のクラブチーム等の参加もあると思いますけれども、この減った原因について、どのように認識しておられるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 先ほども答弁いたしました、社会体育へ移行後、学童スポーツクラブの加入ではなく、民間のクラブチーム等に参加する児童や、クラブに所属せず、親などの個人指導で活動する児童も考えられると思います。なお、その表を見ていただきますと、不知火、小川では、学童スポーツクラブの設立が少なかったことから、総合型地域スポーツクラブが一部受け皿となっております。

令和６年度ののを御紹介いたします。こちらは、小学１年生から６年生までの人数でございますが、今、不知火の総合型地域スポーツクラブの人数が５５人、松橋が２７６人、小川が８０人と４１１人が、１年生から６年生でございますが、総合型地域スポーツクラブへ移行している状況でございます。

○２１番（中山弘幸君） 質問の仕方がちょっとまずかったと思いますが、当然、クラブチームの活動もあると思いますが、その学童スポーツクラブに移行できなかったのが、結構多かったわけですね。その移行できなかったのはなぜかということです。その点お尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） ただいまの質問でございますが、その調査についてははっきりとは取っておりませんが、社会体育に移行する際には、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童ニーズの多様化、指導者不足などの課題があるの

ではないかと考えるところでございます。

○21番（中山弘幸君） 今、いくつか挙げられましたけれども、私はやはり一番大きかったのは指導者不足だったろうと思っておりますので、この点を是非今後に活かしてほしいと思っております。

次に、児童の体力についてお尋ねします。昨日の坂下議員の一般質問でありましたが、部活動が地域に移行され、スポーツに参加する児童が減り、児童の体力が低下しているのではないかと指摘もあります。そこで、実際はどうなっているのか。昨日詳しい説明がありましたので、要点だけで結構ですので、説明をお願いいたします

○教育部長（舩井貴男君） 昨日の坂下議員からの一般質問の答弁内容と一部重複いたしますが、御説明いたします。

児童生徒の体力の状況については、熊本県体力・運動能力調査により現状を把握しております。体力・運動能力調査は、各小中学校の全学年において実施しますが、このうち小学5年生と中学2年生の体力調査は国が実施します。

全国、県、本市の比較が可能な全国調査の令和5年度までの過去5年間の状況として、総合的な評価を表す体力合計点について御説明いたします。

まず、小学5年生の男子は、過去5年間を通して、年度ごとに若干の変動はありますが、総合的な評価を表す体力合計点は、県平均を交互に上回り、全国平均は全て上回っています。

小学5年生の女子の体力合計点は、全ての年度で、全国・県平均を上回っています。

次に、中学2年生の男子の総合的な評価を表す体力合計点は、令和3年度に県平均を下回りましたが、そのほかは全国・県平均を上回っています。

中学2年生の女子の体力合計点は、令和4年度に県平均を下回りましたが、そのほかは全国・県平均を上回っている状況です。

また、小学校部活動の社会体育移行に伴う児童の体力の状況については、移行当時の令和元年度の結果と、令和5年度の結果を比較して説明いたします。

小学5年生の男子については、結果の数値そのものを比較すれば、8項目全ての結果が若干下向きになっておりますが、全国や県平均の結果も本市同様に、若干下向きになっています。

小学5年生の女子については、上体起こし、50メートル走、ソフトボール投げの項目は、令和元年度の結果と比較して好転しております。その他5項目の結果については、若干下向きになっておりますが、男子と同様に、全国や県平均の結果も若干下向きになっています。

次に、中学2年生の男子については、長座体前屈、立ち幅跳び、ハンドボール投げの項目は好転しており、その他の項目については、若干下向きになっています。

中学2年生の女子については、反復横跳び、ハンドボール投げの項目は好転し、その他の項目は若干下向きとなり、中学校の男女とも小学校と同様に、全国や県平均の結果も若干下向きになっている状況です。

しかしながら、男女とも過去5年間の総合的な評価を表す体力合計点の推移としては、若干の変動はありますが、全体的には十分評価できる結果と考えます。

○21番（中山弘幸君） 今の答弁でよく分かりますが、これによって指摘のある体力が低下したのではないかということについては、どのように理解しておられますか。

○教育部長（舛井貴男君） 社会体育移行した令和元年度に小学4年生だった児童は、令和5年度に中学2年生となっております。中学2年生男子の体力合計点は、令和元年度43点に対し、令和5年度43.49点と好転、女子は、令和元年度52.22点に対し、令和5年度は50.41点で下向きとなっておりますが、どちらの年度も全国平均を上回っている状況であります。

○21番（中山弘幸君） それで評価というか、影響があったか、なかったかということを書いてほしかったわけですが、要は、その関連性は認められないということですね。そこを確認していいですか、4回目ですけど。

○教育部長（舛井貴男君） 先ほど答弁いたしましたとおり、数的、科学的根拠で申し上げたとおりでございます。

○21番（中山弘幸君） 別にそこは、はっきり言ってもいいと思うのですが、私もそれは否定いたしません。体力に関してはですね。余り影響があったとは言いきれないということで理解をいたしました。

次に、現状認識についてお尋ねをいたします。学校で活動できる学童スポーツクラブに移行できたのは約半数で、クラブチームに通っている児童もいると考えられますけれども、スポーツに関わっている児童が減少していることは明らかだと私は思っております。また、送迎等で保護者の負担は増していると考えられますし、児童が希望しても、送迎などの家庭の事情で諦めなければならない場合もあると聞いております。このようなことを踏まえて、小学校の部活動の地域移行は、児童や保護者、また学校現場にとってどうだったのか。良かったところ、反省すべきところがあれば、具体的にお答えをお願いします。

○教育部長（舛井貴男君） 小学校部活動の社会体育移行後において、学童スポーツクラブに加入する児童は、部活動に比べて減っておりますが、一方で、先ほども申し上げましたが、令和5年度に実施したアンケートでは、何らかのクラブに加入している児童は60%との数字も出ております。

部活動時代を含めて、民間のスポーツクラブ等への加入状況は詳細には把握しておりませんので、正確に比較することはできませんが、部活動の社会体育移行に関係なく、児童の半数以上が以前からスポーツ等の何らかの活動を行っていると考えております。

このため、社会体育移行と児童の体力との相関関係は分からないとしか言えませんが、市としては、今後とも児童の生涯にわたる健全な心と身体を培い、誰もが参加しやすいスポーツ環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 正確に数字は把握していないということで理解しますが、検討委員会の議事録を見ましたが、そこでも小学校部活動の地域移行への反省と現状認識が大切という意見も出ております。現状の正確な把握ができなければ検証はできませんし、検証なしに中学校部活動の地域移行はあり得ないと私は思っております。現状の把握ができていないようなので、再度調査をして、正確な数字を把握すべきだと思っております。また、保護者の負担感の状況なども現場の声を聴くべきだと思います。それからもう1点、誰もが参加しやすい環境づくりとはどういうことか、この2点をお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 今の御質問の件であります、5年前からの部活動移行が社会体育移行になったかという調査はなかなか難しいかもしれませんが、今後、中学校部活動の地域移行について、その小学校の社会体育移行後の課題を反省すべきところは反省して、中学校の方につなげていきたいと思っております。

それと、先ほど言われました誰もが参加しやすいということですが、生徒の発育発達及びニーズに応じた活動体制の整備と、生徒及び保護者にとって活動場所及び費用等の負担が少なく、クラブ運営の経営にも持続可能な体制の整備が必要だと考えておりますので、その辺を踏まえた上で、今後進めてまいりたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 私はやはり正確な数字を調査すべきだと思いますし、現場の声も聴くべきと思っております。教育長は、日頃から現場主義ということをおられますが、私は再調査をすべきと、そんな難しいことではないですね、各学校にお願いして、スポーツに参加している児童の調査とかですね。これはやはり正確に調査すべきだと思います。それと、保護者の移行後のいろんな負担感などを調査すべきだと思いますが、教育長いかがですか。

○教育長（平岡和徳君） ただいま議員申されたように、検証というのは非常に重要で、振り返りを基に学びの捉え方等が変わってくるというふうに思いますし、また、不易のものと新しいものをつくり上げる段階の中で、きちんとそういったものを踏まえながら全体を俯瞰して、やはり多面的・多角的な検討の場所をつくりながら、前

に進んでいくことが理想的だというふうに考えております。

○21番（中山弘幸君） 是非ですね、調査をしていただきたいということを指摘しておきます。

次に、移行に向けてのスケジュールについて、また加えて、地域移行の目的についてもお尋ねをいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 中学校部活動は、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、その教育的意義が高い活動である一方、少子化が進展する中、運営が難しくなっていると同時に、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思にかかわらず、教員が顧問を務める指導体制を継続することがより一層厳しくなっています。

こうした中、国は、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことを示し、令和7年度までに休日の部活動の地域移行を図ることとしており、県も国に準じた方針を示しております。

本市においては、中学校部活動地域連携・地域移行計画（素案）を作成し、令和9年度からの完全実施に向けて取り組んでいく旨、前回6月議会で、議員各位に説明申し上げたところでございます。

これに伴いまして本年度は、7月に部活動の円滑な地域移行等について検討することを目的に、宇城市立中学校部活動地域移行検討委員会を設置しました。委員構成は、各中学校長や関係小学校長、部活動の顧問、小中学校PTA、スポーツ及び文化団体の関係者、市内の総合型地域スポーツクラブ代表者など20人で構成しています。先月8月には、第1回検討委員会を開催し、本市部活動の現状等について議論を行ったところです。

今後のスケジュールにつきましては、年内に検討委員会を数回開催し、地域移行後の運営方式等について議論を重ねた上で、本市としての地域移行方針を決定したいと考えております。

また、方針決定後は、速やかに学校や児童生徒、保護者、関係団体などを中心に市民へ周知を行ってまいります。

次年度以降につきましては、地域移行する部活動種目や活動拠点、指導者の確保、料金設定等の具体的な運営内容等について検討を進める予定であります。

○21番（中山弘幸君） 今回、国県は平日は今までどおり部活動を行い、休日のみを地域クラブとして外部の指導者、また地域のスポーツクラブの下で活動を行うとしております。宇城市では令和9年度の完全実施を目指すということですが、指導者の確保等難しい面もある中で、令和9年度に完全実施ができるのか非常に疑問を持っております。平日、休日と一緒に進めるのは現実的ではないと思いますので、ま

ずは、休日の移行を確実に実施するということをやはり示すべきと思いますが、その点はいかがですか。

○**教育部長（舩井貴男君）** 令和9年度の完全実施については、あくまで目標とするところであります。今後、地域移行検討委員会において課題を整理され、議論が進められていきますので、その議論を踏まえて方針を検討してまいります。

○**21番（中山弘幸君）** そこはやはり検討委員会に投げるとするのは、私は無責任ではないかなと思います。市が示した地域移行計画では、令和6年度中に数回検討委員会を開き、令和7年度に各学校・関係団体に周知し、令和8年度に準備ができ次第、先行実施が可能としてありますが、それが本当にできるのか非常に疑問です。次回の検討委員会では、先進事例の玉名市のコーディネーターから説明を受けられるというふうに聞いておりますが、その玉名市でも、まずは平日は学校部活動として、休日のみを地域に移行するというふうになっていると思います。現在、私の子どもが三角中学校で野球の部活動に参加しており、先生方の御苦労もよく理解できますので、地域移行は是非進めるべきと思っています。ですから、一気に令和9年度に完全移行など余り無責任なことは言わずに、まずは休日を確実に実施したいので、皆様の御協力をいただきたいというふうに、私はすべきではないかと思いますが、その点、教育長いかがですか。

○**教育長（平岡和徳君）** 貴重な御意見ありがとうございます。ただ、土日だけの移行というところでの問題視もかなりありまして、例えば、平日を含めた移行にした場合と土日だけの場合、それぞれにメリット、デメリットが当然あるわけですが、議員が申されます土日の移行につきましては、やはり平日と休日の指導者が違うことによって責任の所在、子どもたちとの信頼関係づくり、こういったものに問題が発生する。こういったものをクリアにするためには、やはり今言われたような内容のものを精査するものと、そして平日と土日をきちんとセットにした上で移行するという、そういったものが、この検討委員会でも非常に熟議されている内容だというふうに私は認識しております。

○**21番（中山弘幸君）** 教育長が言われることも十分理解できます。ただ、一気に平日、土日含めてということになると、なかなかハードルが高いと思いますね。時間的にもありませんし、一番に指導者の問題とかもありますので、そこでも教育長がリーダーシップを発揮してやるんだということで、今回は理解をしておきます。

次に、2番、3番の指導者の確保、指導者の育成については、併せて質問をいたします。今回の中学校部活動の地域移行の最大の問題は、私が言うまでもなく、指導者の確保であると思っております。そのことについて、教育委員会ではどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 地域移行にあたっては、部活動において主に教員が担ってきた指導者の役割を、地域で担う必要が生じてきます。

このため、指導者の担い手として地域スポーツ団体や文化団体の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者等の人材の活用、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、競技・活動経験のある大学生や保護者など、様々な関係者に呼び掛けて指導者を確保していきたいと考えております。

併せて、県の指導者人材バンク制度である熊本県地域クラブサポーターバンクも積極的に活用していきたいと考えております。

また、指導者の育成の面では、中学生の指導に不慣れな場合も予想されることから、県と連携し、求められる知識や技能等の研修機会の確保に取り組み、指導者の育成及び資質向上を図っていききたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 先般の検討委員会の中でも、指導者の確保・育成については指摘があっているようでございます。小学校の地域移行の際は、指導者の確保が保護者にほぼ丸投げだったと私は理解をしております。もちろん、保護者も努力しますが、今回におきましては、教育委員会が責任を持って指導者を確保されるという理解でよろしいですか。

○教育部長（舛井貴男君） 指導者の確保につきましては、地域人材の状況等を踏まえながら、市が主体的に取り組んでまいります。

○21番（中山弘幸君） その点は、くれぐれも指摘をしておきます。

次に、4番の小学校部活動の社会体育への移行を踏まえた実施についてお尋ねをいたします。小学校部活動の地域移行では、指導者の確保ができずに、なくなったクラブが多くあったと私は理解しています。そのようなことを踏まえ、今後どのように進めていかれるのかをお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 小学校部活動の社会体育移行後の状況は、先ほどお答えしたとおり、クラブ数及び所属児童数ともに移行前に比べて減少しています。

移行後において、アンケート調査等による検証は行っておりませんが、その原因についてはっきりしないところもありますが、児童数の減少、活動場所の遠隔化、指導者の不足、保護者の金銭的負担、送迎の負担等が原因として挙げられます。

中学校部活動の地域移行においては、小学校での事例を踏まえつつ、併せて既に取り組んでいる先進的な地域の課題を整理し、検討委員会でしっかり議論を行っていききたいと考えております。

市としましては、生徒の豊かなスポーツ・文化活動を実現するため、学校と地域が連携・協働を図り、学校部活動の在り方に関し、速やかな改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備してまいりたいと思

います。

○21番（中山弘幸君） 今後、検討委員会で様々な課題について議論がなされると思います。今、持続可能な活動環境を整備するという答弁がございましたけれども、これは非常に重要なことだと思います。小学校の例を見ても、最初は学童スポーツクラブとして発足しても、その後なくなったクラブもあります。これは指導者などの理由は様々だと思いますけれども、やはりこのサポート体制も重要と考えます。そこで1つ確認しておきたいのですが、指導者が確保できなければ地域移行はできないと思いますが、その場合は、部活動が継続されるという理解でよろしいですか。

○教育部長（舛井貴男君） あくまでも文科省の指導要領に従ってまいりますので、部活動自体は指導要領が改定され、学校の指導要領に部活動が入っていないときには部活動はもう継続はいたしません。

○21番（中山弘幸君） 今の答弁によりますと、学習指導要領に改定があつて、そこで部活動が入っていなければ、指導者がいなくても部活動は継続しないという理解ですか。

○教育部長（舛井貴男君） 先ほど答弁したとおりでございます。指導者がいてもいなくても、学習指導要領の改定で部活動が学校の活動の一環となされない場合については、もう部活動は継続がなされません。

○21番（中山弘幸君） それはちょっと重大な発言だと思います。その執行部の認識は、今初めて聞きましたので、これはやはりちょっと重大なことだと私は思います。学校部活動またスポーツの意義につきまして、私がここで言うまでもありませんが、私自身の経験、また子どもが中学生になり、野球部に入り、日々成長していく姿を見ると、やはりスポーツを続けることには大きな意義があると感じております。文武両道という言葉もあります。また、学業にもいい影響を与えることもあると思いますし、心身の両面の成長にいい影響を与えると私は感じております。そういうことから、今回の中学校部活動の地域移行によって、スポーツをする機会が奪われることがないように、くれぐれも指摘したいと思いますが、今の答弁ではもし指導者が確保できない場合は、学習指導要領の改定いかんによっては、部活動はなくなるということでもありますので、その学習指導要領の改定がどうなるかは不確定でございますけれども、くれぐれもスポーツの機会が奪われることがないように、教育長が先頭に立って指導者の確保をしていく必要があると思いますが、再度、教育長の答弁をお願いします。

○議長（豊田紀代美君） 4回目です。

○21番（中山弘幸君） そうですね。そのことはくれぐれも指摘をしておきます。

では、次の質問に移ります。三角地区の課題について質問いたします。三角地区

には課題は数多くありますが、今回はその一部を取り上げたいと思います。まずは、1 番の旧大岳小学校跡地の有効活用につきまして、現在、解体作業が進んでおりますが、その後の活用についてはどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○三角支所長（佐藤幹雄君） 旧大岳小学校は、昭和 51 年に建築され、少子化に伴う児童の減少により、平成 15 年に郡浦小学校と統合して青海小学校となったことにより閉校となりました。その後は、市民の生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動等の増進を図るために、生涯学習施設と社会体育施設の複合化した大岳地区生涯学習センターとして利用されてきました。

しかし、近年の建物の老朽化の進行から、地域住民への安全確保ができなくなったため、令和 5 年度から本年度にかけて旧管理棟、旧普通教室棟、旧特別教室棟などの建物の解体工事を実施しています。

また、大岳地区生涯学習センターの社会体育施設の現状については、体育館の利用者数が、令和 4 年度が 4 件、160 人、令和 5 年度が 6 件、280 人、グラウンドの利用者数が、令和 4 年度が 17 件、834 人、令和 5 年度が 21 件、875 人となっております。

校舎解体後の跡地については、更地として、先に旧校舎を解体した三角北生涯学習センター及び三角東生涯学習センターと同様に、体育館やグラウンド使用者の駐車場として利用することとしております。

今後、解体跡地の有効活用については、地域の実情やニーズなどを総合的に判断した検討が必要だと考えております。

○21 番（中山弘幸君） 私も現時点で具体的な提案があるわけでもありませんし、また地域の方々の意見を広く聴いているわけでもございません。今後、地域から具体的な意見があったときは、是非、前向きに検討していただけるようにお願いいたしますとともに、執行部とされましても、地域の特性を活かした活用方法を是非検討いただけますように、指摘をしておきたいと思います。

次に、2 番の上本庄八柳線の道路改良工事についてお尋ねいたします。この路線は、合併直後に計画され順調に進んでおりましたが、現在は工事がストップしており、これまで執行部からは、高規格道路の路線が決まり次第、対応するとの説明を受けております。もう大体の路線が見えてきたと私は受け止めておりますが、そろそろ工事を再開してもいいのではないかと考えております。その点、執行部のお考えをお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 上本庄八柳線は、昭和 57 年 3 月、当時は町道ですが、合併と同時に市道として認定され引き継いだものです。上本庄区の郡浦地区生涯学習

センター付近を起点としておりまして、石打ダム方面に向け八柳区を経由して、開拓区の公民館付近を通ります県道郡浦網田線への接道が終点となっております。路線延長としては約3.3キロメートルほどある道路でございます。

質問を受け、先日現地の確認に行っていました。沿線には果樹園が多く点在しておりまして、そのことから農業用トラック等の往来が多く見られております。農産物の輸送ルートや地元住民の生活道路として、終点は県道に接続しておりますので、公共施設へのアクセス道路として非常に重要な道路となっていると認識しております。

通りました結果、現状本路線は、幅員がかなり狭く、屈曲した線形であり、縦断勾配が急なところも多くあります。車両の離合に支障を来している部分もありました。交通安全の観点からも危険な状態であるということから、う回路の検討や拡幅整備の必要性を検討してまいりました。

検討した結果、これまで、起点の上本庄区より石打ダムを周廻する市道八柳石打線への接道約2キロメートルにわたる概略設計を行いました。そのうち起点側の上本庄区から約1キロメートルについては、道路改良工事を順次行っております。

議員おっしゃるとおり、計画路線内に未整備区間を残しております。未整備区間については、用地取得に際しまして相続関係者の整理が困難であることや筆界未定地が存在することから、事業が停滞している現状であります。

今後の事業実施におきましては、先ほどおっしゃられたとおり、近接して国が設計、施工いたします宇土三角道路の計画が着々と進められております。本線はもちろんでありますが、付替道路や工事用道路の整備が、上本庄八柳線に交差し、影響する可能性がかなり高いと思われます。事業実施にあたっては、宇土三角道路の路線計画の詳細な公表を待ち、対応を検討してまいりたいと思っております。

○21番（中山弘幸君） 筆界未定の問題もあると思いますが、私も今朝、現場を再度確認してきましたが、ある程度上の方まで整備が進んでおり、とてもスムーズに現在通行ができます。今の熊本・宇土道路につきましては、大体のその概略路線というのが示されておりますので、私の見た感じですね、ほぼ影響はないというふうに私は思いますので、その辺を考慮されて、やはり速やかに再開してほしいと思います。その詳細設計の提示はいつになるか分かりませんし、それを待っていただきますます着工が遅れますので、概略図を見れば大体分かりますので、できるだけ早めに整備を再開してほしいと思いますが、その点いかがですか。

○土木部長（平木恵一君） 先ほど申しましたとおり、道路等を整備する技術を預かる人間としては、詳細な設計ができていない状態で着手するということは、大幅な手戻り等が発生する可能性があると思われますので、国による詳細な計画の発表を待

ちたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） 今日のところは、そこで理解をしておきます。

次に、金桁地区の冠水対策について質問をいたします。金桁地区の冠水問題は、この議会でもたびたび取り上げられております。これまでの答弁の中では、地区内の市道をかさ上げすることになっておりますが、その後の経過についてのお尋ねをいたします。

○土木部長（平木恵一君） 金桁地区には準用河川であります金桁川があります。御指摘の市道東港金桁線は低い土地であることが要因となりまして、満潮時と豪雨が重なるときには、一時的に海水面の潮位が河川水位より高くなりまして、河川水が流れきれないことによって河川や路面の排水もできなくなり、内水氾濫が発生し、道路が冠水して通行に支障を来すことがあります。

市では、少しでも被害が少なくなるように、う回路の関係から運転時間に時間的制約が起きておりました仮設ポンプの導水路を堤防内に埋設しまして、常時、排水できるように工事を行いました。さらに、金桁川の部分的なしゅんせつや護岸改修を行いまして、効果の検証を行っているところでございます。

また現在、大雨時の対応としては、市道についてはパトロールや監視カメラを用いまして河川の状態を確認し、氾濫が予見・発生した場合は、速やかに通行規制や仮設排水ポンプの稼働などの対応をしています。

恒久的な対策としては、道路かさ上げや河川への排水路整備が考えられますが、かさ上げによって隣接地への浸水などの悪影響が懸念されることを理由に、地元として事業に前向きではない状況であることから、地元区に対しては丁寧な説明を行いながら、協議を重ね事業実施に向けて尽力してまいりたいと思っております。

今後も、市では金桁川氾濫の抜本的な解決にはならないかもしれませんが、少しでも国道や周辺市道等の冠水時間の短縮となるように、仮設ポンプやしゅんせつの効果を見極めながら、河川のしゅんせつ等をベースに対策を考えてまいります。

また、国道266号についても同様に、豪雨時には道路冠水が発生します。道路管理者である熊本県への情報提供を行い、通行止め等の対応をしている状況です。

国道266号についても市道と同様に道路の改良により、冠水・通行止めの解消ができますよう、管理者である県に対し、毎年継続的に要望を行っているところであります。

以前も答弁いたしましたが、排水機場の設置と河川の大幅な拡幅により、国道の浸水解消が可能であるという調査報告もございますが、まずは、国道の冠水対策は国または県の事業で対応していただくよう、これまでどおり、国県へ向け要望活動を継続してまいります。

○21番（中山弘幸君） 詳しい答弁ありがとうございます。今、かさ上げにつきましては、地元の合意に至っていないという答弁もありましたが、私は先日、地区の区長さんに話を聞いてまいりました。今、答弁のありましたかさ上げと排水対策につきましては、まだ地区に正式に話が来ていないということでもありますので、早急に地区に対して正式に提案してほしいということでありました。また、国道の冠水対策につきましては、区長さんの話では、県の方で調査費が付いたというふうに聞いておりますが、その点についてもお尋ねします。それから、以前、国道につきましても今回の市道のようにかさ上げをして、道路の下から水を逃がすという提案もあったというように聞いております。私はその件も地区の反対でボツになったと聞いておりましたけれども、よくよく聞いてみますと、実際には正式に地区には話を下ろす前に、・・（9字削除）・・ボツになったということも聞いておりますので、そのようなことから、市道の件も早めに正式に地区に説明をしていただきますようお願いをしておきます。それからもう1点ですが、高規格道路の関連で、国は波多インターの進入路を塩屋側としているそうですが、開通すれば、当然金桁地区内の市道の交通量の増加は避けられないと思います。そこで、国に対して金桁地区内の市道も進入路としての位置付けにできないかという要望を私はすべきと思います。そうなれば、かさ上げを含む道路整備もスムーズに進むのではないかと考えますが、以上2点お尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 市道のかさ上げと排水対策については、令和4年度に対策工事を行うべく、令和3年度に当時の行政区長などと現場立会を行いまして、市の改良計画を説明しましたころ、地区の理解を得られずに計画を断念したところでございます。

月日が経ちまして、近隣で宇土三角道路の計画調査が行われたようで、また地区の役員さんも交代されるなど、当時とは状況の変化があるようですので、本年度に直接工事の予算はありませんが、先ほど申しましたとおり、地元の理解が得られまよう、再度、計画説明を検討してまいりたいと思います。

次に、国道の調査費についてですが、振興局に確認しましたところ、先ほど言いましたとおり、金桁地区の国道266号が雨天と潮位の上昇が同時に起こったおりに、内水により国道が冠水することについての現状を解析して、その対策を立案する調査業務を行っているようです。

さらに、調査を進めていく段階で一定の時期が来ましたら、市及び地元に対し、県により説明すべく準備中であるとの回答でございました。市としても先ほども答弁しましたとおり、国道の冠水対策は国または県の事業で対応していただくよう要望活動を行ってきたところでありますので、年度内にも調査結果の説明会ができる

よう県との情報共有を進めてまいりたいと思います。

最後に、波多インターへの進入路を金桁側から整備して、国道の冠水対策に宇土三角道路を使えないかという議員のお考えだと思いますが、まさに宇土三角道路につきましては、国道５７号、国道２６６号のバイパス機能を有しております。宇城市西部の様々な防災対策にもなると考えております。

お尋ねの波多インターから、国道２６６号への取付道路については、具体的な案が国よりまだ示されておられません。そこで今後、国県等の関係機関と協議を重ねてまいりたいと思います。

○２１番（中山弘幸君） 詳しく答弁いただきまして、理解できました。高規格道路につきましては、当然やはり開通すれば交通量も増えますので、その点で国に要望できる理由はあると思いますので、その点の検討も加えてお願いをしておきます。

４番の高規格道路につきましては、今回の予定しておりました国会議員への特別委員会での要望活動も延期になりましたし、新たな進展もないようでございますので、今回は割愛をしたいと思います。

次に、本年３月をもって閉園した戸馳保育園跡地の利活用についてのお尋ねをいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 議員御承知のとおり、戸馳保育園は民営化に向け、これまで２回の公募を行いました但社会福祉法人等からの応募がなく、また、昭和４６年の開園から築後５０年以上を経過しており、園舎や遊具の老朽化による耐震不足に加え、給排水設備も老朽化していることから、本年３月に閉園したところです。

閉園後に地域の方から、現園舎を災害時の避難場所やコミュニティ施設として利用する御提案をいただきましたが、ライフラインは既に停止状態にあり、老朽化による安全性の確保が担保できない状況でございます。このため、園舎や遊具等を利活用するということは難しい状態であります。

なお、今後の跡地利用については、現在のところ未定でございます。

○２１番（中山弘幸君） 現在、解体費用も高騰しておりますし、民間で活用する分にはもし希望があれば、私は支障がないのではないかと考えておりましたが、それも現在考えていないということで理解をいたします。

次に移りたいと思いますが、松橋駅西の開発について。松橋駅西を含めた駅周辺開発は、合併当時の宇城市の５大プロジェクトに位置付けられて、合併直後に民間企業誘致を含めた委託契約が交わされましたが、それが途中で頓挫し、その後は駅舎の改築などを含めた部分的な改修にとどまっております。そこで、市が駅西地区を対象として実施した、宇城市松橋駅西地区のまちづくり基本計画構想策定支援業務委託の結果も踏まえまして、今後の計画についてお尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 議員御指摘の委託事業につきましては、昨日の坂下議員への答弁で申し上げたとおり、松橋駅西側への施設誘致を想定したまちづくりを検討するために着手したものでございます。途中で施設の誘致が見通せなくなったことから、幅広く開発の可能性を調査するものに内容を変更して実施いたしました。

その結果は、昨日の答弁と重複いたしますが、近年の物価高騰による宅地価格の上昇に加え、県内の開発ニーズや注目が県北に向いていることなどから、今は、開発を進めるには難しい環境にあるという内容でございました。

ただ、施設の誘致など大きなきっかけがあれば、開発を加速することもあり得ることでしたので、現在、開発の進め方を含めて、不動産事業者やデベロッパーなどへのヒアリングを実施しているところでございます。

○21番（中山弘幸君） 昨日の質問でもありましたが、現在は、全くの白紙ということで理解をします。

次に、排水対策についてお尋ねしますが、この駅西開発につきましては、合併以前の課題であったということで、排水対策が最重要課題であると認識しております。まず、現状での排水対策を質問する予定でございましたけれども、それはちょっと割愛しまして、高良雨水ポンプ場の質問をいたします。現在の不知火町高良地区に雨水排水ポンプ場が建設されております。以前、駅西地区の排水対策として、高良雨水ポンプ場を建設するという計画がありました。このポンプ場は不知火町のどの地区を対象エリアとしているのか。また、松橋駅西地区についてはこのエリアに含まれるのか、その点をお尋ねいたします。

○上下水道局長（福田真治君） 高良雨水ポンプ場について御説明いたします。上下水道局所管における排水対策は、公共下水道事業区域内に限って行える事業ではございますが、河川の水位が高くなり、河川周辺の雨水が排水できない状態については、排水ポンプによる強制排水対策がございます。

御質問の高良雨水ポンプ場については、令和4年度から建設に着手し、今年度末に完成予定ですが、当時の下水道事業計画で不知火排水区と位置付けられた区域の一部を対象に整備を進めているところです。

対象のエリアは、高良地区の一部及び亀松地区の一部になります。

また、松橋駅西側の農振・農用地エリアについては、流域が異なること、また下水道整備区域外でもあるためエリアには含まれておりません。

なお、下水道事業の補助対象要件としましては、流域面積が2平方キロメートル（200ヘクタール）までの区域となるため、高良雨水ポンプ場のポンプ能力についても補助対象エリア分の排水能力を満足する設計としておりまして、排水ポンプ3基で合計毎秒2.53トンとなっております。

排水計画としましては、対象地区のエリアから河川沿いの水路まで導水し、ポンプ場から大野川に直接放流することにより内水対策を行うものでありますので、今後の整備により浸水被害のリスクは軽減されるものと考えております。

○21番（中山弘幸君） 高良雨水排水ポンプ場は、駅西は含まれていないということで理解をいたしました。

時間も来ましたので、これで私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時16分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、山森悦嗣君の発言を許します。

○10番（山森悦嗣君） 皆さんこんにちは。10番、会派彩里、山森でございます。

今年の夏も梅雨明けから連日暑い日が続いており、県内の観測史上最長となる猛暑日が28日、そして熱帯夜が27日間続き、昼も夜も暑い日が続いた8月でありました。1890年の観測が始まって以来、今年の8月は130年の歴史の中で一番暑かったとの報道がありました。まだまだ10月までは暑い日が続く予報が出されており、今後もしばらくは暑さ、そして食中毒には十分注意され過ごしてください。それでは議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。今回は大きく3項目、1つ目は熱中症の予防と対策について、2つ目は第三者行為による保険利用について、3つ目は豊野公園整備についてであります。

それでは、大きな1点目の熱中症の予防と対策について、（1）熱中症を防ぐための高齢者への対応についてお尋ねします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 近年は地球温暖化の影響により、平均気温の上昇が見られ、猛暑日が増加しております。今年は異常高温が頻発し、長期間にわたる高温状態が市民の健康に大きな負担を与え、熱中症のリスクが一層高まっていると認識しております。

特に、高齢者に対する熱中症の発生割合が増加傾向にあります。

高齢者は一般的に体温調節機能が低下しやすく、暑さを感じにくくなるため、適切な対策が遅れた場合には、重篤な症状に至るリスクが高まります。

令和5年においては、全国で熱中症による緊急搬送者数が91,467人に達し、平成20年の調査開始以降2番目に多い搬送人員となりました。また、毎年約1,

300人が熱中症により死亡されており、その予防が極めて重要であると考えております。

熱中症の予防は、市民の皆様がそのリスクを十分に理解し、自己管理を行うことが何よりも重要となってきます。本市では、その取組として、広報紙への情報掲載、保健師・管理栄養士による家庭訪問や健康教室の開催並びに健診結果の説明等を通じた啓発活動を実施しております。

さらに、国や県が作成したマニュアルを活用し、健康増進に関する連携協定を締結している企業や関係部局と協力し、様々な機会を通じて予防啓発の普及に努めております。

また、令和6年4月1日に全面施行された改正気候変動適応法に基づき、適切な冷房設備を備えた公共施設7か所と民間施設2か所を、誰もが利用可能な暑さをしのぐためのクーリングシェルターとして指定し、市民の皆様にご活用いただいております。

現状での指定施設は、不知火図書館・美術館、市立図書館三角分館・小川分館・豊野分館、そして、うきのば、宇城市保健福祉センター、ウイングまつばせ、イオンモール宇城、セブンイレブン宇城南豊崎店、以上の9か所をクーリングシェルターとして指定しております。

引き続き、関係機関と連携し、市民の安全と健康を守るため、熱中症対策に取り組んでまいります。

○10番（山森悦嗣君） 令和5年における全国の熱中症による緊急搬送者数が91,467人、毎年約1,300人の方が熱中症により亡くなれているとの答弁で、非常に驚いているところです。ここ数年、地球温暖化というより、この暑さは異常気象と表現してもおかしくないような状況だと思っております。本市では、令和6年4月1日に施行された改正気候変動適応法に基づき、適切な冷房設備を備えた公共施設7か所と民間施設2か所を、クーリングシェルターとして指定して活用いただいているとの答弁に、非常にありがたく思っているところであります。現状は9か所のクーリングシェルターがありますが、もう少しこのような施設を増やしていただけたらというふうに思っております。大変難しい問題等もあると思いますが、可能な限りそういった場所を選んで、もっともっと市民の方が行きやすい場所をつくっていただきたいと思います。

それでは、続きまして（2）と（3）を併せて質問させていただきます。部活動での熱中症対策についてと、小中学校の教育活動での熱中症対策についてであります。学校における子どもの熱中症対策について質問がありましたが、その後、熱中症対策をどのように行っているか。また、部活動を含めた学校教育活動における熱

中症対策の目安についてお聞きします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 教育委員会では、各小中学校に対し、学校教育活動等における熱中症事故の防止について通知し、対策の徹底を図っています。

その内容については、熱中症は命に関わる危険性があるため、未然に防ぐための認識を全教職員で共通理解を図り、暑さ指数に応じて、熱中症予防行動を徹底し、加えて、児童生徒が自ら体調管理等を行えるよう、発達段階を踏まえながら適切に指導するものです。

また、本年5月の校長等会議においても、基本的な熱中症予防策として、児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導するよう周知したところです。

授業や部活動などの教育活動における熱中症事故の防止対策の目安としては、熱中症の危険性を判断する基準の1つ、熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数（WBGT）に応じた対策を行っています。

この暑さ指数（WBGT）とは、気温とは異なり、人体と外気との熱のやり取り（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい、1つ目に湿度、2つ目に日射・輻射など周辺の熱環境、3つ目に気温、この3つを取り入れた指標となります。

教育活動における熱中症対策の具体的な対応例としましては、熱中症警戒アラートが発表される暑さ指数33が予想される場合には、それ以前の暑さ指数31を超える時点で、原則、外出や外での運動を中止したり、体格や体力の状況など個人の条件を考慮して運動内容を決定し、積極的に水分等を補給する時間を設定したりするなど、熱中症予防行動を徹底するように指導しております。

また、各学校においては温湿度計を常備し、暑さ指数や温度を適時、確認しており、必要に応じて、授業時のみならず休み時間や登下校の際なども、児童生徒が水筒を持参し、適宜、水分を取ったり、安全に十分留意した上での日傘等の使用を認めたりするなど、熱中症予防に向け、様々な工夫を凝らしながら徹底した取組を行っております。

特に、小学校の低学年児童などは遊びに夢中になり、熱中症の危険を察知し、予防行動を取ることが難しいため、熱中症警戒アラートの発令や気温上昇に応じて、校内放送などで注意を呼び掛けたりするなど、様々な対策を講じております。

今後も、気温や湿度の上昇など気象の変化に細心の注意を払いながら、適切な対応に努めてまいります。

○**10番（山森悦嗣君）** 熱中症対策として、危険性を判断する基準の1つとして熱中症警戒アラートを活用し、暑さ指数（WBGT）に応じた対策を行っているとの答

弁がありました。その指数が31を超える時点で、原則、外出や外での運動を中止するとの対応を取られていると答弁がありました。もちろん、体育館の中でも同様に運動はされないという認識でよろしいですね。これから、運動会が行われる学校もあると思います。くれぐれも十分な熱中症対策を取られて、対応していただきますようよろしくお願いいたします。もちろん家庭でも、子どもの睡眠時間もそうですし、朝ご飯をしっかりと食べることで熱中症予防にもつながると聞いておりますので、その点も併せて周知をしていただきたいとお願いしておきます。

続いて、(4)の質問に入ります。避難所での熱中症対策についてお尋ねします。以前は、豊野町においては避難所、防災拠点センターに入りきれず、豊野小中学校体育館に避難したケースがあり、現在、体育館は冷房設備が整備されていない現状では、避難者は熱中症になる可能性が懸念されますが、冷房設備が整備されていない避難所における熱中症対策についてお尋ねします。

○福祉部長（岩井 智君） 大規模な災害が発生した場合は、現在、整備をしております市内6か所の防災拠点センターの収容人数を超える避難者数が想定されます。この場合は、6か所の防災拠点センターに加えて、指定避難所となっている市内小中学校の体育館などを中心に、避難所を増設することとなります。

現在、市内の指定避難所は、三角町7か所、不知火町9か所、松橋町15か所、小川町10か所、豊野町4か所の合計45か所でございます。このうち、冷房設備が整備されていない指定避難所は29か所で、全体の約6割となります。

本来であれば、これらの施設にも冷房完備による熱中症対策を実施したいところではございますが、現状では全ての指定避難所において、熱中症対策に係るハード面の整備は非常に厳しい状況でございます。

地球温暖化の進行に伴い、異常とも言える酷暑は今後さらに厳しくなると想定されており、特に、夏季の避難生活における熱中症リスクは、さらに高まるというふうに認識しております。

現段階においては、冷房設備が整っている施設以外に避難を余儀なくされた場合は、まずは、各自で熱中症対策をしていただかなければなりません。避難所運営従事者が災害時の熱中症予防リーフレットを配布して、避難者に対して水分・塩分補給及び体調管理等の予防行動を呼び掛けております。

なお、令和5年5月に修正された国の防災基本計画では、災害時の避難所における対応として、「夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする」との記載がなされております。

市としましては、各指定避難所の実情に合わせた熱中症対策に引き続き取り組んでまいりますとともに、国や先進自治体、近隣自治体の取組を参考にしながら、避

難所における熱中症対策に引き続き努めてまいります。

- 10番（山森悦嗣君） 本市の指定避難所45か所、そのうち冷房設備が整備されていない指定避難所は29か所で、全体の約64%を占めるとの答弁がありました。今後は、29か所全てで冷房設備が整備されることを要望しておきます。もちろんハード面での整備は非常に厳しい状況とは理解しておりますが、今後起こり得る南海トラフ地震防災対策推進地域に宇城市も入っておりますし、日奈久断層帯の地震も考えられます。夏の暑い時期に起きた場合、最悪を想定して考えておかねばならない避難所というふうに考えておりますので、今後、私たちも国県にも陳情に行き、こういったハード面で対策を促していただくよう要望していきたいというふうに考えておりますので、併せて市の方も行政としまして、市民の安全・安心のためにも、そういった設備が全ての場所で整うよう努力していただきたいというふうに考えております。先月、台風10号が来たときに、豊野町は避難所を3か所開設してありました。その3か所を朝の9時でしたか、そのときに全て回らせていただきました。豊野防災拠点センターでは、その時間帯70人の方が来て避難されておられました。たしか朝8時過ぎぐらいに、トレーニングセンターが併せて開設されたかと思います。そのとき9時ぐらいに行ったときには、1人の方が避難しておられました。コミュニティセンターに関しては、そのときは誰も避難しておられませんでした。トレーニングセンターにつきましては、冷房設備もない中で、1人の方がテントを持参して、あの広い体育館の中で、1人で入っておられるのかなというふうにかがったわけであります。それぞれ避難して来られる方も工夫しながら、ちょっと言葉があれですけども、テントを持参して外から見られないような感じで避難されております。そういったのを見ると、中にちょっとした仕切りもあってもいいのかなというふうにかがうわけであります。もちろん皆さん周りにずっとおられて、真ん中に誰もいないような状況でありましたけれども、今回の台風に関しては若干前回よりも少なかったもので、豊野防災拠点センターでもその程度でしたけれども、以前の台風ときには防災拠点センターもほとんどの方が溢れて、そして中学校に避難されたという経緯がありますので、そういったことも今後起こり得る地震のためにも、最悪を想定した上での避難所の運営に、市としましても御努力いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな2番目の第三者行為による保険利用について質問させていただきます。（1）の制度の概要についてお尋ねします。風邪を引いた場合や体の調子が悪い場合などには、それぞれが加入する保険を利用して医療機関を受診する。体調不良に限らず、例えば、交通事故に遭ってけがをした場合においても、保険を利用して医療機関を受診することがあるが、交通事故でけがをした場合には、交通

事故により受診する旨の届出である第三者行為による傷病届が別途必要であると聞いたが、この第三者行為制度とはどういうものか。その概要についてお尋ねします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 第三者行為につきましては、国民健康保険をはじめ、75歳以上の後期高齢者医療、介護保険、社会保険など各種保険に制度がありますが、ここでは、国民健康保険における第三者行為制度の概要についてお答えします。

第三者行為とは、他人の行為が原因として治療を受けることになった場合を指します。例えば、交通事故や自転車同士での事故でけがをしたとき、他人の飼い犬やペットにかまれてけがをしたときなどが対象となります。

第三者行為が原因で病気やけがをしたときは、被保険者の過失を除く治療費は、本来加害者が負担すべきものです。ただし、国民健康保険で治療を受けることもできますが、事前の届出が必要となります。この場合は、保険者である宇城市は、本来加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替えるだけで、負担した医療費は後で加害者に請求することになっております。

○福祉部長（岩井 智君） 介護保険制度における第三者行為求償制度についても、先に保健衛生部長が答弁した国民健康保険における概要説明とおおむね同じ内容となりますが、1割または2割の利用者負担分は被保険者（被害者）御自身が直接加害者に請求していただき、9割または8割の介護保険給付分は、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償請求権を保険者である市が代位取得し、加害者に請求することとなります。

なお、本市では交通事故等に関する求償事務（損害賠償の交渉等）については、熊本県国民健康保険団体連合会の方に委託をしております。

また、公的な保険給付制度以外に、自動車事故による脳や脊髄などの損傷で介護を要する後遺障害を負われた方に対し、自動車損害賠償責任保険を原資として、介護料の支給や短期入院・入所費用の助成を独立行政法人自動車事故対策機構が行う介護料支援制度がございます。

この制度は自賠責保険等に定める後遺障害等級に該当された方について、ホームヘルプサービスや訪問入浴、訪問介護など在宅介護サービスを利用した場合に、その自己負担額分について、制度で定める支給額を月単位で受け取ることができるというふうにされています。

○10番（山森悦嗣君） この制度は、自賠責保険等に定める後遺障害等級に該当された方について、ホームヘルプサービスや訪問入浴、訪問介護など在宅介護サービスを利用した場合に、その自己負担額について、制度で定める支給額を月単位で受け取るということの答弁で理解しました。

（2）番の本市における第三者行為の状況についてお尋ねします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市における第三者行為の届出は、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険それぞれで行っておりますが、本市への届出状況を一括してお答えします。

まず、国民健康保険では、令和3年度が全体で14件となっており、そのうち自動車事故によるものは11件です。同様に、令和4年度が13件で、全て自動車事故によるものです。令和5年度においては15件で、うち14件が自動車事故によるものとなっております。

後期高齢者医療につきましては、令和3年度が13件、うち11件が自動車事故によるものです。令和4年度は16件、うち15件が自動車事故です。令和5年度は13件で、うち12件が自動車事故によるものとなっております。

続きまして、介護保険につきましては、令和3年度が1件、令和4年度が0件、令和5年度が1件でした。

実績に上がった2件は、共に交通事故に起因するものであり、その内容は交通外傷により病院加療となり、運動機能の低下等が認められたことから介護保険の新規申請を行い、サービス利用に至っております。

○10番（山森悦嗣君） ただいまの答弁である程度理解をしましたが、以前、新聞による記事をちょっと目にして、この質問をさせていただきました。記事によりますと、自動車事故で重い後遺症を負った人たちが利用できる介護料支援制度、八代市の70代男性は、交通事故に遭ってから25年経った2021年に新聞でその制度を知った。それまでの間、苦難に満ちた生活を送らざるを得なかった。男性は「かつての私のように、制度を知らない人はいるはず。公的機関は周知に力を入れてほしい」と訴える。1996年5月の深夜、友人と飲みに行った男性は、タクシーで帰宅中交通事故に遭い、頸髄を損傷。首から下の体の自由を奪われた。約2か月入院した後、リハビリ専門病院に転院。治療と機能回復訓練を受けて退院した。命は助かったが、男性の日常は一変。車いすでの生活となり、仕事も退職した。妻は働きながら男性を支え、睡眠時間を削って看病してきた。そうした必死の毎日を送る中で知ったのが、自動車事故対策機構、先ほど申された介護料支援制度だった。交通事故による脳や脊髄の損傷で寝たきりで、車いすの生活となった人に月額3万円から21万円の介護料を支給する。原資はドライバーが負担する自動車損害賠償責任保険、いわゆる自賠責保険ですね。男性は2021年に受給を申請、月額7万円の介護料を受け取れるようになった。60代となった妻は、仕事に子育てに介護で心身尽くし、幸せに生きること必死だった。制度を利用できるようになり、経済的に負担は軽減された。本当にありがたいと話す。男性のように過去の事故で制度適用対象となる場合にはあっても、遡って介護料を受けることはできない。妻は夫

が入院したときも、障害者手帳の申請で役場を訪れたときも、制度を見聞きしたことは一度もなかった。それまで知らなかったことが悔しく、悲しいと絞り出す。熊本県警によると、昨年までの過去5年間に県内で発生した交通事故の重傷者数は、年平均581人。機構熊本支所のマキノノブアキ所長は、「重症者数に対し、申請や問合せは少ない。対象となる人はもっと多いだろうが、自治体や警察からの情報を得ることはできず、対象者の数すら把握できていないのが実情だ」と話す。県内の制度利用者は、現在59人。この3年で増えた事業者は3人にとどまる。個人情報保護法が施行された2005年頃から、交通事故被害者の情報が得にくくなったという。市町村のパンフレット設置、ラジオの広報などに取組を始めたのはこの数年のこと。支所はまだまだ周知が行き届いていないと認める。偶然、制度を知り、支援を得られるようになった男性の妻は、「免許センターで制度を周知するのが効果的ではないか。自賠責保険が活用されている事実を知ることには義務がある。公的機関に、周知にもっと協力して」と切実に語ったと記してありました。本市においても、広く周知していただくようよろしくお願いいたします。この事業所は、全国に50支所あります。先ほど申したように、上限の一番下の金額でも36,500円になっております。最高額で21万1,530円としてあります。この対象外になる人もあります。対象外になる人は介護保険法、労災保険法などの法令に基づく介護料相当の給付を受けている方、ナスバ療護施設へ入院している方、他の法令に基づく施設に入所している方は対象外になるということが記してあります。近くの自動車整備工場に行って「こういうことがあることは、知っていますか」とお尋ねしたところ、「いや、そういう制度は知りません」こういったところ、自動車販売あるいは整備工、もちろん自治体もそうですけれども警察、そういったところのあらゆる機関で、こういった制度があるということを是非これから先、周知を徹底し、少しでもこういった方が多少ではありますけれども、月額もらえるように皆さんでこういった制度があるというのを知らせていただきたいという思いで、今回この一般質問をさせていただきました。当然、国あたりが積極的にこういったものがどうなっているか調査して、進めていっていただきたいというふうに願っているところであります。

続きまして、(3) 番の今後の交通事故減少に向けた啓発についてお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本日は、議長のお許しを得まして、議員の皆様の机の上に資料1が、熊本県警察ホームページの交通事故統計より「原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別」、資料2が警察庁ホームページより「自主返納件数の都道府県別・月別の推移（令和5年）」、また、資料3が総務省の年齢別人口より「都道府県、年齢、男女別人口」を配布させていただいております。

まず、資料1をご覧くださいと思います。この資料によりますと、熊本県では、令和5年中につきまして、65歳以上の原付以上運転者（第1当事者）の事故発生件数は、右下の太枠で囲んでおりますが895件で、全体の事故発生件数3,228件に対しまして、構成率は27.7%と高い割合となっております。

また、資料2の下段をご覧くださいと思います。熊本県の令和5年中の免許証の自主返納件数は4,530件で、そのうち65歳以上は4,380件となり、都市と地方の地域特性や、また資料3にございますけれども、65歳以上の人口数から考えてみましても、熊本県の自主返納件数は少ないことがうかがえます。

要因の1つは、地方におきまして、自家用車は生活必需品であることが考えられます。

今後の対応といたしましては、熊本県では、熊本県交通安全計画により、高齢者運転対策の充実として、高齢者支援施策の推進を行っておりますので、熊本県と連携を図りまして、交通事故の削減に取り組んでまいります。

○10番（山森悦嗣君） ここで、再質問させていただきますが、今後の対応として熊本県では、熊本県交通安全計画により、高齢者運転対策の充実として高齢者支援施策との答弁がありましたが、具体的にお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 熊本県交通安全計画によりますと、高齢者支援施策の推進として、「自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転免許証返納制度・運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する支援を図る」と記載されております。

また、本市では、宇城市地域公共交通活性化協議会によりまして、免許証の自主返納後の地域公共交通利用促進を目的といたしまして、県内の路線バスや熊本市電等で利用できます1,500円分の使用可能なくまもののICカードの贈呈を行っております。

対象者は、市内在住の満65歳以上の方が対象となりますが、詳細な手続き方法や支援内容につきましては、市ホームページ等で周知を行っております。

○10番（山森悦嗣君） 先ほどの答弁で、市のホームページ等で周知を行っているということでしたが、高齢者の方が市のホームページを見られている方の割合は、そう多くの方が見ておられるとは思いません。そこでコロナ後、今、コロナ前と同様、それぞれの活動が行われていると思います。そういったところに、この支援政策の周知をしていただきますようよろしくお願いしておきます。

それでは、大きな3番目、豊野公園整備についてお尋ねします。豊野町の現状（人口減少・高齢化）及び活性化策についてお尋ねします。

○豊野支所長（西村光代君） 豊野地区の人口は、合併時の5,111人から本年8月末で3,743人と1,368人減少し、率でいうと27%ほど減少しています。特に15歳未満の子どもの数の減少は著しく、合併時は618人でしたが本年8月末には341人となり、率で45%ほど減少しています。

また、65歳以上の高齢者数は、合併時の1,527人から1,700人となり、高齢化率は合併時の29.9%から45.4%と15.5%上昇しています。

豊野地区は、豊かな自然に加え、車を利用すると熊本市までのアクセスもよく、高速道路のインターチェンジも、松橋、宇城氷川、城南と複数利用できる利便性の良さを併せ持ち、これまでもその特性を活かし、現状の資源を最大限活用する活性化策を検討してまいりました。

地域住民が一体となった取組も多く、中でも糸石の相良神社近くのうきうき豊野ひまわり園は、地域団体と子どもたちが一緒になってひまわりを育てられており、今月中旬には約10万本のひまわりが満開となる予定です。のどかな風景の中に咲き誇るひまわり畑には、市内外から毎年多くの人を訪れ、このような地域住民や地域団体の連携による、思いがこもった地域の魅力発信の取組は、豊野地区の活力ある地域づくりにつながっています。

○10番（山森悦嗣君） 豊野町の現状はよく分かりました。豊野町に限らず、全国各地では、人口減少、高齢化が進んでいっております。その状況を少しでも歯止めができるように、何らかの対策の1つとして、公園整備にたどり着いたわけであります。近隣にも公園はありますが、私が思い描く公園とは多少の違いがあります。

（4）の公園整備に望むもので、私の公園整備を述べたいと考えておりますので、一番最後の方で質問したいと思っております。

（2）の市が公園整備で目指すものについて伺います。公園整備は、市民のニーズが高いと思うので、今事業での狙いや目的、また最近は単に遊具を並べただけではなく、交流の拠点となっています。近年のトレンドや先進事例などについてお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 令和2年度に行った都市計画マスタープラン作成時のアンケートやすこやか宇城っ子プラン作成の際、若い世代を中心に公園整備を充実してほしいとの声が多く、市民に公園整備のニーズが高いことが計り知れます。1例を挙げますと、39歳以下を対象に行ったすこやか宇城っ子プランのアンケートでは、各世代で公園整備を望む声が上位を占め、自由記述の中でも公園整備を求める意見が多く見られました。

近年の公園のトレンドは、従来の遊具を並べるだけの公園から、防災機能を併せた複合的な施設整備や地域活性化につながるような公園整備へと変遷しております。

成功事例を見ると地域住民や民間企業が参画し、公園を通して地域交流や魅力発信につなげ、地域の個性を活かした空間づくりを行っております。

先進事例としては、九州では佐賀県江北町が町民参加型で整備したみんなの公園、長崎県佐世保市が、まちの顔となる施設を目指した佐世保中央公園、東京都豊島区では、まちのにぎわいづくりを実現した南池袋公園などがございます。

いずれも市民参画を重視した公園を通し、人のつながりを生み出し、民間活力で飲食店なども誘致・整備し、まちの魅力を高めています。こういった先進事例を参考に基本構想それから基本計画を進めてまいりたいと思います。

○10番（山森悦嗣君）　そこでお聞きします。魅力的な公園になっていくには運営が大事と思いますが、不知火美術館・図書館も株式会社CCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）が運営を担っているので、成功していると考えられます。先ほど挙げられた先進事例の公園は民間が運営しているのか、それとも市直営で行っているのか。また現時点でいいので、市の方針を教えてくださいたいと思います。

○市長政策部長（元田智士君）　先進事例で挙げた公園については、佐賀県江北町と東京都豊島区は、指定管理者制度で民間事業者が運営。長崎県佐世保市は、パークPFIの方法で建設から管理まで民間で行っております。

豊野公園の運営については、策定中の基本構想それから基本計画の中で、公民連携の可能性を調査してまいります。その調査結果を見て判断していきたいというふうに考えております。

○10番（山森悦嗣君）　調査結果を見て判断するとの答弁でありましたが、策定していく中で方向性が少しずつ見えてくると思います。その都度、地元には説明をしていただきますようよろしくお願いいたします。豊野公園整備も是非地域住民や民間企業が参加し、公園を通して地域の交流や魅力の発信につなげていってもらえるよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、（3）の今後のスケジュールについてお伺いします。今年度、基本構想・基本計画の策定に入り、先月に地元説明会が開催されましたが、今年度と完成までのスケジュールについてお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君）　本年2月の第1回定例会で基本構想・基本計画の予算を承認いただいたので、4月の豊野町行政区長会議で事前に連絡をし、6月に委託事業者のプロポーザルを実施いたしました。株式会社バンブックをパートナーと選定し、現在事業を進めております。

今年度のスケジュールとしましては、去る8月に地元説明会を行い、現在、市民アンケートを実施しております。アンケートの中間取りまとめでは、577人から回答をいただいております。複数回答方式になりますが公園利用に期待する項目では、

「子どもを遊ばせる」が64％と一番多く、次いで「休憩・リフレッシュ」が56％。公園整備で期待する項目では、「多世代が安心して利用できる公園」が59％と一番多く、次いで「カフェやレストランの整備」を求める声が58％と多い状況でございます。

今月からファミリー層を中心としたワークショップを実施し、10月には基本構想の素案、1月には基本計画の素案を策定するよう進めております。それぞれその前には地元説明会を実施し、年が明けた2月末には計画が完成する予定でございます。

来年度以降については、まだ案の段階でございますが、地元の声を聴きながらになります。現時点の想定では、令和7年度から基本設計と実施設計、早ければ令和8年度中に工事着工、国の補助金等の活用を視野に入れてまいりますので、補助金申請のスケジュールを考慮いたしますと、工事着工が令和9年度以降にずれ込む可能性もございます。

○10番（山森悦嗣君） 1月には基本計画の素案を策定の予定、基本構想、基本計画の前に、地元説明会を実施していくとの答弁でしたので安心しました。前の質問の答弁でも言いましたように、全て決まってから説明されても皆さんが納得はできないと思いますので、事前に方向性を決めていただいて進めてください。ある程度限られた空間でもありますので、どこまでが可能かは私も現時点では計り知れませんので、今後のスケジュールの中でより良い方向で進んでいくことを期待して、次の質問に入ります。

（4）公園整備に望むものについてお伺いします。豊野公園については、先進事例などを調査し、県内だけでなく全国でもモデルケースとなるような公園整備を目指していただきたいと思います。豊野の魅力である自然や農業を活かすため、観光農園は是非取り入れてほしい。高齢化が進む地域なので、以前の一般質問で申したように、軽い運動ができるようなウォーキングコースなどを整備し、みんなが健康で元気に過ごせる拠点を目指していただくことを願っております。そこでお尋ねします。

○市長政策部長（元田智士君） 今回整備する公園は、地元や市民アンケート、ワークショップなどから意見を取り入れ、市だけに頼るのではなく、市民が計画から運営まで参加する意識の醸成を図ってまいります。

目標とする公園は、公園づくりを通し、市内外の市民交流が盛んに行われ、まちの情報集積力が高まり、この場所から魅力が発信されていくことです。

豊野町の自然、農産物や宇城市らしさを活かし、山森議員提案の観光農園や健康づくりの拠点となるような施設は、前向きに取り入れていきたいというふうに思っ

ておりますし、観光農園については整備を行う旧豊野小学校だけでなく、周辺エリアを含めて連動できるような計画も検討してまいります。

また、市民ニーズが高いカフェや飲食店なども積極的に誘致し、魅力的な空間デザインとして、施設整備の肝となる運営を任せられる民間事業者を発掘してまいります。それにより、わざわざ来たい、何度でも来たいと思われるような市を代表する公園整備を目指してまいります。

○10番（山森悦嗣君） 今回の豊野公園整備について、本年2月第1回定例会で基本構想・基本計画の予算が承認されたとの答弁をいただき、守田市長には心から感謝申し上げます。昨日の永木議員の一般質問で、次の市長選挙には出馬しないと守田市長が表明され、私自身も非常にさびしい思いで聞いておりました。しかし、御自身の進退は、守田市長が御自身で判断されたと思っております。まだ2月26日までは宇城市の市長であります。最後まで職務を全うしていただきたいと思っております。まだ、少し早いかもしれませんが、大変お疲れ様でした。守田市長は豊野町で遊説をされるときは、「私にとって、豊野町は第二の故郷です」と表現しておられました。その言葉は、私にとっても今でも私の中に強く残っております。守田市長の最後に、豊野公園整備に係る予算を付けていただき本当に心から感謝します。必ず豊野町にこの公園ができてよかったと皆さんから言われるよう、私自身も地域のつながりをもって進めていき、そして私も努力してまいります。本題から少しずれましたけれども、8月1日に地元説明会がありました。その中でいろんな意見が出たと思います。そういった意見も踏まえて、今後第2回、第3回と地元説明会があると思います。その中で、先ほど熱中症対策でも質問しましたように、ここ近年暑い日があり、そしてクーリングシェルターという公共施設を7か所活用していたというふうに言われました。豊野町に関しては、豊野分館が活用されているのは私も知っておりましたが、非常に余りにも狭く感じております。できたらこの公園の一角でいいですので、ちょっと広いスペースの図書館を建てていただきたい。通常は図書館として利用していただいて、災害時にはこの前も避難所を見て回りましたが、そのときは小さい子どもさんはおられませんでしたが、いざ地震が起きたときは、なかなか小さいお子さんを抱えて避難所に行くのは、気が引けるような思いでという方が多いかと思っております。そういった方々が来やすいような優先と言っていいかどうか分かりませんが、そういった方たちを最優先して、こういった避難所に図書館を非常時には使っていただきたいというふうに考えております。先ほど観光農園は是非お願いしますと申しましたが、ここ近年、体温を超えるような温度が続いております。皆さんも御承知のとおり、野菜に関しては非常に高騰しているわけでありまして。夏場の野菜には非常に無理難題が

ある。以前は、夏野菜は誰しも家庭菜園で作られていたと思いますけど、今は非常に難しいです。そういった農業が今後どういった方向にいくか分からない中で、私が月に1回、宇土で勉強していると昨年12月議会の一般質問でも申したとおり、そこで先生にお尋ねしました。「先生、こうやって観光農園をつくりたいのです」と申したところ、「じゃあ、日本にないものを作ればいい」と、「何ですか、先生」と申したら、「亜熱帯植物だよ」と。「これは日本どこにもないから、私が全て教えてあげるから」と先生から言われ、「じゃあ、先生お願いします。例えば何ですか」と申したところ、「ランブータン、ライチ、ロンガン、ジャックフルーツ、ドリアン、パパイア、フィリピンマンゴー、そんなのがたくさんある。最低温度が15度必要。最高気温は40度までだったら大丈夫だよ」というふうに伺っております。先生の豊富な知識、そして海外にも先生は多く行っておられます。隣の韓国であったり、中国であったり、マレーシアであったり、世界を外遊して農業指導に携わっておられる先生でもあります。そういった先生が「あなたたちのような農業者には、私も惜しみなく教えます。そこは安心して、山森君大丈夫だよ」と、その方は宮城県出身の方です。現在73歳であります。安倍清悟先生です。検索してもらうと皆さん分かると思います。この方を日本の農業をしている方で知らない人は、余りいないと思っております。そういう方が後ろにおられるということは、非常に私も力強い思いであります。これだけでは、豊野がどうなっていくか分かりませんが、豊野には小中一貫校があります。その児童生徒たちには是非こういった農業を目の前で見せて、そして体験して、学習して、いずれかは農業をやりたいという段階を踏んで、子どもたちに教えてあげたい。そして、近くにも老人ホームがあります、介護施設もあります。そういった方たちがイチゴ狩りだったり、南国のフルーツを目の前にして、特に今、コロナである中で、なかなか外に行けない、外の人と会話ができない中で、そういった施設に季節のいい時期にきていただいて、イチゴ狩りだったり、南国のフルーツを食べていただいたりできるようになるよう、この観光農園を是非今後豊野町に取り入れてまいりたいと思っておりますので、市長、本当に頑張っていくしますので、よろしくお願いしておきます。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、山森悦嗣君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りいたします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後 2 時 0 1 分

第 4 号

9 月 9 日 (月)

令和6年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和6年9月9日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1		一般質問
日程第2	報告第17号	令和5年度宇城市一般会計継続費精算報告について
日程第3	報告第18号	令和5年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
日程第4	報告第19号	令和5年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
日程第5	議案第51号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）
日程第6	議案第52号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第7	議案第53号	令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第8	議案第54号	令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9	議案第55号	令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第56号	令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第57号	令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第58号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第59号	宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第60号	宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第61号	財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）
日程第16	議案第62号	財産の取得について（消防積載車購入）
日程第17	議案第63号	財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）
日程第18	議案第64号	権利の放棄について（略式代執行費用の債権）
日程第19	議案第65号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
日程第20	認定第1号	令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第2号	令和5年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

		認定について
日程第 2 2	認定第 3 号	令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第 2 3	認定第 4 号	令和 5 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 2 4	認定第 5 号	令和 5 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第 2 5	認定第 6 号	令和 5 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第 2 6	認定第 7 号	令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第 2 7		決算審査特別委員会の設置について
日程第 2 8		休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勲 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
20 番 豊 田 紀代美 君	21 番 中 山 弘 幸 君
22 番 石 川 洋 一 君	

4 欠席議員（1人）

18 番 河 野 正 明 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木 見 田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	市長政策部次長	田 川 大 輔 君
市民部次長	吉 崎 賢 二 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	池 田 真 一 君
土 木 部 次 長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	坂 本 優 子 君	豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君
上下水道局長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	永 田 康 之 君
監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第１、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、３番、村上真由子君の発言を許します。

○３番（村上真由子君） 皆さん、おはようございます。議席番号３番、会派清明会、村上です。ただいま議長のお許しを得まして、通告に則り、今回は大きく３点についてお尋ねいたします。まず、防災について、そして空き地・空き家対策について、そして害虫・害獣対策について、この大きく３点です。先日は、台風１０号が過去最大級との予想で大変心配していたのですが、市からの報告では人的被害がなかった旨を聞き、ほっとしております。今月９月は１日が防災の日、そして本日９月９日は救急の日、一年で一番防災や救急に対して関心の高まる月だと思います。先月８日、日向灘地震があり、ここ宇城市でも震度４を観測いたしました。長い横揺れが続く中、熊本地震を思い出された方もいらっしゃるかと思います。平成２８年、２０１６年４月、ここ熊本県を大きな地震が襲いました。宇城市では４月１４日の夜９時半頃、前震と言われていますが、こちらが震度６弱、４月１５日の０時頃、中心が震度６強、１６日の本震が１時半頃ではございますが震度６強と、震度６程度の地震が３回も起こっております。ただ、この地震を怖かったねと終わらせるのではなく、今後の防災に役立てていかなければなりません。

まず、最初の質問ですが、この熊本地震における本市の状況、すなわち、熊本地震発災時の避難所の設置の数、また運営状況等を教えてください。

○市民部長（岩竹泰治君） まず、避難所には、指定避難所と自主避難所があります。

指定避難所とは、市町村があらかじめ定めた公的な場所となり、自主避難所とは、住民が自らの判断で安全なところへ避難する場所となります。

今回、議員御質問の答弁につきましては、車中泊や軒先避難などの自主避難所につきまして、十分な実態把握ができませんでしたので、本市が定めました指定避難所につきましての答弁となりますので、御了承をいただきたいと思います。

平成２８年熊本地震の避難所開設数は、宇城市復興まちづくり計画によりますと、先ほど申し上げられましたけれども、４月１４日の発災時（前震時）には１０か所、２日後、１６日の本震時点では１８か所、避難者数は１１、１２１人でございましたが、本震から２か月後の６月１６日時点では、避難所は５か所、避難者数は２１２人と縮小し、１０月３０日には全避難所を閉鎖しております。

また、避難所運営につきましては、基本的には1日3交代制により2人の本市職員が従事しましたが、期間が長期化したため、避難所の集約が進捗した際は、民間警備会社等への委託を行っております。

○3番（村上真由子君） 各町に防災拠点センターができたのは地震の後だったので、当時の避難所の数も限られていたかと思います。あと、先ほど十分な実態把握ができなかったとおっしゃっていた自主避難所ですが、避難所まで行けずに最寄りの公民館等で避難をされている方がいらっしゃるのも知っていますし、また15日は私自身、ウイングまつばせにも行きましたので、大体の様子は覚えております。

再質問になりますが、複数箇所にこの避難所を開設されていますが、その避難所の係の方、職員の方になるかと思うのですが、係の方の配置についてお尋ねします。平成30年3月の熊本地震の報告書を読んでおりましたら、都度、職員さんを派遣したとありましたが、女性の職員さんはいらしたのか。また、その際、生理用品の配布等はあったのか、こちらをお答えいただきたいと思います。

○市民部長（岩竹泰治君） 熊本地震時の避難所運営につきましては、本庁職員及び支所職員が男女問わず対応を行いましたので、当時の職員配置によりまして、避難所運営の約30%が女性職員であったと推定しております。

また、生理用品の支給につきましては、購入と支援物資を合わせて約3,000袋を避難所に配備しております。

○3番（村上真由子君） 3割が女性の職員さんが対応されたということで安心しました。といいますのも、今年の元日に起きた能登半島地震ですが、ある自治体の職員さんから伺ったところ、やはり窓口が男性職員さんだったので、なかなか言い出せなかった、取りに行くのが億劫だったという声を聞いたと伺いました。やはり、ジェンダーレスが叫ばれている昨今ではありますが、性の差による差別ではなく、区別の場所でございますので、是非とも、今後ともこのような丁寧な御対応をいただきますように、よろしく願いいたします。ただ、生理用品に関しては、なかなか小中学校の配布も進まないのも、もしかすると配慮いただけていないのかなとちょっとおっしゃったのですが、対応していただけているということで安心しました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。先ほども申し上げましたが、先月8日、昨日で1か月になりますが、宮崎県で日向灘地震が起きまして、本市でも震度4を観測しました。その後、テレビ等で南海トラフ地震臨時情報というのがずっと流れておりまして、これはほとんどが宮崎県の海沿いの自治体がその地域に指定されていたのですが、なぜかこの熊本県にも、数か所の自治体で臨時情報が出されているところがありまして、飛び地のこの宇城市にも、ずっと臨時情報が付いたままになっておりました。

この南海トラフ地震臨時情報なんですけど、御存じのとおり、内閣府防災情報によりますと、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や、地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合などに気象庁から発表される情報とありますが、南海トラフ沿いで何かあったときに、関係するところにはなると思うんですけど、ほとんどのところが日向灘辺りだったんですけど、南海トラフは駿河湾から日向灘のところでございますので、なぜ宇城市がそこにかかっているのかなというのが、ちょっと私も気になっておりまして、また市民の方からも「何でこんなに遠いの、ずっと宇城市に臨時情報が出ているのか」、「いつまでも取れないのか」というようなお尋ねも何度か受けましたので、なぜ本市が、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているのか。また、その際どういう被害があると予想されるのか、被害予想についてお答えください。

○市民部長（岩竹泰治君） 村上議員御質問のとおり、本市は、熊本県内の10市町村で指定を受けた南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されております。この指定基準は、震度6弱以上の地域や津波の高さが3メートル以上で、海岸堤防が低い地域等が指定されておりますが、本市は、一部の地域で南海トラフ地震により、最大震度6弱の想定がなされているため、該当市町村として指定されております。

続きまして、南海トラフ地震の被害想定ですが、内閣府の有識者会議によりまして、2013年に公表されました資料では、熊本県の最悪のケースでは、死者20人、建物倒壊が3,200棟、被害額が4,000億円等の想定がなされております。

また、震度6弱の状況と被害につきましては、気象庁は、立っていることが困難、固定していない重い家具の転倒・移動、建物の壁や柱の亀裂・破壊、インフラ供給停止、地割れや山崩れの発生などと説明いたしております。

本市といたしましては、南海トラフ地震は、平常においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%とされ、切迫性の高い状態であることを踏まえて、突発的な大規模地震に備え、今回、「日頃からの地震への備えの再確認をお願いします」と市民へ呼び掛けましたが、今後も引き続き、日頃の災害への備えの大切さ等を市民へ周知してまいります。

なお、今月の広報紙「ウキカラ」の3ページ、4ページに、「災害への備えできていますか」ということで、備えの大切さだとか、あと南海トラフ地震につきましてもここに掲載してありますので、是非ご覧いただきたいと思っております。

○3番（村上真由子君） 広報「ウキカラ」にもしっかり載せて、皆さんに周知をされているとのことで安心しました。今の御答弁だと南海トラフ地震が起きた場合、本市で震度6弱以上の揺れが起こる可能性があるということでしたけど、あと津波が3メートル以上、防波堤等も年々海面も上昇しているからですね、ここもちょっと

いつか私も再度ちょっと調査したいなと思うところではありますが、先ほどの内閣府有識者会議ですかね、2013年（平成25年）とのことなのですが、これは熊本地震が起きる前の会議ですよ。10年以上も前の会議になってくるんですが、熊本地震が起きる前だったら、その建物によっては震度6等に耐えられたかもしれないんですが、地震の後では、もしかするともう無理が来ている建物も実際あるのではないかなとちょっと予想しております。熊本地震のときの県全域の揺れの回数なんですけど、気象庁の発表では4月14日から5月14日までの1か月ですね、ちょっと電卓で全部足してみたんですけど、震度1以上の地震があったのが3,385回。4月14日から4月20日のこの1週間だけでも震度1以上が2,471回来ています。これは全部震度1、震度2で分けて計算したんですけど、その1週間だけの間で熊本県全域の震度にはなるのですが、震度1が1,366回、震度2が713回、震度3が280回、震度4が91回、震度5弱が10回、震度5強が4回、震度6弱が3回、震度6強が2回、震度7の2回は、宇城市ではないんですけど、宇城市はそのとき震度6弱と震度6強が来ているので、全部合わせると2,471回になるのですが、やはりもう1週間でそれぐらい揺れ続けていると、いくら頑丈な建物であっても、また一見頑丈そうに見えていても、中は意外ともうガタというか、無理が来ているかもしれません。市民の皆さんの不安をあおるつもりは全くないのですが、ただもし、宇城市にそういった該当地区があるんでしたら、防災関連の情報はしっかりと是非とも皆さんにお伝えさせていただきたいと思います。また、内閣府の有識者会議、10年前ですけど、またいろんな状況で情報も変わってきていると思いますので、日に日にそういう命に関わることで、情報等はアップデートしていただいて、是非とも皆さんにお知らせいただきますようによろしくお願いいたします。

続いて、次の質問ですが、今、災害への備えの大切さを周知しますとおっしゃいましたけど、では、実際災害が起こったとき、本市はどういった動きを取るのか。もちろん災害によっては地震だけではなくて、高波だったり水害等の災害も起こり得ると思います。そういった災害発生時は市はどのような対応を取るのでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市地域防災計画に基づき、風水害等及び地震の災害時について次のとおり対応を行います。

まず、災害時の職員の配備体制について御説明いたします。

気象情報の警報種別や河川等の状況、災害発生のおそれがあるとき、又は、災害発生時等により、それぞれの状況に応じまして、第1配備、第2配備の災害警戒活動や第3配備の災害警戒本部の設置、又は第4配備、第5配備の災害対策本部の設置を行います。第1、第2と若い順番から順次、職員の従事者数が増えていくとい

うことでございます。

その中で、災害警戒本部は、風水害等では、台風の進路等により警戒体制が必要になったときや土砂災害警戒情報、高潮警報等が発表されたとき、又、地震では、市内において震度5強の地震が発生したときに副市長が設置を行います。市職員は、第3配備体制となり、防災消防課職員が2人から5人、各部の職員が計5人から10人、各支所1人を配備し警戒活動に当たります。先日の台風10号のときは、この第3配備体制となりました。

災害対策本部は、風水害では気象情報の特別警報が発表されたとき、局地的又は大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、地震では震度6弱以上の地震が発生したときなど、市長が設置を行います。市職員は、第4配備体制時は職員の2分の1、第5配備体制時は、全職員を配備し対策活動に当たります。

次に、避難対策について御説明いたします。

気象情報等の発表により事前避難の必要を認めたときは住民に対しまして、高齢者等避難を発令いたします。発令基準は、河川の避難判断水位（レベル3水位）や警報に切り替える可能性が高い高潮注意報、大雨警報などが発表されたときに発令いたします。台風では、市域が暴風警戒域の予報円内にあるときに、状況を見極めまして発令します。

また、人的被害を防止する必要を認めたとき、避難指示を発令します。発令基準は、河川の氾濫危険水位（レベル4水位）や高潮警報、土砂災害警戒情報が発表されたときに発令いたします。台風では、市域が暴風警戒域の予報円内にあるときに発令いたします。先日の台風10号がこれに該当いたします。

さらに、既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る必要を認めたときに緊急安全確保を発令いたします。

避難等の住民への周知方法といたしましては、防災行政無線やエリアメール、宇城市情報メール、宇城市防災ポータルサイト等を利用し伝達を行います。

最後に、避難所の開設について御説明いたします。

本市では、高齢者避難や避難指示、緊急安全確保を発令したときに、住民が災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所49か所と、そのうち被災者が避難生活を送るための指定避難所45か所を状況に応じて開設いたします。

以上が、本市の災害発生時の主な初動体制、初動対応となりますが、いずれも迅速かつ適切に行う必要がありますので、日常より情報の収集や発信、また、毎年、風水害や地震、津波を想定した総合防災訓練や豪雨対応訓練等を開催し、職員の災害に対する意識の高揚を図るため、引き続き訓練に取り組んでまいります。

○3番（村上真由子君） 先ほど避難所49か所とそのうちの指定避難所45か所、最

初は防災計画でなかなか見つからなかったんですけど、別に資料編として出してあったみたいで、そちらで確認はさせていただきました。さっきも申し上げましたけれど、万が一のときに、その避難所まで行けない人たちも出てくるだろうなという場所もありました。熊本地震のときの自主避難された方々ですね、あと車中避難された方もいらっしゃるのも確かに理解はできます。ただ、先ほど言った平成30年度の報告書に問題点とか改善点のところで、指定避難所に避難できない方が書いてありまして、新しい防災計画にはちゃんとそうやって自主避難をされた方に対しても、ちゃんと物資が届くように何とかやりますみたいな感じで書いてありましたので、是非とも御対応よろしくお願いします。防災計画に書いてあっただけにならないようにちゃんと適切に御対応ください。

続きまして、自主防災組織についてお尋ねします。本市には、大体自主防災組織がどれくらいあるのか。また、その活動についてお願いいたします。また、自主防災組織に入っているけど、特にこれといった活動をしていないけど大丈夫かなという声も聞きますので、市としてはその活動ができていないところに関して何か対策等がありますでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 現在、本市の自主防災組織数は117組織されておりまして、全世帯数の72%の組織率となっております。

平常時の活動内容は、主に防災啓発研修や地域の災害危険箇所の把握、避難訓練の実施、安否確認訓練等の活動により、災害時の初動対応の確認等を行っておられます。また、災害時の活動内容は、主に住民への情報収集伝達や避難誘導の実施、また、要支援者等の安否確認の活動を行っておられます。

本市では、自主防災組織に地区防災計画作成の研修会を実施し、地区防災計画の作成を依頼しております。地区防災計画とは、各地域において想定される災害を把握し、平常時及び災害時における自主防災活動を分かりやすくまとめたものになります。

現在、活動を休止されている状態の組織や地区防災計画が未作成の組織もございますので、引き続き自主防災組織に対し防災研修会等を実施し、地区防災計画の作成や防災意識の高揚を図るための防災啓発を促進してまいります。

○3番（村上真由子君） 令和5年の全国自主防災組織活動カバー率が85.4%だったんですよ。これも年々ちょっと増加傾向にあるんですけど、となると72%と聞くと、おっ、多いかもしれないと思うんですけど、全国的に比べるとまだちょっと少ないのかなといったところです。地域のことは地域の方が一番よく分かっていると思いますので、自助・共助・公助とはよく言われますけど、近い人たちの助け合い、近所というのも今後災害時には必要になってくると思います。自主防災組織も

その1つだと思いますので、また是非とも啓発の促進をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。防災士についてです。今、本市には防災士は何人いらっしゃいますでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 日本防災士機構に登録されております宇城市の防災士人数は、令和5年3月現在で88人です。

防災士の活動は様々でございますが、平常時において、「自分の命は自分で守る」を理念に、まず家庭内での防災・減災対策の確認等を行い、事前に備えることで被害の軽減を図る活動を行います。これは、災害時に命を失ったり大けがをしてしまったら、家族や隣人を助けたり、防災士としての活動ができなくなるからです。

また、企業や地域におきまして、家庭内同様に建物の耐震性などの安全対策を図り、社員または住民への防災意識の啓発活動も行います。

さらには、災害対応マニュアル、BCP（事業継続計画）の立案等の活動も行います。また災害時には、消火活動や救出救助、避難誘導等も行い、社会の様々な場で防災力を高める活動を行っております。

○3番（村上真由子君） 88人ということで、また防災士の方の活動も教えていただきありがとうございます。先日、所属している団体でお隣の美里町に行きまして、上田町長と防災について少しお話をしてまいりました。その際に、「美里町では、防災士の資格取得に助成をしているんです」とおっしゃっていました。県下でも複数の自治体で、その防災士の資格を取るのに助成があるようなんですが、今の答弁で被害の軽減を図る活動を行っているとはありましたが、そのような活動を行う人たちが増えると、災害に強いまちづくりの一步になると思われれます。宇城市においても、この資格取得の助成を御検討いただけないでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市において、現在のところ、防災士の資格取得等に伴う経費等の助成制度は設けておりませんが、他市町村等の状況を確認しながら調査研究してまいります。

○3番（村上真由子君） 先ほども申し上げましたけど、県下にもう既に助成を行っている自治体はたくさんあります。宇城市が助成することによって、市民の多くの方が防災意識に目覚めまして、宇城市では、もうお隣さんみんな防災士みたいになると、もう安心・安全なまちづくりの1つにもなりますので、また、先ほど申しましたけど、自主防災組織活動も活発になっていったら、もう宇城市自体が防災のまちになってまいります。また、避難所設営自体は自治体かもしれませんが、職員さんに全てを負わせるのではなくて、防災士がそういうところでもサポートすることによって、職員さんたちの負担の軽減にもつながると思います。災害時は、職員さんの中にも被災される方もいらっしゃいます。是非、前向きに御検討をよろしくお願

いいいたします。

次の質問に移りますが、5月に三角東港で防災訓練が行われましたが、その際、動員された市民の方に、何を訓練するのか、またどこに行けばいいのかというそういった情報の説明だったり、誘導だったりとうまく行われていなかったように感じています。その点について何か問題はなかったのでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 今後の課題といたしまして、参加されました住民への丁寧な案内や誘導、会場の特性に合ったレイアウト、暑さ対策や雨対策などについて検討を行いまして、議員から御提案いただいた実際の災害を想定したマンホールトイレの設置や、かまどベンチ及び防災井戸の使用等をプログラムに取り入れ、市民参加型の実地訓練が充実するよう見直し、非常時に迅速かつ適正に職員が行動・活動できるよう、防災研修等の取組を行ってまいります。

○3番（村上真由子君） 実際を想定したというのがすごく大事でして、先ほど出ましたかまどベンチですが、このかまどベンチが実際市民の方から「あれは使えないと聞いているよ」という声を結構複数の方からいただいたので、実際、有事の際になってからぶっつけ本番で使って、あら、本当に使えなかったになってしまうと、かまどベンチが単なるベンチになってしまいますので、是非ともそういった、いざとなったときにその防災装置が使えないとなりますとかなりそこに人手も割かれますし、被害もまた拡大してきますので、今の平時の時にしっかり実際を想定した訓練を是非よろしくお願いしたいと思います。日頃からその訓練をしておくことで、いざというときにちゃんと動くことができますので、よろしくお願いいたします。

また、訓練に対しての再質問なのですが、こういった避難訓練というのは、大体体が不自由でない方が参加されますし、お子さんたちは小中学校で避難訓練が行われております。ただ、なかなか自分で動けない高齢の方だとか、お体の不自由な方々、この方たちの避難に対しては、現在、市はどのような感じで訓練を行っていらっしゃるのでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等につきましては、基本的には親族等の協力により、指定避難所など安全な場所へ避難をしていただくこととなりますが、身近に親族等がいらっしゃらない単身世帯や高齢者のみの世帯も核家族化の進行により増加している状況であり、日頃から当該世帯等のサポートを行う協力者の存在が重要であると認識いたしております。

そこで本市では、毎年、行政区長、民生委員、宇城市消防団の3者が参加し、宇城市避難行動要支援者名簿により、自宅訪問等により対象者の状況等を確認してその情報を共有する安否確認訓練を行っております。

身寄りのない高齢者や障がい者等が、災害時において迅速かつ適切な避難行動を

行うには、身近にいる協力者による共助が重要であると考えております。今後も実効性のある訓練を行ってまいります。

○3番（村上真由子君） 安否確認等、誰も取り残さない優しい宇城市であってほしいので、今後災害が起きた際にも是非ともしっかりと御対応いただくことを熱望いたします。次の質問に移ります。

大きい質問2番です。空き地・空き家対策についてです。今の宇城市内の空き地・空き家の状況はいかがでしょうか。またホームページ上で宇城市の移住体験ツアーというのを募集されているのを見たのですが、結果はどうだったのか、こちらを教えてください。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに、市内の空き家につきましては、令和元年に実施いたしました調査により1,533戸と把握しております。その内訳は、三角町が646戸、不知火町が228戸、松橋町が246戸、小川町が267戸、豊野町が146戸となっております。

市では、空き家の発生防止や早期解消を図るため、空き家の所有者と活用したい方をマッチングする空き家バンク、並びに空き家の改修や解体に対する補助等を行っており、平成28年度から令和5年度までのマッチング成約件数は166件、成約金額は5億9,461万円となっております。

次に、議員がホームページ上でご覧になった移住体験ツアーにつきましては、事前の移住相談会等で宇城市に興味を持っていただいた方を対象に、2泊3日で宇城市内の食や文化、観光地などの魅力を体体験いただき、移住を後押ししようというものでございます。

残念ながら、ご覧いただきましたツアーにつきましては、応募がなく催行に至りませんでした。

ただ、宿泊を伴わない日帰りの現地視察もございまして、こちらは、昨年度6回催行し、参加者の希望に応じて街並みや観光地、物産館等を案内しております。

参加された方は、海が見える景色や物産館での野菜の安さ、不知火図書館の雰囲気など、それぞれに本市の魅力を感じ取っておられました。

こうした方々がますます本市への興味・関心を高められ、そして移住していただけるよう、引き続きフォローしてまいりたいと思っております。

○3番（村上真由子君） 成約金額が6億円弱、また空き地・空き家を購入されるということは、宇城市に移住される方ということになるかと思しますので、とても素晴らしい成果だと思います。今後も是非とも頑張ってくださいと思います。ただ、ツアーに対して、私が見たときにはすごいおもしろそうだなと思ってにこにこしていたのですが、応募がなかったんですね。ちょっと残念なんですけど、宇城市は一

度でも来ていただければ、市の魅力に対してきっと分かっていただけるまちだと思っておりますので、再質問になりますけど、このツアー内容は実際どういった詳細なのかを教えていただきたいのと、予算的に大体おいくらぐらいを考えていらっしやったのか教えてください。

○市長政策部長（元田智士君） 先ほどの答弁と重なる部分もございますが、移住体験ツアーは、これまで東京や大阪などで実施した移住相談会等で本市に興味を持たれた方を対象に、本市の食や文化、生活環境などを実際に見ていただくことで、移住を後押しするという目的で企画したものでございます。

具体的には、2泊3日で松橋駅を起点として不知火美術館・図書館や三角西港、宇城彩館、小川町の商店街にある古民家などを巡る内容を準備しておりました。

松橋駅集合・解散とし、そこまでの交通費や宿泊費、食事代などは参加者負担でございますので、事業費としては、参加者を乗せるレンタカー使用料が中心で、予算としては地域おこし協力隊の活動費の中に含まれております。

移住体験ツアーにつきましては、本年度も1泊2日に短縮した内容で企画・募集をしております。

本市の魅力を実際に見て、食べて、感じることで、ますます本市のファンとなってもらい、移住に結び付けられるよう、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○3番（村上真由子君） 今度は1泊2日でされるということで、また回られる場所も宇城の魅力満載のところなので、是非とももっとどんどんこれをアピールしていただいて、宇城に住みたい、宇城で暮らしたいという、そういう人たちをもっともっと増やして、移住・定住につなげていただきたいと思います。自分自身ちょっとSNSの活用が得意ではないのですが、宇城市のために私も積極的にPRしていけたらなと思っております。また、市もどうかどんどん市の良さを発信していただきますように、よろしくお願いいたします。

そして、次の質問でございますが、御存じのとおり、今年4月から相続登記の申請が義務化されました。もし違反した場合は10万円の過料が科せられます。宇城市の空き地・空き家の中には、そういった相続登記できていない不動産もあると思われるのですが、そういった不動産の本市の状況はいかがでしょうか。

○市民部長（岩竹泰治君） 登記情報は法務局の所管となりますが、相続登記の状況につきまして、正確なデータは法務局も把握できておりません。

不動産登記法の改正の検討資料として、法務省が提示しております相続登記未了土地調査において、長期間登記がなされていないものを相続登記未了土地と想定し整理しております。

これによりますと中小都市、中山間地域について、最後の登記から50年以上経過しているものが26.6%となっておりまして、宇城市も同程度の相続登記未了土地が発生していると想定されます。

○3番（村上真由子君） 4分の1以上ということですね。たとえ土地の持ち主が江戸生まれだったり、明治生まれであっても、相続登記がなされていなければ所有者はずっとその方のままなので、やはり長期的に相続登記等が未了のままとはなりますね。全国のこの所有者不明の土地なのですが、全国でも九州の土地以上ぐらいと今伺っていますので、たぶん、宇城市にも結構あるかと思います。

そこでの再質問なのですが、そういった土地に対して宇城市はどのような対応を取っていますか。

○市民部長（岩竹泰治君） 相続登記未了土地の解消につきましては、法務局の依頼に基づきまして、市広報紙への登載や法務局作成チラシを納税通知書送付時に同封するなど、周知活動に協力しております。

また、登記名義人が宇城市民の場合は、死亡届出後の手続きに来庁された際に、代表相続人指定届の提出とともに、不動産登記法の改正に伴う相続登記の義務化について御説明を行うことで、相続登記未了土地・家屋の発生抑制に努めているところでございます。

○3番（村上真由子君） いろんな方法で周知をされているということですが、市民の方から、そんなふうになっているとは知らなかったとか、宇城市は教えてくれなかったとか、そういう人が出ないように、どうかこのまま丁寧な説明を行っていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

ちなみに、今納税通知書の話が出たんですが、再々質問ですが、相続登記されていない不動産への課税はどうなっていますか。

○市民部長（岩竹泰治君） 課税につきましては、相続登記が未了なものにつきましても地方税法に基づき相続人に納税義務が移るために、基本的には問題はありません。

しかし、代表相続人指定届の提出がない場合は、地方税法第9条（相続による納税義務の承継）の規定によりまして、相続人全員が連帯して納税義務者となるため相続人の全てを検索する必要はない制度となっておりますが、ケースごとに相続人の考えが異なるために、原則的に相続調査を完了して代表相続人指定届の案内を行うこととしており、一定の労力を要しております。また、調査の結果、相続人不存在や相続人に職権消除となっている方がいる場合など、限定的に課税ができないケースもあるため、相続登記未了土地の解消は、課税の事務執行にとりましても非常に重要だと考えております。

○3番（村上真由子君） よく分かりました。先ほども申しましたけれども、所有者が

江戸生まれ、明治生まれとかになると相続人も何十人となってくるので、その相続人調査するのにも億劫になられる方とかもいらっしゃるかもしれません。ですが、未登記のままで誰の土地か分からなくなって、そのまま荒れ地になったりしますと、やはり所有者の相続人のみならず、ここ本市の発展にも支障が出てくると思いますので、是非とも相続登記を進めていただきますように、よろしくお願いいたします。

では、次の質問なんですけど、宇城市の空き地・空き家に対する本市の対応ですが、本市への移住を考えている人の中には、即お買上げではなくて、まずは賃貸で住んでみてから、気に入ったら不動産を購入したいと思われるケースもあるかと思えます。本市への移住・定住をさらに促進するために、まずは気軽に本市に住むことができるようにしてみたいはいかがでしょうか。これについて御回答をお願いします。

○市長政策部長（元田智士君） 現在、本市が運用しております空き家・空き地バンクの登録状況を見ますと、空き家利用を希望する方のうち、売買ではなく賃貸のみを希望する方は54人と、全体の約20%いらっしゃることから、議員御指摘のとおり、まずは賃貸から始めたいという移住者が一定数いらっしゃるかと考えております。

空き家・空き地バンクの制度自体は、売買、賃貸の両方に対応できるものでございますが、現在登録されている空き家のうち、賃貸のみを希望されている物件は全体の7%にあたる2件と、数がかなり少ないことから、賃貸に対応していただける物件を増やしていく必要がございます。

その際にネックとなるのは、物件所有者の理解や協力です。空き家バンク登録物件の中に、賃貸に対応できるものが少ない背景には、所有者が見ず知らずの方に物件を貸すことに抵抗を感じていることが一因としてあるため、その部分を丁寧に対応していくことが大切になります。

そこで、市では、地域や空き家所有者と信頼関係を築いた地域おこし協力隊が、一旦、所有者から物件を借り受け、必要な改修を施して希望者に貸し付ける仕組みづくりを試行的に進めております。

相手がある話になりますので、一足飛びに進められるものではございませんが、粘り強く、少しずつ前に進め、移住・定住者の増加に結び付けたいと考えております。

○3番（村上真由子君） 結構な割合で、賃貸を希望される方が多いみたいですね。宇城市も民間の賃貸物件が増えたなど、とても感じています。お試しでも宇城市に住んでみて、気に入って、そしてそれが定住につながれば本当にありがたいことなので、地域おこし協力隊の皆さんと協力しながら、是非とも宇城市の移住・定住者の

増加に御尽力よろしく願いいたします。

それでは、大きい質問の3番に移りますが、害虫・害獣対策についてです。本市の害虫・害獣による農作物の被害については、どのような内容の被害がっておりますでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 害虫・害獣による農作物の被害は、寄生や侵入により、実はもとより、葉や茎までも食い荒らす、いわゆる食害による収量の減少が主なものです。

害虫には、様々な種類が存在しており、多くの作物に影響を及ぼしております。

米の場合、ウンカ、ヨコバイ、カメムシ等が汁液を吸い、ひどくなると葉が枯れる、稲が倒れる、斑点米となり玄米の品質を著しく低下させるなどで収量を減らします。

野菜類も同様ですが、令和3年にコナジラミの影響で黄化葉巻病が大発生し、実が付かなくなり、トマトの収量が激減しました。

柑橘類につきましては、カミキリムシなど樹木の幹や枝を食べるものから、アブラムシやカメムシなど樹木の新芽や葉裏、実から汁液を吸い、樹木すら枯らすものまでいます。

害虫被害については、県やJAが随時発生状況や有効な農薬の情報を提供し、それに応じて栽培過程で生産者の皆様が対策を講じています。ただ、対象の農産物の品目も多岐にわたることから、県、JAまた本市も都度調査は実施しておりませんので、被害状況の把握はできかねております。

また、鳥獣被害の形態は、作物の食害及び踏み倒し、踏み込み、掘り起こしによる生産減少や生育阻害、その他農業用被覆資材の破損等が挙げられます。

鳥獣被害については、毎年度被害額調査を行っていますので、その推計値を申し上げますと、前年度はイノシシ2,739万円、シカ744万円、アナグマ363万円、カラスやカモなどの鳥類1,369万円、その他を合わせて合計5,215万円となっています。

○3番（村上真由子君） まだ被害額は結構高いですし、イノシシもやはりこの間行ったところでは、「もう、どうにかしてくれ」という声も聞いております。今、虫の名前でも、小さい質問の3番にも名指しで書いているのですが、このカメムシ、今の答弁だと、お米とか柑橘系にも被害の出る厄介な虫ですね。柑橘は本市では主に不知火、三角とか宇土半島の大切な果樹なので、こちらもどうか気を付けていただけるようにと思います。

次の質問に移らせていただきますが、宇城市では害虫ではなく、害獣の被害予防に対して助成を行っていると同ったのですが、予防の助成にはどのようなものがある

りますでしょうか。

○**経済部長（浦田敬介君）** 本市が行っています被害予防の事業は、まず猟友会などと構成します市鳥獣害防止対策協議会による、国の補助金を利用した侵入防止対策としてのワイヤーメッシュ柵と電気柵の配布があります。

この事業は、個人ではなく受益農家３戸以上の共同での申請を条件とし、申請の翌年度の第３四半期頃に配布となります。これまでの実績から、申請者の自己負担割合は２割から３割となっています。

また、基本は国補助がある当該事業の活用を前提としていますが、共同による申請が困難な場合は、本市の単独事業として補助率３分の１、上限１０万円の補完制度を用意しています。

なお、これらの補助は鳥獣被害における補助ですので、害虫は対象外となります。

○**３番（村上真由子君）** 県の助成も鳥獣に対しての補助はあるんですが、害虫に対してはないんですよね。今、ちょっと猟友会さんの話も出たのですが、再質問として、以前、北海道のヒグマ退治の際に、猟友会さんへの謝金が余りにも低かったからなかなか行けないとか、また猟友会さんの高齢化、人数が少ないとかでいろいろ話題になっておりましたが、宇城市の場合、有害鳥獣を捕獲した猟友会に対して支払われる補助金の内容というのはどういったものがありますでしょうか。

○**経済部長（浦田敬介君）** 有害鳥獣の駆除は、関係法令の規定により、狩猟免許の所有と市が発行する許可証が必要でありますので、本市では実践を通じて狩猟に熟知している猟友会に出来高払いとして捕獲業務を委託しています。

捕獲した場合、捕獲活動経費としてイノシシ成獣１２,０００円、シカ１０,０００円、アナグマ２,０００円などの単価に頭数を乗じた委託料をお支払いしています。

昨年の捕獲頭数につきましては、イノシシが成獣と幼獣を合わせて２,００６頭、シカ９９７頭、アナグマ１８７頭となっています。

イノシシは２年以降増減を繰り返し、アナグマは前年度より減少していますが、シカは毎年増えている状況です。

なお、有害鳥獣の駆除に対して委託料や補助金の財政支援を行っている経緯を簡単に御説明いたします。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、いわゆる鳥獣保護管理法により、市町村は、都道府県知事が定める鳥獣保護管理事業計画の下で、国及び都道府県と連携して鳥獣保護管理事業を実施するよう規定されています。法律を要約しますと、「増えたら減らす、減り過ぎたら守る」という趣旨であります。

さらに、平成20年2月に施行されました、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害防止特措法では、農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることから、農林水産大臣が作成する被害防止施策の基本指針に即して、鳥獣被害防止計画を作成した市町村に対して必要な措置を講ずるとしています。

必要な措置とは、市町村自ら被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できる権限移譲、補助事業による支援などの財政措置、鳥獣被害対策実施隊の人的確保を促すための狩猟税の軽減措置などが挙げられます。

この2つの法律により、本市は対象鳥獣を指定した鳥獣被害防止計画を作成し、鳥獣被害防止総合対策交付金事業という財政支援を国から受け、その原資を基に施策に取り組んでいるものであります。

○3番（村上真由子君） 猟友会さんたちには、ちゃんと報酬を払われているということなのですが、以前、宇城市のホームページで猟友会さんの高齢化のことが書かれていたのですが、ただ、一度ちょっとお尋ねしたときに聞かせていただいているので、再質問としてではなくてこちらでお伝えさせていただきますが、宇城市の猟友会の高齢化率はかなり顕著で、60代以上が67%。ただ、補助があるということなので、免許取得の3分の2を宇城市が助成をされるということですので、助成があるなら若い農家さんたちもちょっと狩猟免許を取ろうかなと思われるかと思うので、一度、狩猟免許を取っても何をするのだろうかとか、ハンターになったからといってどういうふうにするのだろうかとか不安になって、まだ取ることができない方もいらっしゃるかもしれませんので、例えば先輩ハンターさんたちの実践をされている説明会とかを開かれたりすると、たぶん、狩猟免許に対して私たちも立ち上がらないといけないと言われる農家さんたちも増えてくるかと思うので、是非、そのようなこともやっていただければと思います。

すみません、お時間の都合上、最後のカメムシの質問をさせていただきますが、今年の夏、ものすごくカメムシが大量に発生しておりまして、県でも7月末までは宇城市のカメムシ発生率がすごいみたいな感じで書かれておりまして、また、その後8月になるとぱたっとカメムシの話も聞かなくなったので、もしかすると暑さに負けたのかなと思っていたのですが、また、今年はトマトキバガも例年より多かったと県の方で発表が出ておりました。今の質問では、害獣にはこんな助成がありますよということを聞かせていただいたのですが、虫よけも農家さんたちにとって結構それなりに費用は掛かってまいります。カメムシなどそういう害虫に対して、何とか農家さんを守るためにも助成等はできないでしょうか。

○経済部長（浦田敬介君） 先ほど有害鳥獣の件は申し上げましたが、農産物の害虫被

害には対策を講じる措置法等はなく、行政は独自で予算措置をしない限り情報提供が主となります。栽培工程の中で発生時期に合わせた防除を行うか否かは生産者個人の判断となりますし、また地域で慣行的に行われている防除基準にも差があることから、現在のところ助成をするまでには至っておりません。

ただ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する収入保険に対しては、上限３万円ではありますが保険料の一部負担を行っています。昨年の病害虫・鳥獣被害での当該保険により補填された件数は３０件で、病虫害２４件、鳥獣害６件でした。

収入保険は、病虫害に起因する収量減少の経済的リスクを回避することにおいても特に有効であると考えておりますので、引き続き加入促進には積極的に取り組んでまいります。

○３番（村上真由子君） おっしゃることはすごく分かります。ただ、この収入保険というのもしか掛け捨てだったかと思えますし、確定申告の際は青色申告という条件が付いていたかと思えます。先ほどの答弁にもありましたけど、病虫害がこの保険の補填で２４件あった、鳥獣害は６件だったと。やはり虫の害というのは、今、一生懸命農家さんたちが御自身で対策を取られていますので、今後食糧難が来るかもしれない中、農業と食を守っていくことはとても大事なことだと思います。害虫のこの被害が離農率を高めてしまう、農業から離れてしまう方々が増えてしまうと、宇城の農業の損失につながりかねません。以前も言いましたが、食糧難が来ても宇城ではこんな農作物が食べられる、こんな海産物が食べられる、そんな食と第一次産業を守るような宇城市であってほしいと、心の底から願っております。先ほど申しました、県では害虫への助成というのはないのですが、是非とも市独自というのはなかなかハードルが高いところではあるのですが、一次産業を守ることは食と命を守ることです。是非とも前向きに一度御検討をいただきますようによりしくお願いいたします。

本日は、大きく３点についてお尋ねさせていただきました。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前１１時００分

再開 午前１１時１０分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、四海公貴君の発言を許します。

○2番（四海公貴君） 皆様、おはようございます。議席番号2番、会派暁の四海公貴でございます。ただいま豊田議長に発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、9月5日に守田市長が自身の進退について明言されました。政治家であるため、自身で判断されたことに対して私が意見を言う立場ではありませんが、一個人として大変残念に思います。9月5日の永木議員や9月6日の山森議員の質疑の中で、市長の功績について多くの御発言がありましたので、私は割愛させていただきますが、市長としての11年半の間、様々な宇城市の改革を行ってこられ、大きな判断も多くされてきました。全ての方に平等で有益な政策というものはないと思いますので、厳しい御意見を受けられることもあったのではないかと推察いたします。また、精神的に追い込まれることも数多くあったのではないかと思います。以前、2人でお話をさせていただいた際に、このような厳しい環境の中で、市長としてどのようにモチベーションを保っていらっしゃるのかをお尋ねしたと思います。その際の市長の御意見は、私の胸の中にしっかりと刻み込まれています。これから私が政治家として歩いていく中で、私の心の根幹となる教えだと思っております。思えば、私が中学生のとき、塾の数学の先生として市長とは出会いました。また、私の理学療法士としての仕事でも関連性があり、塾の先生が市長になったということで、ずっと市長を見てまいりました。議員としてもこれまで2年半、多くのことを学ばせていただきました。宇城市は守田市長就任当初より、多くの面で良くなっていると考えています。しかし、まだまだ課題も山積しているため、あと半年、そして退任された後も、宇城市の発展に御尽力いただきますようお願い申し上げます。あと市長、1点、私の中学時代に塾に関わっていただき、私、学生時代、現在も含めて優秀な学業成績だったり、人間力を身に付けることができなかったと思っております。学生時代に関わっていただいた守田市長には、その責任の一端があるのではないかと思いますので、今後じっくりとその責任問題について議論させていただければと思います。前段長くなりましたが、通告のとおり質問に入ります。

まず1番、成年後見制度について、（1）の成年後見制度の概要についてです。少子高齢化が急速に進展し、今後75歳以上の後期高齢者の増加等に伴い、認知症等で支援を必要とする方が増加しています。また、療育手帳や精神保健福祉手帳所有者も増加している現状において、財産の管理や日常生活に支障のある方々が、権利や財産を侵害されることなく、安心して暮らしが継続できることを目的として、成年後見制度は施行されていると理解します。まずは、その概要について質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選定することで、本人を法的に支援する制度です。

平成28年に、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、翌平成29年には、国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

自治体においては、国が策定した基本計画を勘案して、自治体の区域における制度の利用促進に関する施策についての計画を定め、成年後見等実施機関の設立に係る支援など、必要な措置を講ずることに努めるとされていることから、本市におきましては、令和4年3月に宇城市成年後見制度利用促進基本計画を策定しております。

計画では、制度の普及促進と相談・対応体制の整備、利用促進と後見人の支援等を基本目標として定めており、普及啓発を行っております。また、相談窓口については、法人後見業務を担っている宇城市社会福祉協議会内に成年後見支援センターを設置し、その対応に当たっている状況です。

○2番（四海公貴君） 令和4年3月に、宇城市では成年後見制度利用促進基本計画を策定したということですが、計画策定から約2年半が経過しておりますが、本市における制度の現状と課題について御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市における成年後見制度利用の状況については、令和6年8月1日現在、成年後見94人、保佐26人、補助7人、任意後見はございません、地域福祉権利擁護事業29人という状況になっています。

平成12年に成年後見制度が始まった当初、後見人は親族が務めるケースがほとんどでしたが、その後は親族後見人は年々減少傾向にあり、令和3年には、後見人全体に占める親族後見人の割合が20%以下というふうになっています。

原因としては、後見人を期待できる親族が近くにいない、または単身世帯の高齢者が増えていることと想定しておりまして、今後も親族後見人は減少していくものと見込んでおります。

このため、昨今は弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職が後見人を受任されてきましたが、急激な高齢化により認知症高齢者が増加し、後見人不足が深刻な問題となってきております。

そこで、新たな担い手として注目されているのが、必要な知識や見識を持ち合わせた市民後見人ですが、本市に限らず多くの自治体が直面している課題が、市民後見人を早急に多人数養成する必要があることです。

市民後見人として活動するためには、自治体が開催する市民後見人養成講座を受講し、必要な知識・技能・姿勢を講義等にて習得し、社会福祉協議会などが実施す

る権利擁護事業に関わる支援員として活動して経験を重ねた上で、自治体が整備する市民後見人候補者名簿に登載されなければなりません。

その後、自治体から候補者として推薦され、家庭裁判所からの選任を受けて、市民後見人としての活動がスタートすることとなりますが、現状では、熊本県内において市民後見人として活動を開始されているのは、熊本市で数人というふうに確認をしております。

市民後見人の養成が進んでいない理由としましては、市民後見人には様々な知識や技能が必要になるため、習得のために長時間の講座を受講する必要があることから、現在、応募者が少ない現状です。

また、自治体が開催する養成講座では、講師として弁護士や司法書士・社会福祉士など、各分野の専門職の方に講師を依頼する必要があることから、受講希望者と同様に講師の確保についても高いハードルがあるということとなります。

なお全国的には、市民後見人養成講座を修了された方の中には、その責任の重さによる心理的な負担の増加から、候補者名簿の登載までに至らない人も多いことが確認されておまして、令和4年の国の統計資料でも、後見人全体に占める市民後見人の割合は0.8%と、ごくわずかというふうになっております。

○2番（四海公貴君） 親族後見人が減少し、弁護士や司法書士・社会福祉士などの専門職が後見人を受任することが多く、後見人不足が深刻化しており、市民後見人の養成が急務であると理解をいたしました。

それでは、（3）番の本市における制度の現状と課題から、今後、市の取り組む内容などについて御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 認知症高齢者等の増加が予想される高齢化社会において、後見人の需要も一層高まっていくと見込まれております。今後、親族や専門職だけで、これらの需要の全てを賄うことは困難であると見込まれ、後見の担い手として、早期の市民後見人育成は大きな課題であると認識しております。

このような状況を踏まえ、本市においては、今年度から市民後見人養成講座を計画し、8月には制度の内容や仕組み、利用の仕方などを専門職から分かりやすく解説しました講演会を開催し、32人の方に御参加をいただきました。

先ほど答弁しましたとおり、市民後見人として候補者名簿に登載され、活動を開始するまでには、受講する側と養成する側ともに高いハードルがございますが、市民の権利擁護確立に向けて、市民後見人の育成に粘り強く取り組んでまいります。

○2番（四海公貴君） 8月に開催された宇城市の司法書士である坂井孝臣先生が講師の講演会なのですけれども、私も参加をさせていただきました。また、市民後見人育成講座も10月に開催ということですので、残念ながら議会の視察などと重

なってしまう、たしか4回の受講だったと思いますけれども、うち2回参加できませんので、ちょっと今回は見送りという判断をさせていただきました。このような講演会や養成講座を、できるだけ多く開催していただきたいなと思っております。これまで他市での登録者数が少ない現状を返答いただきましたが、市民後見人は専門家の助けを受けながら、超高齢化時代の中で、市民が市民を支える大変大切な制度だと思います。これからの時代を乗り越えていく一助になるものだと考えております。また、このような知識を多くの市民の方が知っておくことで、いざというときに、その方自身にも大変役に立つ制度ではないだろうかというふうに考えております。制度を説明する講座を各行政区やサロン、百歳体操、各学校の保護者など、多くの方に受講していただける出前講座なども検討をお願いしまして、次の2番の介護保険制度における要介護認定についてに移ります。

最近、要介護認定について、現場のいわゆるケアマネジャーの方や施設の方、そして各事業所の方などから、要介護認定申請において認定結果が出るまでにかなり期間がかかっているという相談を受けますが、本市及び他市のこの認定期間における状況について御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 要介護認定は、要介護者・要支援者の状態に応じて適切なサービスが利用されるための介護保険制度の根幹をなす仕組みであり、要介護認定の公平性・中立性を確保するため、介護の必要量を、全国一律の基準に基づき保険者が客観的に判定をしております。

介護認定申請から認定までに要する期間については、介護保険法第27条第11項で、「申請のあった日から30日以内に行わなければならない」と定めてありますが、国の令和4年度の調査によると、認定を行う大半の保険者において、この処理期間を超過している状況にあるとの結果が出されています。

本市においては、市の介護認定調査員が行う認定調査と主治医意見書の取得、それらに基づく宇城広域連合の介護認定審査会を経て介護認定が行われる流れとなっておりますが、令和5年度の実績では、新規認定に要する日数が41.3日、更新申請に要する日数が49.8日と、法定処理期間である30日を超える日数となっております。

なお、介護認定審査会を合同で行う宇土市の令和5年度実績は、新規申請で38.9日、更新申請で43.1日、美里町では、新規申請で35.8日、更新申請で36.4日と、認定までに要する期間は本市より短いものの、いずれも法定処理期間である30日を超過しているというような現状にあります。

○2番（四海公貴君） 御説明のとおり、申請のあった日から30日以内に介護認定を行わなければならないという規定がありますが、実際の認定には、申請された日か

ら申請者と訪問の調査の日程の打ち合わせをして、主治医へ意見書を依頼して、そして主治医にそれを記載していただく。実際の訪問調査を行って、その内容を詳細にまとめ、宇城市の場合は宇城広域連合による二次判定を行う過程を考えると、この30日という期間は、本当に短い期間なんだろうなというふうに理解はしております。しかし、可能な限り30日に近づける対策は必要ではないかなというふうにも考えます。特に、宇土市、美里町に近づける対策は、早急に行う必要性を強く感じます。

再質問になりますが、本市の介護認定までに長くの期間を要している原因について、御質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 介護認定申請書が提出された場合、調査を外部に委託する場合を除き、福祉部高齢介護課に所属する介護認定調査員が、当該申請に係る被保険者の心身の状況などを国の基準に基づき調査しますが、介護認定調査は、熊本県が実施する介護保険認定調査研修を修了した者が行うこととなっております。

本市では会計年度任用職員の認定調査員8人と、高齢介護課に配属された看護資格を有する職員1人の計9人により、昨年度実績で3,000件を超える申請に対し、調査を行っております。

申請状況としましては、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に位置付けられたことから、これまで医療機関への受診控えや介護予防事業への参加控えをされていた被保険者の申請が増加したということが挙げられます。

また、新型コロナウイルス感染症過渡期に介護サービスや介護予防サービス等を適切に利用できず、心身の状態が悪化した高齢者が増加したことが、申請件数の増加につながっているものと推察しております。

○2番（四海公貴君） 9人で3,000人を超える調査を対応されているということで、調査員数がちょっと少ないのではないかなとも考えられるのではないかなと思います。高齢者人口のピークは過ぎたと言われているものの、高齢者人口は横ばいで推移し、介護を必要とする高齢者は増加すると予想され、介護認定調査需要も増加すると考えられるが、今後の体制の見直し等について質問いたします。

○福祉部長（岩井 智君） 令和5年度では、本市の介護認定調査員により調査を行った件数は3,287件で、調査を外部に委託した件数51件の合計3,338件の調査を行っております。

先ほどお答えしましたとおり、本市は介護認定において、申請から認定までに40日を超える期間を要していることから、介護保険法に定める原則30日以内の認定ができておらず、申請された被保険者や介護サービス事業所等に対し、申請から認定までに要する期間を可能な限り短縮すべきであると認識しております。

加えて、介護認定調査の外部委託については、介護認定調査を行うことができる者に関する規定があり、指定居宅介護支援事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設若しくは地域包括支援センターに所属する介護支援専門員であって、熊本県が実施する認定調査に関する研修を終了した者に対してのみ委託が行えることから、介護人材が不足し、各事業所が多忙を極める中に、調査委託件数を増やすことは難しいというふうに捉えております。

これまで、認定調査に使用するタブレットの導入や、同地区に調査対象がいる場合に同日の調査設定を行うなど、調査を効率化する取組を行ってきたところですが、大きな認定期間の短縮には至っていないのが現状です。

現状の要介護認定の迅速性について恒常的な問題が生じていることから、認定調査体制の見直しは早期に着手すべき問題と捉えており、今後の介護認定申請件数の推移を分析した上で、必要な市介護認定調査員の確保を行い、適正な介護保険事業運営に今後努めてまいります。

○2番（四海公貴君） 介護認定制度は、申請日に遡って認定日が確定するということから、制度としては申請を行った日から介護保険サービスを利用できると思いますが、要介護度・要支援度が明らかに重く出ると予想されるときには、最低限度の利用を早期に導入できる可能性があります。要介護度・要支援度が低く出る可能性がある場合とか、自立と判定が出る可能性が考える場合には、どうしても保険給付の限度額を超えてしまったり、また保険給付を受けられず10割の自己負担になったりすることから、早期のサービス利用をためらってしまう場合がある現状があると思います。また、更新申請の場合、認定期間までに要介護度が確定しない場合は、暫定プランとして本人を含めたサービス介入事業者が一堂に会したサービス担当会議を開催し、後日、介護度が確定した際には、さらに確定プランとして改めてサービス担当者会議を開催するなどの影響が、本人やサービス事業所に対して負担としてかかってまいります。そのため、介護サービスの入口が円滑にできるよう、人員増などの対応を速やかにお願いいたします。調査員の業務は、非常に専門性が高い業務だと思いますので、単に人員を増やしても解決するものではないとも考えます。人材育成も時間のかかるものだと思いますので、早急な対応をお願いいたします。また、外部委託できる可能性のある居宅介護支援事業所の介護支援専門員などへの調査研修の助成や外部委託費の増額なども、可能性として考えられるのではないかなと考えております。是非、御検討の方をよろしくお願いいたします。

それでは、次の大項目3の小中学校の体育館や武道場の活動環境に移ります。近年の異常気象とも言える気温の上昇は、私たちの日常生活のみならず、様々な分野で大きな影響を与えています。その中でも学校活動への影響も大変危惧されるこ

ろです。宇城市では、教室にエアコンが設置され、児童生徒の教育環境は大変向上していると思いますが、体育館アリーナや武道場にはエアコンの設置がされておらず、気温、湿度が高い状況で活動をせざるを得ない状況だと思います。そこで、まず（１）の近年の気温上昇による体育館や武道場での活動について、活動制限に対する判断はどのように行われているのかを御質問いたします。

○教育部長（舛井貴男君） 令和５年度の夏の気温は、気象庁によりますと１９４６年の統計開始以降、北日本・東日本・西日本で歴代１位となり、日本国内での熱中症による全年齢の救急搬送人員数は９１，４６７人となっております。

このような状況において、小中学校の管理下や登下校中における熱中症は１，７５１件が確認されております。

なお、国内における今年の夏の平均気温は、７月の観測史上で最も高くなるとともに、熊本地方気象台においても、３５度以上の猛暑日が史上最長の２８日連続で観測されるなど、非常に厳しい暑さとなりました。

このように、地球温暖化を主とした気温の上昇により、猛暑日の日数が増加している昨今は、児童生徒の夏の健康被害、特に熱中症は、正しい知識を持って対策や予防策を講じる必要があると認識しております。

学校管理下における熱中症対策としては、令和３年３月に政府による熱中症対策行動計画が策定されたほか、令和３年４月より、熱中症警戒アラートが全国で運用が開始されております。

また、令和５年４月に通知された「学校教育等における熱中症事故防止について」より、国際的に規格化された暑さ指数（ＷＢＧＴ）等を活用して、熱中症の危険性を適切に判断するよう行動目安が示されております。

そこで、令和５年９月までに、市内全ての小中学校に暑さ指数（ＷＢＧＴ）の計測器を配置するとともに、各校内で計測した指数に基づき、適切に校内活動の実施判断が行われているところでございます。

○２番（四海公貴君） 宇城市の小中学校においては、体育館アリーナや武道場に空調設備がなく、そこで活動を行う場合、環境改善には学校現場の先生や教育部、教育委員会におかれまして、大変御苦勞されているとお察しいたします。ＷＢＧＴの基準ができたということは、それから逸脱する場合には、運動の中止などを検討しなければいけないということで、現在の気温などの上昇下では、これまでのような活動ができなくなるんじゃないかなというふうにも思います。このたびの質問で、一番の論点だと思っているんですけども、各施設の位置や方角をはじめ、構造の違い、形状の違い、天井の高さの違い、窓の開閉できる面積の違いによって、室内の気温や湿度は個々の施設で違いが出ているのではないかなと考えています。そのた

め、個々の施設で活動できる環境には差が出てきていると考えます。その点、執行部はどのように把握されているか御質問いたします。

○教育部長（舛井貴男君） 熱中症防止については、先ほど申しました暑さ指数（WBGT）を用いて、各学校ごとに熱中症の危険性を適切に判断しております。

また、学校現場においては、この暑さ指数を低下させる対策として、窓開け換気による自然換気のほか、各学校備品として確保されております大型扇風機や冷風機などを併用した強制換気、スポットクーラーの活用により、室内環境の改善に努めていただいております。

しかしながら、今年8月、小川中学校の武道場において、室内環境の改善が非常に厳しいとの問合せがございました。私も実際に現場を確認いたしました。夏場の暑さ対策として、早朝練習を実施しているにもかかわらず、練習開始の午前7時頃には室内温度が32度まで上昇しておりました。

小川中学校の武道場は、限りある敷地内での学校建設において2階に配置されていることから、1階よりも室内の気温・湿度ともに高くなる状況下にあるためか、体育館1階アリーナと比べても、室内温度が3度高い状況となっております。

現場での対応としては、他の部活動と調整し、午前8時頃までの約1時間を1階の体育館アリーナで練習し、その間に扇風機などによる強制換気で室内環境を改善させたのち、武道場での練習を再開するといった適切な対応により、活動環境の確保に努めていただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、屋内運動場のアリーナなど天井高が高く、換気効率の良い場所であれば、室内環境の改善も比較的容易となりますが、天井高が低い武道場では、日当たりの向きや階層、開口窓の位置などの条件により、通常の換気対策では室内環境の改善が難しくなる可能性も否定できないと認識しているところでございます。

○2番（四海公貴君） 小川中学校の複数の保護者からも、私、相談を受けました。室温を定期的に測定された結果をいただいたんですけれども、この測定は、本当に適切な環境下で測定されたかというのは、正確には不明というふうな状態のデータとして参考にしていただければと思います。また、室温のみのデータとなります。学校教育期間中の7月8日16時55分は35.5度、7月9日16時59分は35度、夏休み期間中7月23日朝7時2分は34度、同日8時53分は35度、7月26日朝7時49分は38度、8月1日朝7時7分は34度、同日12時3分は38度、8月2日朝7時2分は33度、同日9時17分は43度と大変厳しい状況にあることは間違いありません。建物の構造や位置の条件によって、環境の違いが生まれるということは仕方ないことだとは思いますが、それで教育環境の確保が難し

い状況が生まれることは、好ましくないものだと考えます。現在、宇城市では、学校体育館の多目的室などに空調が整備されているところはあるものの、体育館アリーナや武道場には、空調設備が整備されていません。先に述べました建物の個々の違いを判断して、個々の状況に合わせた対応をする必要があるのではないかと考えます。エアコンの設置となると、莫大な費用が掛かることと設置までに相当な期間を要することが予想されます。しかし、この過酷な環境への対応は、待ったなしだというふうに考えます。そのため、児童生徒の活動環境を確保するため、休息時だけでも早急に適切な環境を整える必要があるのではないかと、スポットクーラーの新設または増設を進めることができないか質問いたします。

○教育部長（舩井貴男君） 学校での熱中症による死亡事故のほとんどが、体育やスポーツ活動によるもので、部活動においては、屋外スポーツまたは屋内で行われる厚手の衣類や防具を着用するスポーツで多く発生する傾向があります。熱中症を引き起こす条件としては、暑さと湿度、つまり環境が重要となります。

体育の授業や課外活動においては、暑さ指数（WBGT）による環境条件を把握するとともに、換気などにより室内環境を整え、運動量の調整やこまめな水分及び塩分の補給を行い、熱中症予防に努める必要があります。

また、具合が悪くなった場合は活動を中止して空調設備がある涼しい部屋で体温を下げるほか、状況によっては病院へ搬送するなど、直ちに必要な処置を取ることが重要となります。

このほか、熱中症事故に関しては、教職員や児童生徒だけではなく、保護者など学校教育に携わる全ての人が正しい知識を持ち、実践できる力を持つことも重要になると認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、建物の構造や位置をはじめ、日当たりの向きや階層、開口窓の位置などの諸条件により、通常の換気対策では環境改善が難しい施設におきましては、空調などのハード対策のほか、活動時間や活動内容を調整するソフト対策を効果的に組み合わせ、活動環境を確保していく必要があると考えます。

各施設の特性を適切に見極め、遮光対策や強制換気をはじめ、空調設備の整備など、必要に応じた有効的な対策を調査研究し、速やかな環境改善に努めてまいりたいと思います。

○2番（四海公貴君） 気象条件が変化していく中で、今年は気象庁が出している1か月予報によれば、9月5日現在で向こう1か月の天気予報では、気温は80%の確率で平年よりも高温で推移するということです。今までの基準を再度精査いただき、活動環境の個別性を加味した上での適正化を早急に進めていただきますよう

お願いいたします。本日も、熱中症警戒アラートが発令されている状況です。まだまだ暑い日が続くと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、大項目4の行政区のいわゆる公役についてに移ります。私たちは普段地域で公役と一言で括って、様々な活動をしています。公役について様々な地域の方から教えていただくと、草刈りや用水路の掃除、ごみ拾い、公民館の掃除など、地域によって様々で、もう少し違う捉え方をすると、市から委託を受けて行っているもの、行政区独自で行っているものもあります。公役がないという地域もございました。しかし、公役がある行政区に共通しているものがあり、それは将来公役を継続できるか心配する声です。住民の高齢化が進む中で、そのやり方や公役ができる作業範囲などを見直す必要があるのではないかと思います。市として、これらをどのように認識されているか質問いたします。

○総務部長（木見田洋一君） 現在、宇城市内には176の行政区がございます。

行政区は地域コミュニティとして、一定の地域でそこに住む方々が暮らしやすい地域となるよう、地域課題の解決をはじめ、様々な活動を自主的または主体的に行うなど重要な役割を果たされております

その活動内容は、地域のお祭りやレクリエーションなどを通じた親睦活動、また安全・安心な社会をつくるための防災・防犯活動、清掃や環境美化活動、子どもや高齢者への見守りといった地域福祉を支える活動など多岐にわたっており、住みよいまちづくりになくてはならない存在です。

その行政区の活動の中でも、特に公役等につきましては、地域によってその内容もやり方も様々だと思いますが、地元住民の皆様が郷土愛を持って、日頃からの道路・河川などの清掃や草刈り、そして毎年6月の市民環境美化運動などにも御協力いただいておりますことに、大変感謝いたしております。

しかしながら、今後は人口減少や高齢化が進み、各地域における公役においても、地元行政区でも実施できない箇所がさらに増えてくることが予想されます。

また、市が個別に地元行政区に委託をお願いしております、河川の護岸雑草処理などの業務もさらに労力を必要とするため、今後対応が難しくなってくる行政区も出てくるのではないかと考えられます。

そのような現状の中、道路・河川の整備や地元との調整により、継続して管理できるような方法を確認・構築し、今後も地元行政区と協力しながら、環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

○2番（四海公貴君） 今後、公役での対応が難しくなってくる行政区も出てくるという認識をお持ちということが分かりました。今の答弁の中で、6月の市民環境美化運動についても触れられましたが、本市が行っている美化作業についての現状を再

質問いたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市が実施しております環境美化運動は、県が6月を熊本県環境月間とし、同月第1日曜日を熊本県民環境美化行動の日と定めておりますので、本市もそれに合わせて、各行政区に依頼し、道路や公園、河川敷等に不法投棄された可燃ごみや不燃ごみ等の収集を行っていただいております。

事前に本運動への参加の意向を確認するため、各行政区に実施計画書を提出していただいておりますので、令和4年度から令和6年度までの実施状況をお答えします。

令和4年度は全176区のうち155区、12,984人の参加、令和5年度は138区、11,817人の参加、令和6年度は138区、11,804人の参加となっています。

これまでの実施計画書の提出状況からみますと、参加行政区及び人数ともに減少傾向となっております。

○2番（四海公貴君） 市民環境美化運動も年々減少傾向になっているということが分かりました。現在、各行政区では、特に刈払機を所有している市民の減少や刈払機の使用経験がない方も多くなっており、河川などの斜面の草刈りの危険性が増したり、困難になってきているという御意見を多く聞きます。行政区も何もされていないというわけではなく、しっかり努力をされており、地域によって呼び方は違いますが、公役を免除されるいわゆる役免の年齢を段階的に引き上げて、公役の人数が減らないようにされたり、公役の参加者や刈払機などの利用者へは報奨金を出したり、また刈払機を購入した方には助成を行ったり、独自に大変な努力をされております。しかし、このままでは先ほど答弁されたように、これまでの公役が維持できないことに陥ってしまいます。郷土愛を持った活動とは言えない状況にもなると思います。そこで、例えば県や市から委託している河川の護岸部分の除草や、国有財産だったものが市の所有権になった里道や水路は、行政区が作業することが難しいと判断した場合は、市から業者委託などの変更ができるかを質問いたします。

○土木部長（平木恵一君） 市道等の清掃作業につきましては、各行政区に大変お世話になっており、市道・河川の管理者としてこの場を借り、大変感謝しているところでございます。議員が申されましたとおり、市道や河川等の清掃作業を公役として行うにあたり、高齢化や人口減少による人手不足等が生じていると同時に、地域で様々な工夫をしながら実施されていることは、課題として認識しているところでございます。

市道や河川の維持管理について、これまでも簡易な部分は、各行政区にお願いし、それ以外の職員のパトロールや市民からの情報を基に、直営作業員で対応しており

ます。予算立案時には、各行政区からの要望に基づきまして、現地を確認し土地等のリスク調査を行います。限られた予算の中で、特に危険な箇所を最優先に予算化しているのが現状でございます。

また、いわゆる法定外公共物である里道・水路については、地方分権一括法で市への譲与の形になってはおりますが、里道・水路は、地域住民の方々が共同で利用してきた歴史を有することが多く、一種の地域の共有財産としての性格を有してきております。また、その管理についても、譲与後も他者への危険が及ばない限りは地域の方々をお願いしている状況です。

一方、市管理以外、例えば県河川の護岸除草作業を受託されている行政区については、人員不足や危険箇所等で受託が困難であるということであれば、行政区から業者等への委託先を変更することも可能であります。その際は、土木部土木課へ御相談いただければ県への報告等を行い、適切に変更させていただきます。

また今後、市道の維持管理はこれまでどおり行いますが、生活道路として利用がされている市道以外の道路や水路の維持管理につきましては、人口減少・高齢化等の地域の実情を踏まえ、先ほど総務部長から答弁にもありましたとおり、今後どうあるべきか含め、調査研究してまいりたいと思います。

○2番（四海公貴君） 公役に対する地域が抱える課題を市も同じ思いだということが共有できたことと、もし地域が担えなくなった場合、市に相談できるということがはっきりしましたので、行政区の方々も安心される要素が1つ増えたのではないかと思います。この質問の趣旨は、地域の環境を整備することは、住民にとって果たすべき社会貢献ではないかと思います。しかし、その地域の状況の変化によって、余りにも負担になったり、危険性が高い状態になった際には、その負担や危険性を軽減できる方法を地域の皆さんに知っていただくためのものです。最後に1点、美化作業以外の公役がないという地域もありますので、地域間の公役の差という点でも、様々な情報収集をさせていただいております。折を見て、その視点からの質問も検討していきたいと考えております。

前回の私の質問は、質問時間が足りなかったんですけども、その前はちょうどいいぐらいでした。今回残り10分ということで、ちょうど12時ですので、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（豊田紀代美君） これで、四海公貴君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午後0時01分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番、福田良二君の発言を許します。

○17番（福田良二君） 皆さんこんにちは。17番、新志会、福田でございます。午前の部の村上議員の質問で、防災の観点からありましたけれども、午後からは同じ視点ですけれども、形を変えながら危機管理について質問をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、まず第一に小川町を南北に貫き、そして先の熊本地震でも動きを見せなかった日奈久断層について、自己完結を求められている本市は、自治体として危機管理を具体的にどのように進めていくのかをお伺いしたいというふうに思っております。本年8月の日向灘地震では、南海トラフ地震の震源内で起きていることが気象庁より発表されておりますが、私見ではありますけれども、南海トラフ巨大地震発災時には、割れ残っている日奈久断層帯が連動するのではないかと、そのことによって起こる地震に、いま一度、私たちの宇城市は、備える必要性が高まってきたのではというふうに考えますが、熊本地震発災後の復旧・復興事業の中で、ハードなものはほぼ本市は完成の域に達しているのではないかと感じておりますので、これからは、大規模な被災による中長期の避難をせざるを得ない方々の生活のクオリティ、これをいかに平時と同じ質を保つことができるのか、これからの防災対策として本市に求められているのではないかとというふうに考えております。1月に発災した能登半島地震では、避難所の仕切りがなく、プライバシーの配慮が課題となりました。発災後2週間を過ぎても、物資不足のままである状況が報告をされているところであります。これまでとは違う自治体の危機管理が求められている中、重点避難施設となる施設に被害者のプライバシー確保や、高齢者や障がいを持った方々にも配慮した多目的で洋式化したトイレなどの対応が、どの程度なされているのかをお尋ねいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市地域防災計画により、避難体制の整備を行っております。

大規模な地震・津波の災害発生時、またはその他の災害が発生すると予想されるときに、周辺地区からの避難者を収容し、生命、身体を保護するために、広域拠点避難所として熊本地震後の令和2年度に6か所の防災拠点センターを建設しております。

また、小中学校の体育館は、指定緊急避難場所及び指定避難所として15か所を指定しております。

指定緊急避難場所は、災害の危機が切迫した状況において、居住者等が緊急的に

避難する施設または場所となります。

また、指定避難所は、災害の危険性があり、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまでの一定期間滞在し、または災害により自宅に戻れなくなった居住者が一時的に滞在する施設となります。

小中学校の避難所施設での多目的トイレの設置は、15か所のうち、小学校体育館で8か所が未設置で、洋式トイレの設置は、小学校体育館で3か所が未設置の状況です。また、バリアフリー化されていない施設は、小学校体育館で5か所となりますので、今後、トイレの設置及びバリアフリー化につきましては、避難所整備の課題でございますので、関係部局との協議を行い調査研究してまいります。

また、避難所施設でのプライバシーの確保や睡眠環境の整備につきましては、非常に重要な課題でございます。

日奈久断層帯での発災の場合は、避難者の長期間の滞在も想定されるため、プライバシーの確保につきましては、個別スペースやパーテーション等により仕切りを行うことで、避難者が安心した空間を提供することが可能になります。また睡眠環境の整備は、ダンボールベッドにより、避難者の心身の健康を維持するために重要な備蓄品となります。

その備蓄品の数量ですが、長期間の滞在を想定したパーテーション（半透明ボート）が130か所分、パーテーション用ダンボールが150か所分、パーテーションのほか丸型テント26か所分、合わせて306か所分を備蓄しております。また、ダンボールベッドにつきましては、19人分の備蓄を行っております。

○17番（福田良二君） 施設の内なる環境整備については、今後の課題として是非クリアをしていただきたいと思います。発災後に重点避難施設への避難者の数は本市ではどの程度想定をされているのか。また、有事の際、ただいま御紹介がありました間仕切りのパーテーション、ダンボールベッド等の備蓄物資は不足がないのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

○市民部長（岩竹泰治君） 宇城市地域防災計画により、指定避難所は45か所を指定しており、収容者数は、最大で約1万人となります。

指定避難所の全ての避難者に対応するパーテーションや段ボールベッドの備蓄を行うことは、保管場所等の確保などで非常に困難だと考えておりますが、避難所の環境整備は重要な取組でございますので、他市町村の状況や取組を参考に、災害協定での調達も視野に、備蓄品の整備につきまして調査研究に取り組んでまいります。

○17番（福田良二君） 本市には是非このことについて、今後とも頑張ってくださいというふうに思っております。先般、友好議員連盟ができました台湾では、2、3時間で長期の避難対応が速やかに準備できる体制が確保されていると認識してお

ります。調査の範囲を広げてでも、様々な視点からの危機管理の対応を強く要望させていただいて、次の発災時に想定される大規模な地滑り、特に今回は、宇城市に広がる古い干拓地、ここに起きると想定されております地盤の横滑り、これを側方流動と専門用語も与えられておりますが、これは堤防が横方向に押されて倒れてしまう、そして全ての建物が倒壊するおそれがあると指摘されております。発災時の危険を日頃から周知し、速やかに避難できる体制が必要なのではないかと思いますが、このことについて、本市の見解をお伺いいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 村上議員の一般質問答弁と重複するところがございますが
お答えいたします。

本市では、宇城市地域防災計画に基づき、風水害等及び地震の災害時につきまして、次のとおり対応を行います。

まず、災害時の配備体制につきまして御説明いたします。

気象情報の警報種別や河川等の状況、災害発生のおそれがあるとき、又は、災害発生時等により、それぞれの状況に応じて、第1配備、第2配備の災害警戒活動や第3配備の災害警戒本部の設置、又は、第4配備、第5配備の災害対策本部の設置を行います。

議員御質問の日奈久断層帯の地震は、本市では最大震度7が想定されておりますが、仮に震度7の地震が発生した場合は、第5配備の災害対策本部の設置を市長が行います。災害対策本部は、市職員の全職員を配備し、総務対策部、市長政策対策部、市民対策部など10の対策部、さらには、市消防団による消防対策部の合わせて11の対策部と宇城広域連合消防本部で構成され、それぞれ取り決められた事務分掌により対応を行います。

例えば、総務対策部では、通信体制の確立や所管施設の被害調査、住民への広報活動、緊急通行車両の確認、人員の緊急輸送等の対応を行います。市長政策対策部では、報道機関への広報活動や物資の緊急輸送、食料・生活物資の確保及び供給等の対応を行います。

次に、避難対策といたしまして、議員御質問の大規模な地滑り（側方流動）や土砂崩れにつきましては、人的被害を防止する必要を認めたときに避難指示の発令を行い、既に災害が発生している状況にある場合は、命を守るための最善の行動を取る必要を認めたときに緊急安全確保を発令いたします。

避難指示、緊急安全確保の住民の周知方法といたしまして、防災行政無線やエリアメール、宇城市情報メール、宇城市ホームページ、宇城市LINE、宇城市防災ポータルサイト等を利用し、伝達を行います。

以上が、本市の災害発生時の主な初動体制、初動対応となりますが、いずれも迅

速かつ適切に行う必要がありますので、日常より情報の収集や発信、また毎年風水害や地震、津波を想定した総合防災訓練や豪雨対応訓練等を行うことにより、職員の災害に対する意識の高揚につないでいき、引き続き訓練に取り組んでまいります。

○17番（福田良二君） なかなか発災前の対応は難しいところがあるのではないかと推察をするところではありますが、物理的な対応策としては、護岸の補強があるのではないかというふうに思っております。本市には、不知火湾奥に広がる長大な護岸があります。これを国や県との協議を重ねながら、課題として取り組んでいただくことを要望として、重ねて申し上げておきたいというふうに思っております。国は能登半島地震を受けて、防災の強化に向けた予算づくりに取り組んでいると聞くとところでもありますので、調査研究を併せてお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、一旦発災を迎えた場合の自治体職員の即応体制も、本市には求められていると思っております。このことに対応するために、日頃本市は熊本地震の経験も踏まえ、職員に対し、どのような防災教育を取っておられるのかお聞きするところがあります。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、毎年、総合防災訓練を実施し、災害時に適切な行動ができるよう実践的な訓練を行うため、市長、副市長、教育長のほか、職員は災害対策本部の本部員である部局長、会計管理者、部次長、支所長の合わせて16人の出席により、災害対策本部設置訓練及び情報収集伝達訓練を行っております。

また、本年6月6日に開催しました宇城市防災会議には、防災会議委員41人のうち、職員は、これも防災訓練と同じ16人の出席により、宇城市地域防災計画の作成を行いました。

さらに、災害対策本部の本部員等には、毎週末、熊本气象台から送付されます定期気象情報や台風情報等の臨時気象情報の共有を行い、日常より、気象情報の収集・伝達を行い、所属職員への注意喚起や初動対応の確認を行っております。

昨年は、災害対策本部の避難所運営に係る対策部の部員に、宇城市ポータルサイトを用了避難所開設、避難者数の入力・把握、河川水位情報等の閲覧方法の操作研修会を実施いたしております。

本市では、前に述べました日常の情報収集・伝達及び定期的な訓練、研修会の開催により、市職員の危機管理意識による防災意識の高揚を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、安全で安心して暮らせる環境づくりに引き続き努めてまいります。

○17番（福田良二君） ただいま市民部長からお答えがありましたように、様々な危機管理が本市で行われているということでありまして、改めて安心をするところ

はありますが、市民の生命・財産、これを最後まで守り抜くということを使命として、今後とも是非強力に頑張りたいというふうに思っております。

次に、危機管理の一環として、管轄する小中学校についてお伺いをいたします。第1点として、本市避難箇所において備蓄をされている緊急用の食料に関してであります。この備蓄食料は期限を過ぎたものは放出されると思っておりますが、この食材を小中学校の児童生徒の災害に対する教育として使用ができれば、小さな頃からの災害に備えておく心の準備もでき、たくましく育っていくのではないかと、食育の教育としての効果が期待できるのではないかと思っておりますが、是非、備蓄品としての放出食材の活用が、小学校においてできないのかをお尋ねするところがあります。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市備蓄計画を策定し、自助・共助を基本としつつ、食料や生活必需品、防災対策に必要な資機材を備蓄しております。

そのうち、食料は、主食としてアルファ米など22,000食分を備蓄しております。

備蓄食料や飲料水につきましては、賞味期限を5年間有するものを購入しており、期限が過ぎた備蓄物資は、廃棄が必要となりますので、賞味期限が1年を切った主食及び飲料水は、毎年実施します総合防災訓練において、非常食の配布訓練や炊出し訓練で有効活用いたしまして、また、フードロスの観点からフードバンクにも提供しているところでございます。

議員からの提案であります、小中学校の防災教育の一環としての備蓄食料の活用は、備蓄計画にも記載がありますとおり、食育としての経験をはじめ、防災意識の高揚にもつながる取組であると考えております。

○教育部長（舩井貴男君） 賞味期限が迫る備蓄食料の学校給食への活用につきましては、フードロスの削減による環境問題への取組をはじめ、食品の持続可能性や賞味期限の学習のほか、災害時の防災知識の向上など、食育や防災教育の充実につながる取組であると考えます。

現在、保有する備蓄食料のうち、給食への活用が想定できるものは、主食となるアルファ米やビスケットなどの簡易食料が考えられますが、学校給食法に定める児童生徒の成長過程に合わせた一人1回当たりのカロリー摂取量や、食物アレルギーへの対応などの諸問題に対する整理が必要となります。

また、学校給食センターにおいては、本年度より一日5,200食余りの給食を提供している中で、アルファ米やビスケットなどの簡易食料は、それぞれが個食包装となっており、全ての小中学校へ一度に提供することは、調理時間等を考慮した場合、厳しい面もございます。

しかしながら、議員御提案のとおり、賞味期限が迫る備蓄食料を活用した防災教育は、災害における社会と地域の実態を知るだけでなく、備え方や災害発生時の対処方法を実践的に学ぶ有効な手段と捉えております。

今後、防災訓練などの防災教育において、災害時の実践的な教育活動として取り入れるなどの研究を進めていきたいと考えます。

なお、自然災害をはじめ、調理過程や配送時における事故などにより、給食提供ができなくなる事態への備えとして、アレルギー特定原材料等28品目を使用しない学校給食用非常食の救給カレーを、現在、全小中学校に配備しています。

この非常食についても、3年6か月とする賞味期限が設定されていますので、処分期限を見据えて、非常食の喫食体験としての活用を検討するとともに、非常食が持つ教育的効果や意義を児童生徒たちが正しく学ぶ機会にしたいと考えております。

○17番（福田良二君） 未来の宇城市を担っていく子どもたちが生き延びていく実践教育、これを継続して行っていただくことを強くこの場で要望をしておき、次の課題へと移っていきたいと思っております。

前段で質問させていただいたように、本市小中学校の児童生徒の命を守っていく責務があると思っておりますが、東日本大震災では、児童生徒、教職員を含めて600人以上の方々が命を落とされたとされています。その中でも、日頃の災害に対する避難教育が徹底されていたところでは、多くの命が守られていたことを今思い出しているところであります。本市ではどのような教育が、このことに対してなされているのかをお尋ねするところであります。

○教育部長（舛井貴男君） 大規模地震をはじめ、災害発生時の防災対応において、教職員の防災知識の習得は、避難誘導による安全確保や2次災害の未然防止など、有事の際の災害対応に必要であると認識しています。

教職員の防災教育といたしましては、各学校が策定している危機管理マニュアルや手引きに基づき、それぞれの学校や地域の特性に応じた防災対策について、必要な知識の習得、防災意識の向上に向け取り組んでいるところです。

また、各学校の具体的な取組としては、毎年4月を熊本市下でくまもと防災教育月間とし、防災についての授業を行い、学校ごとに年に複数回の避難訓練等を実施しながら、児童生徒への防災教育をはじめ、学校全体としての日頃からの備え、教職員の知識習得や意識付けに取り組んでいます。

大規模な地震への備えとしては、各学校において、熊本県教育委員会作成の学校安全教育指導の手引きや学校防災教育指導の手引き等を基に、危機管理マニュアルを策定しています。

この危機管理マニュアルは、熊本地震を受けた後、県教育委員会が指導の手引き

の見直しを行い、その改訂内容を反映したものです。マニュアルの基本的な内容は、「備える」「命を守る」「立て直す」の3項目を柱に掲げ、それぞれに具体的な対応等が示されています。

まず、「備える」では、日頃から防災に関わる研修を基にした教職員の防災対応能力の向上、施設設備や避難経路、避難場所等の安全点検、保護者や地域、自治体との連携体制や災害時の備品や備蓄などの備えについて示されています。「命を守る」では、災害発生の場合ごとの安全確保のための初期対応、素早い情報収集や臨機応変な判断と避難を行う二次対応等について。「立て直す」では、児童生徒の引渡し・安否確認・避難所協力・心のケア、そして学校再開に向けた計画的な取組などが示されています。

熊本地震後に改訂されたマニュアル等に基づき、防災教育の授業や避難訓練の際に、教職員を含む学校全体としての防災対策に取り組んでいるところです。

○17番（福田良二君） 丁寧なお答えをいただき、誠にありがとうございます。しっかりした教育が今なされていると感じたところではありますが、部長の答弁で、「立て直す」というところがありましたが、一部被災あるいは半壊等で教室が使えなくなった場合、具体的にどのような対応を想定しておられるのか。そのことに対して、どのような教育指導が想定されているのかをお伺いするところであります。

○教育長（平岡和徳君） 災害発生時は、その状況に応じた適切な判断と速やかな対応が必要となります。そのためには、日頃からの防災意識と災害への備えが重要でありまして、特に命を守る行動が重要であると認識しています。

各学校での取組につきましては、先ほど教育部長が説明したとおりですが、教職員等の防災教育につきましても、学校内の研修会をはじめ、県教育委員会が6月頃に開催します防災教育と心のケアの研修等、県立教育センターの防災教育に関わるオンライン研修、こういったものを活用しながら、知識の習得や防災意識の向上に取り組んでいるところであります。

また、議員申された災害時の教育の内容につきましての分散教育については、大規模地震の発生によりまして、学校施設が被災した場合や学校体育館等を避難所として長期間利用する場合、学校施設の一部または全部の利用ができないことが想定されます。

その対応につきましては、先ほど説明にありました危機管理マニュアルの「立て直す」という項目の中で、避難所協力や児童生徒の心のケア、学校再開に向けた計画的な取組などが示されております。

具体的には、児童生徒が受入れ可能な学校への分散教育や近隣の体育館等の利用など、応急的な対応が必要になるかと考えています。

大規模地震への備え、対応につきましては、様々な事前準備、危機管理、対策が重要であると認識しています。

教育委員会としまして、学校長の定例の会議や学校訪問の際に、児童生徒や教職員、そして保護者や地域の方に対しまして、防災教育の重要性を周知するとともに、今後も引き続き、防災対策の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○17番（福田良二君） 平岡教育長には、日頃から学習成果が問われたり、様々な課題が山積なのではないかなというふうに思っておりますが、保護者にすれば大事な子どもたちの命を守る教育、これを今後もしっかりとお願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、鎌倉時代中期1274年から始まるモンゴル帝国によって行われた侵略が、いわゆる元寇として今でも語り継がれておりますが、それから750周年を迎える事業として、本市では本年取り組まれているということではありますが、どのような事業内容であるのか、どう展開をされているのか、お伺いするところであります。

○教育部長（舩井貴男君） 令和6年は、文永の役から750年という節目の年であることから、本市は、元寇及び竹崎季長に係る各種事業に取り組んでいるところです。

主な取組として、昨年度において、長崎県松浦市長の「元寇750年を機にゆかりのある地域が連携していこう」との呼び掛けに、本市は大いに賛同し、市長自ら松浦市を訪問し連携を深めました。本年4月には、元寇所縁（ゆかり）のネットワークが発足し、本市は、竹崎季長所縁（ゆかり）の地として参加しています。

このネットワークは、元寇で戦った鎌倉武士に所縁（ゆかり）のある地域が連携し、蒙古襲来から国を守った先人たちの活躍を改めて掘り起こし、磨き上げ、国内外にPRすることで、先人たちへの感謝と共感を広げるとともに、それぞれの地域の活性化に結び付ける目的で設立され、現在、全国の28自治体が参加しております。

具体的な連携内容としましては、元寇に関する史料の相互貸出及び企画展の開催、スタンプラリーの実施、元寇カードの作成等に取り組むこととなっています。市長がネットワークの副会長を務めており、本市としても積極的に連携事業に取り組んでまいります。

また、本市独自の取組は、元寇750年記念企画展の開催を計画しています。内容は、元寇及び竹崎季長に係る史料の展示を行うもので、具体的には、国宝蒙古襲来絵詞レプリカ、市指定有形文化財竹崎季長絵詞レプリカ、県指定重要文化財秋岡氏所蔵文書などの展示を行う予定です。現在、企画展に向けて、竹崎季長絵詞レプリカの作成に取り組んでいるところです。

さらに、元寇所縁（ゆかり）のネットワークを構成する長崎県松浦市より、鷹島

海底遺跡から出土した元寇船等に関する史料を借用し、展示を行う予定です。開催時期は、本年12月中旬から来年1月下旬まで、場所は、不知火美術館を予定しています。

企画展のほかに、竹崎季長に関する啓発事業として、竹崎季長の活躍を中心としたアニメーション動画を制作し、企画展や小中学校、各種市民講座等で活用するほか、Y o u T u b e で発信し、多くの方にご覧いただきたいと思いますと考えています。

また、地域住民や市民団体においても、元寇750年を機に竹崎季長を顕彰する講演会の開催等の取組が予定されており、市としましても、市民の主体的な活動に協力していきたいと考えています。

こうした取組により、市民に郷土の偉人である竹崎季長の活躍や元寇という歴史について理解を深めていただき、元寇750年の機運の醸成を図ってまいります。

○17番（福田良二君） この竹崎季長公は元寇での度重なる活躍をされ、その恩賞として小川町海東郷を収められたということですが、その中で、窮乏する地域の農民に善政を敷かれたと、今も海東では語り継がれているところでもあります。日本の危機を救った宇城市である、英雄である、このことを強く協調しておきたいというふうに思っております。また、御承知のとおり、当時を描いた絵詞が今も宮内庁に存在しているところでもあります。その竹崎季長公を元寇以来750周年を機に顕彰していただくことは、海東のみならず、宇城市の偉人として末永く、再度語り継がれる作業にはかならないと思っております。また今、風雲急を告げる国際情勢の中にあって、自らのアイデンティティをかん養する大切な事業でもあることを考えると、本市の今回の英断に敬意を表するところでもあります。

次に、竹崎季長公終焉の地であり、その墓前でもある地元海東の平原公園についてお伺いをいたします。この公園は整備された時点で、平原地区の名を取って平原公園と呼ばれ続けられております。竹崎季長公直筆の書簡においても、字のまま、平原の地ということで、由緒正しい海東の地名でもあります。地元では、今回の元寇750周年を機に平原の名前を残しながらも、この公園を「元寇歴史平原公園」として再出発をし、多くの来訪者の方々に訪ねていただく交流の場としての期待を寄せられているところでもあります。この「元寇歴史平原公園」として、名称を変更することにあたりまして、本市の条例その他を含め、どのような課題をクリアすればよいのかをお尋ねするところでもあります。

○土木部長（平木恵一君） 小川町にあります平原公園は、市内に62か所ある公園の1つです。公園種別としては都市公園ではありませんが、条例に基づく市立公園の53か所のうちの1つになります。

このたびの元寇750年と記念すべき時期に、名称の変更提案は、元寇や竹崎季

長公への想いを形にし、後世に引き継ぎ、併せて市民への歴史周知、ひいては観光に寄与することだとは承知しております。議員はじめ、平原区（地域）の熱い想いとして受け止めております。

その想いを具現化する手段として、これまで市では、ほかの公園にも先例がありますが、条例による公園名の変更はせず、愛称として使用する手法を取っております。この愛称として使用するやり方でありますと、速やかに周知ができ、地域の総意での名称変更、つまり地域で決めた愛称になりますので、地域に馴染みやすく、愛されたものになるのではと考えております。

なお、愛称とする場合は、平原公園を現在維持管理されている地域の方々や老人会の方々等と合意を図っていただくことが前提にあります。改めの行政手続は不要ですので、短期間での愛称の使用ができるメリットがあります。

ほかの市内の公園や市の文化施設でも同様に、条例での正式名称ではなく地域に慣れ親しんだ愛称で施設全体を表記している場所、ウイングまつばせやラポートなどもありますので、市内の公園管理を所管しております土木部都市整備課に御相談いただければ、公園台帳への記載や市ホームページ・広報紙への掲載及び関係機関への周知等は行ってまいります。

○17番（福田良二君） ただいまの説明で、いろいろな課題をクリアするにはどうすればよいのかと、よく分かったところでございます。

次に、750周年で周知いただければ、多くの方々の目に触れることになる設置済みの案内看板、そしてまたJR小川駅に設置され、上下線の乗降客に親しまれていた平原公園や竹崎季長公に関する説明案内板が、新小川駅から現在撤去されているということを聞いておりますが、新しい名称「元寇歴史平原公園」とリニューアルした看板のかけ替えや再度の小川駅への説明案内板、この設置は市の事業として今後750周年ということもあり、取り組むことができるのかをお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 過去に、小川駅や松橋駅のホーム等に周辺の観光地を記載した案内板があったということは私も記憶しております。しかし、現在、市内の駅からは撤去されており、新たな設置は望めない状況のようです。

そのほかに、市道や平原公園の周辺にあります市が設置した看板は、調査した限りではございますが、小川方面から15か所、豊野方面から1か所、計16か所ございました。

議員御提案の公園名称変更、看板修正などについては、先ほど答弁しましたとおり、公園の名称を愛称での呼び名にすることに地域の合意ができたことが確認できましたら、市で設置しました案内板、看板等については、現予算に限りはございますが速やかに修正したいと思います。

なお、御承知のとおり、設置されている看板の大規模な変更や新たな看板設置については予算も伴いますので、関係各課で調整しなら対応を検討してまいりたいと思います。

○17番（福田良二君） ただいま土木部長のお答えで、地元の合意があればかけ替え事業に取り組んでいただけるというふうにお聞きしましたが、先ほどから地元の方々がお見えでありますけれども、地元の区長さんから合意がなされているというふうなお答えをお聞きしました。そういうことでありますので、本市には速やかに変更していただくことを強く要望しておきたいというふうに思っております。また、J Rのホームでの再度の設置は望めないという御説明でありましたけれども、どのようにこれを解決する、このハードルを越えることができるのか、本市の見解をお伺いいたします。

○土木部長（平木恵一君） J R駅のホームにありました看板につきましては、現在、J Rでは施設設備のスリム化を進められております。そのため、J Rの新たな費用負担による再設置は望めない状況のようです。しかし、小川駅には待合所として使用しております市所有施設のコスモホールがありますので、費用対効果の検証は必要となりますが、コスモホールへの設置であれば検討できるのではないかと考えております。

○17番（福田良二君） 是非、750周年の事業として、本市の努力を期待しておきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、守田市長が取り組まれた様々な施政方針を振り返り、一言で「慎始敬終」と、自らの12年間をおまとめになりましたが、今、改めてどのような考えをお持ちになられているのか、再度20年間の政治生活を共にした仲間としてお伺いをするところであります。

○市長（守田憲史君） 永木議員への答弁のとおり、年明け1月には、合併20周年を迎えます。次の20年に向けて更なる発展・飛躍を遂げるには、宇城市は新しい市長を必要としていると考えております。

これまでの3期にわたり、市民の皆様には、多大なる御支援と御協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

また、国や県、経済界など市政の様々な分野でお力をお貸しいただいた方々、市政の推進に向けて共に汗を流してくれた職員の皆さんには、心から感謝いたしております。

任期満了までの残りの6か月間、市長としての責務をしっかりと果たしてまいります。「立つ鳥跡を濁さず」の気持ちです。

○17番（福田良二君） 市長の自らの思いのこもった発言であり、私自身、重く受け

止めていきたいと思っております。私は、これからの本市の政策的課題も「温故知新」、これを常として守田市政の良き流れを引き継いでいくべきであろうというふうに思っております。私自身、この良き流れを引き続き温め、新たな道を探るべく、宇城市民の真意を問うべき覚悟を持って、新たな年を迎えていきたいというふうに思っております。

これをもって、本日の一般質問最終日を締め括らせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、福田良二君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 4 6 分

再開 午後 2 時 0 0 分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第 2 報告第 1 7 号 令和 5 年度宇城市一般会計継続費精算報告について

日程第 3 報告第 1 8 号 令和 5 年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第 4 報告第 1 9 号 令和 5 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 2、報告第 1 7 号令和 5 年度宇城市一般会計継続費精算報告についてから、日程第 4、報告第 1 9 号令和 5 年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第 1 7 号から報告第 1 9 号までを終わります。

-----○-----

日程第 5 議案第 5 1 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 5 2 号 令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 5 3 号 令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 5 4 号 令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 5 5 号 令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 10 議案第 56 号 令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 57 号 令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 58 号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 59 号 宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 60 号 宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 61 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）
- 日程第 16 議案第 62 号 財産の取得について（消防積載車購入）
- 日程第 17 議案第 63 号 財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）
- 日程第 18 議案第 64 号 権利の放棄について（略式代執行費用の債権）
- 日程第 19 議案第 65 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 議長（豊田紀代美君） 日程第 5、議案第 51 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 19、議案第 65 号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでを一括議題とします。
- これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。
- 議案第 51 号から議案第 65 号までにつきましては、お手元の令和 6 年第 3 回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

—————○—————

- 日程第 20 認定第 1 号 令和 5 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 2 号 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 3 号 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 4 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 5 号 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 6 号 令和 5 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 26 認定第 7 号 令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第20、認定第1号令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第26、認定第7号令和5年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第27 決算審査特別委員会の設置について

○議長（豊田紀代美君） 日程第27、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここでお諮りします。認定第1号令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号令和5年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第6条及び会議規則第36条第1項の規定に基づき、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までについては、18人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ただいま決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定によって、私、議長及び議会選出監査委員の4番、河野真理君を除く18人を指名します。

-----○-----

日程第28 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第28、休会の件を議題とします。

明日10日火曜日から13日金曜日まで、そして来週17日火曜日及び18日水曜日は、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日10日火曜日から13日金曜日まで、そして来週17日火曜日及び18日水曜日は、休会することに決定しました。

なお、14日から16日までは、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後 2 時 0 4 分

第 5 号

9 月 1 9 日 (木)

令和6年第3回宇城市議会定例会（第5号）

令和6年9月19日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 議案第51号 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）

追加議事日程（第5号の追加1）

日程第1 発議第2号 議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議について

日程第2 議案第52号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第3 議案第53号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第4 議案第54号 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議案第55号 令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）

日程第6 議案第56号 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第57号 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第58号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第59号 宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第60号 宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第61号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）

日程第12 議案第62号 財産の取得について（消防積載車購入）

日程第13 議案第63号 財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）

日程第14 議案第64号 権利の放棄について（略式代執行費用の債権）

日程第15 議案第65号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第16 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（19人）

1 番	坂 元 大 介 君	2 番	四 海 公 貴 君
3 番	村 上 真由子 君	4 番	河 野 真 理 君
5 番	吉 良 邦 夫 君	6 番	田 中 美 君 君
7 番	嘉古田 茂 己 君	8 番	原 田 祐 作 君
9 番	永 木 誠 君	10 番	山 森 悦 嗣 君
11 番	三 角 隆 史 君	12 番	坂 下 勳 君
13 番	高 橋 佳 大 君	15 番	溝 見 友 一 君
16 番	園 田 幸 雄 君	17 番	福 田 良 二 君
20 番	豊 田 紀代美 君	21 番	中 山 弘 幸 君
22 番	石 川 洋 一 君		

4 欠席議員（1人）

18 番 河 野 正 明 君

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	市長政策部次長	田 川 大 輔 君
市民部次長	吉 崎 賢 二 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	池 田 真 一 君
土木部次長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	坂 本 優 子 君	豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君
上下水道局長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	永 田 康 之 君
監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、２１番、中山弘幸君から発言取消しについての申出がありますので、これを許します。内容につきましてはタブレットにて送信します。

○２１番（中山弘幸君） ただいま議長から発言の許可をいただきました。

去る、９月６日の私の一般質問において、一部不適切な発言がありましたので削除をさせていただきます。詳細につきましては、机上に配布させていただいております。

今後は、このようなことがないように、発言には細心の注意を払ってまいります。私の発言により議会の品位を落としたことに対して、心よりおわびを申し上げ、発言取消しの説明とさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） ただいま中山弘幸君から９月６日の会議における発言について、会議規則第６４条の規定により、発言取消しの申出がありました。

この際、お諮りします。本申出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、中山弘幸君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

—————○—————

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第１ | 議案第５１号 | 令和６年度宇城市一般会計補正予算（第２号） |
| 日程第２ | 議案第５２号 | 令和６年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第３ | 議案第５３号 | 令和６年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第４ | 議案第５４号 | 令和６年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第５ | 議案第５５号 | 令和６年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号） |
| 日程第６ | 議案第５６号 | 令和６年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第７ | 議案第５７号 | 令和６年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号） |
| 日程第８ | 議案第５８号 | 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第９ | 議案第５９号 | 宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第１０ | 議案第６０号 | 宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について |

日程第 1 1 議案第 6 1 号 財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）

日程第 1 2 議案第 6 2 号 財産の取得について（消防積載車購入）

日程第 1 3 議案第 6 3 号 財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）

日程第 1 4 議案第 6 4 号 権利の放棄について（略式代執行費用の債権）

日程第 1 5 議案第 6 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、議案第 5 1 号 令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）から、日程第 1 5、議案第 6 5 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてまでを一括議題とします。

去る 9 月 9 日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件 2 件、その他案件 2 件の合計 4 件であります。委員会を 9 月 1 1 日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第 5 1 号一般会計補正予算の歳出のうち、一般管理費の一般職給料について、委員から「約 3, 1 0 0 万円の大きい減額だが、会計年度任用職員以外の職員の減少と関係するのか」との質疑に対し、執行部から「今回の減額補正については、当初予算編成時は、人事異動、採用及び退職を加味しないところの編成であったが、今回、それらを加味したところで、費目ごとの一般職給料の執行額の見込みが立ったため、それを調整した。会計年度任用職員以外の職員は、1 4 人減少した」との答弁がありました。さらに、委員から「職員が 1 4 人減ということであるが、職員数は足りているのか。ミスのチェック機能を働かせるためには職員が多い方がいいのでは。職員一人一人の負担が大きいのではないか」との質疑に対し、執行部から「事務処理の誤り等が発生しているという事実はある。これには、人的な部分も少なからずあろうかと思うが、職員の意識、認識が足りない部分があるのも事実としてある。当初予定よりも職員数が不足しているという状況ではあるが、以前より、アウトソーシングできる部分も随時検討しているので、それも併せて適切な職員数の確保に努めたい」との答弁がありました。

次に、一般管理費の旅費及び委託料について、委員から「ポルトガルのヴィディ

ゲイラ市との友好都市提携の締結に向けた海外視察旅費及び現地通訳ガイド業務委託料ということであるが、友好都市提携を結ぶメリットは。また、現在どこまで進んでいるのか」との質疑に対し、執行部から「熊本県観光国際政策課からの打診により進めている事業である。紳士協定的な意味合いのものだと考えており、また、友好都市となることにより国際交流活動等が活発になることは考えられる。まだ始まったばかりの事業で、今、ヴィディゲイラ市とメールで訪問時期を決めるためのやり取りをしている段階である」との答弁がありました。これに対し、委員から「友好都市提携を行うことによって、何が生まれるかが重要。違う文化圏の国と友好都市提携を結ぶということで、しっかり準備をして進めてほしい」との意見がありました。

次に、文書管理費の通信運搬費について、委員から「10月1日から郵便料金が上がるということでの増額補正であり、必要な経費ではあるが、本市として、紙での通知をSNSへ変更するなど、工夫や取組はしているか」との質疑に対し、執行部から「今までも郵便料の経費節減には取り組んできており、現在、SNSの活用についても検討している。SNSへの切り替えが可能か調査を始めており、可能な部分は順次切り替えたいと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「紙での通知が必要なものもあると思うが、軽微な請求や通知はSNS等を活用し、経費節減への取組を総務課が率先して行ってほしい」との意見がありました。

次に、教育費の中学校施設改修工事費について、委員から「不知火中学校屋上防水改修工事費とのことだが、不知火中学校の雨漏りの発生時期、修繕回数及び修繕にかかった費用はどれくらいか。また、今回の工事により今後は大丈夫なのか」との質疑に対し、執行部から「屋上からの漏水は、令和2年度から発生している。修繕回数は7回。費用は、正確には集計できていないが、修繕で対応してきたことを加味するとおよそ250万円。今回は全面補修であるので、10年間の保証を付けた防水対策となる」との答弁がありました。これに対し、委員から「最初から全面補修をすべきであったのではないか。今後、学校施設等の公共施設の雨漏りに対しては、費用がかかっても早期に全面補修を検討すべき。また、陸屋根や瓦屋根などの屋根の形状の選定にあたっては、利便性や地域性を考慮し検討してほしい」との意見がありました。

次に、議案第55号奨学金特別会計補正予算について、委員から「奨学金の申込みは、何人予定を上回ったか。また、所得上限額の変更があったが、周知徹底はしたか」との質疑に対し、執行部から「当初予算編成時は、新規の定期貸付けについて、高校、専門学校等、大学の3区分で5人ずつ、計15人を見込んでいたが、実際の認定は、高校6人、専門学校等6人、大学5人の計17人で、2人増であった。

また、所得上限額を日本学生支援機構の3割増しにしたことにより、1人が貸付け可能となった。周知徹底は図っており、広報紙掲載を1回から2回にし、市のLINEも活用した。さらに、中学校を經由して、中学3年生の保護者の手元に直接資料が渡るようにした」との答弁がありました。これに対し、委員から「奨学金制度は、教育を維持するための重要な事業。今後は奨学金制度の在り方を議論し、議会の意見も取り入れて、給付型の検討をしてほしい」との意見がありました。

次に、議案第63号財産の取得（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）について、委員から「入札参加者数、予定価格、落札率、そして入札者の最高価格は。また、小中学校において、電子黒板は十分に活用されているのか」との質疑に対し、執行部から「入札参加者は12者、うち、辞退者が3者。予定価格は3,587万8,194円で、落札率は45.53%。入札者の最高価格は3,898万2,240円であった。また、小中学校での活用について、令和5年9月実施のICT環境調査の結果では、電子黒板を毎日使用している割合は約6割との結果であったので、今後の3か年で9割まで引き上げるという事業計画を立てている」との答弁がありました。これに対し、委員から「電子黒板を導入したからには、十分に活用してほしい。また、今の小中学生は、パソコンや携帯を自由に使える世代であるので、今後は、本市の学校教育におけるデジタル化の方向性を考えて、目標を持って事業を進めてほしい」との意見がありました。

次に、議案第64号権利の放棄（略式代執行費用の債権）について、委員から「この略式代執行の内容は」との質疑に対し、執行部から「不知火町に空き家物件があり、地元から腐朽して危ないとの申出があった。調査したところ、所有者は死亡、相続人不存在の状態だったこと、また、物件近くに不知火保育園や小学校があり、登園、通学上危ないという理由から行政で解体した。清算人が解体後の土地を売り払い、現金化した金額から税金未納分等を控除した部分を市が収納したが、解体費用約640万円に満たない部分の約470万円を債権放棄させていただきたいという内容である」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、その他案件2件の合計4件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） おはようございます。建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し

上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件2件であります。委員会を9月11日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第51号一般会計補正予算のうち、不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託料について、委員から「解体について、行政区長や住民などに説明はあったのか」との質疑に対し、執行部から「行政区長及び住民の方には、予算採決後、契約前までに説明会を行うよう準備を進めている。不知火地区の行政区長会の代表者と協議し、どのような進め方をするか考えていく」との答弁がありました。また、委員から「解体後の方向性はどう考えているのか」との質疑に対し、執行部から「跡地利用に最も適するものを模索している」との答弁がありました。また、委員から「今後、民間事業者に来てもらうための周知活動はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「今年度、開発業者に意見を聞く機会があるので、その意見を聞きたいと思っている」との答弁がありました。これに対し、委員から「同施設はいい立地条件であるので、民間事業者に来てもらえるような周知活動をお願いする」との意見がありました。これに対し、執行部から「国道266号は1日当たり約1万台の交通量がある。目的地にはならずとも通過観光客が滞留するような施設を持ってこられたらと考えている」との答弁がありました。また委員から、「解体に至るまでの説明が不十分である。今後の計画や対応などを、地元住民の方に示すことができ初めて理解してもらえるのではないか」との質疑に対し、執行部から「民間事業者から、立地に魅力を感じる要素もあるとお聞きしたこともある。また、ここ数年間、温泉を保有することの公益性についても真剣に考えてきた。その結果、民間活力を活かしていくという方針を立てている。民間事業者には居抜き物件として情報を提供し続けてきたが、どこも改装には莫大な費用がかかるということであった。居抜きでの活用は断念せざるを得ないという判断に至ったが、同施設に代わる民間施設の誘致は最善を尽くす」との答弁がありました。

次に、議案第56号水道事業会計補正予算のうち、検針機器購入及び検針業務委託について、委員から「検針機器の耐用年数が8年とのことだが、全て一括購入しているのか。また、民間委託する場合、機器の購入も含まれているのか」との質疑に対し、執行部から「検針機器は8年前に一括して50台購入している。そのうち10数台故障しており、修繕部品もない状況である。これ以上故障が増えると検針ができなくなってしまうため、今回一括して購入する予定である。なお、民間委託には含めず、機器を購入し貸与で考えている」との答弁がありました。また、委員

から「将来的に、包括した民間委託をするという考えか」との質疑に対し、執行部から「令和８年度からは検針業務に加え、料金徴収や滞納整理、窓口業務等の包括委託を予定している。また、令和９年度からは施設関係の業務、主に修繕や漏水対応、今後の更新計画や工事等の業務まで包括した、ウォーターＰＰＰという官民連携の委託方式を考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「これからも丁寧な説明を希望する」との意見がありました。

次に、議案第５９号宇城市農業集落排水施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「一般会計からの繰入れを最小限に抑えるのが公営企業の原則であるというのは理解できるが、物価が高騰しており、市民は疲弊している。使用料を２０％引き上げを市民へどう周知するのか。また今後の改定はどう推移していくのか」との質疑に対し、執行部から「広報ウキカラ１０月号及びホームページ、また来年３月にも周知する予定である。今後も３年から５年ごとに経営状況を見定めながら、改定の議論をしていきたい」との答弁がありました。さらに、委員から「高齢者の方々の年齢を考えての周知が必要と思うがどうか」との質疑に対し、執行部から「回覧・チラシなど、その他広報の手法についても検討する」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件３件、条例案件２件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

なお、この後、委員から議案第５１号一般会計補正予算に対する附帯決議案が提出され、「不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体については、地元住民に十分な説明がされておらず、存続を望む声もある。一旦ここで見合わせて、住民及び行政区長へ説明会を行うよう要望する」との意見がありました。この案を諮り、全員賛成をもって附帯決議を付することに決定しております。以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さんおはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件４件、条例案件１件、その他案件３件、継続審査の請願案件１件、継続審査の陳情案件１件であります。委員会を９月１２日に、第３委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第51号一般会計補正予算（第2号）のうち、総務費の戸籍住民基本台帳費について、委員から「住民異動等窓口支援システムの導入に伴い、RPAを活用し、住民異動受付データを住民記録システムへ入力することだが、そのためのRPAツールのライセンスは年ごとに更新料等がかかるのか」との質疑に対し、執行部から「初期導入費用が1ライセンス11万円であり、それとは別に使用料が年間198万円かかる」との答弁がありました。

また、民生費の児童福祉費について、委員から「延長保育事業補助金、病児・病後児保育事業補助金の増額の要因として、国の制度改正により単価が上がったことのほかに、利用者数が増加したことも含まれるか」との質疑に対し、執行部から「今回の増額補正は、国の制度改正によるものであるが、利用者は増加傾向にある」との答弁がありました。

また、衛生費の保健衛生費について、委員から「最近、さしより野菜のグッズ類を見なくなったように感じる。どのような意図で健康づくり推進員の研修を行うのか」との質疑に対し、執行部から「推進員は2年ごとの交代であるため、推進員同士の引継ぎや研修が、コロナの影響で十分にできていなかった。推進員の資質向上のため、改めて丁寧な研修を行い、活動をより強化していきたい」との答弁がありました。

次に、議案第53号後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、委員から「特定健康診査事業において、特別会計の業務として行っていたため消費税申告の対象となったとのことだが、他の特別会計にも消費税申告の対象となる事業はあるのか」との質疑に対し、執行部から「国民健康保険特別会計にはそのような事業はない。今回、申告の対象となった特定健康診査事業についても、令和6年度からは後期高齢者医療特別会計から一般会計に予算を移しているため、申告の対象とはならない」との答弁がありました。

次に、議案第62号財産の取得（消防積載車購入）について、委員から「積載車が軽自動車と普通自動車の2種類あるが、普通自動車と軽自動車の差額はいくらか」との質疑に対し、執行部から「普通車が564万1,600円で軽自動車が430万9,800円であり、約130万円の差がある」との答弁がありました。

以上が、答弁と質疑の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件4件、条例案件1件、その他案件3件については全て可決すべきものと決定しました。

なお、請願第1号子ども医療費無料化に関する請願及び陳情第1号子ども医療費無料化に関する陳情書については、継続審査とすることに決定いたしました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（原田祐作君） 建設経済常任委員会の委員長報告に対して質疑を行います。

不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託料についてなのですが、けれども、これは、令和4年の予算にも計上してあったと思います。当時は、この業務委託の予算を要求する狙いとしては、その跡地利用をどうするか検討する上で、その解体も1つの方向性として考えるため、解体費を把握するための狙いがあるというような説明を受けたというふうに理解をしております。今回の委員会の場におきまして、この計上の狙いですね、解体を前提とするのか、若しくはその金額を把握するためなのか。このような議論があったか、なかったかをお聞きします。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 原田議員の質問にお答えします。

今回の補正予算の計上については、同様の確認や議論はありませんでした。

○議長（豊田紀代美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから、議案第51号の討論に入ります。通告がありますので、発言を許します。

まず、8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） ただいま議題に上がっております、議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論します。

本補正予算につきましては、大部分は可決すべきであると、このように考えております。ただ1点、不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託、この予算が計上されておりますので、この点についてはどうしても賛成ができません。本業務委託につきましては、地域振興基金を財源として使用するということになっております。地域振興基金というのは、地域の振興を図るための目的であります。そのように考えるのであれば、やはり地域の皆様の合意形成は最も重要視すべき事項であると、このように考えます。この点を執行部も把握しておられたために、当初の説明では地元嘱託員会議において説明し、合意があったというような説明がありました。これを前提として、今回の予算計上が行われております。しかしながら、その後、地元の合意形成があったという部分は、本議会において削除をされております。ということは、この前提が崩れております。また、本予算につきましては、令和4年度当初予算におきまして計上がされております。また、可決

がされております。これが、令和4年度中に繰越明許をなされ、令和5年度も執行はされておられません。本来であるならば、令和5年度の決算で一度このことを審議し、改めて地元の合意形成を受けた上で本議会において上程され、可決をするという流れが適切ではないかと考えております。このようなところについても不備があるというふうに私は思っております。また、先ほどの委員長報告に対する質疑についても同様です。当初の目的と今回の目的はずれているのではないかと。いかに、附帯決議を付けたからといって、この予算を今議会で可決をしてしまうと、今後は地元の皆さんに対して執行部が説明する上で議会在議が解体の方針を認めたと、このような大義を付けてしまうと、このような懸念も残ります。よって、本予算を可決するにはまだまだ手続き、また私どもの理解が十分ではないと、このように判断をしまして、本予算が含まれております今回の議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）につきましては、反対をいたします。

皆様におかれましては、どうか御理解いただきまして、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（豊田紀代美君） 次に、3番、村上真由子君の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 私もただいま議題に上がっております、議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論いたします。

私も、今回の補正予算の大部分に対しては賛成の立場です。ただ、こちらの不知火温泉ふるさと交流センターの件に関してだけ、どうしても賛成できずにあります。先ほどの原田議員のところと重複してしまう部分もありますが、御存じのとおり、この施設は、不知火町の当時の町長また町民の方の大いなる期待の下、オープンしております。先ほど、住民の合意形成の話も出ましたが、もし合意が取れていないようでしたら、こちらの予算書もこの箇所だけ省いた修正案を出されることもできたのではないのでしょうか。また、こちらの不知火温泉センターがあります国道266号を走っておりますと、最近いろんなお店ができてきておりまして、経済圏となりつつあります。その中でとてもいい立地条件でもありますこの不知火温泉センター、天草から魚釣りを終えられて帰られる方々とか、温泉に入って浸かっていったのが、すごい楽しかった、また県外の方は海を見ながら温泉に浸かる、これをすごく楽しんでおられたというお声も聞いております。そして、先日の執行部説明会でしたが、今のところ、更地にしてということですが、更地にした後次の方向性もまだ決まっていないところです。あえて今、更地にする、解体する必要性はどこにあるのでしょうか。今、焦る必要はないと思います。また、御存じのように、近年の空き家対策で先ほど居抜き物件とありましたが、建物の解体費用を浮かせるために、0円空き家として販売してある空き家もあります。こちらの

建物の金額をどのように掲示されて、またどのように周知されているのかは存じ上げませんが、この居抜き物件で建物を解体する費用と、そして更地にしたときに販売する費用、いろいろその計算をしながら解体して更地にした方がいいのか、若しくは解体せずにそのまま販売した方がいいのか、これをいま一度、再議する必要があると私は考えております。先ほど建設経済常任委員長からの報告の中に、執行部から今年度開発業者に意見を聞く機会があるので、その意見を聞きたいと思っているという報告がありました。では、そこまで急いで今解体に着手する必要はないかと思われます。実際、附帯決議も上がっているようです。どうか、いま一度、御再議いただきたいと思います。また、経費等は市のお金になってきますので、ただ、これはもう釈迦に説法かと思いますが、各省庁が道の駅に対していろんな支援をする補助金もあります。宇城市の経営のところもありますので、しっかり、いま一度、焦って解体をするのではなく、いま一度考える時間を得て、こちらは御再考いただきますように、よろしくお願いいたします。

議員諸氏におかれましては、何卒御理解いただきまして、御賛同いただきますようによろしくをお願いいたします。

○議長（豊田紀代美君） これで討論を終わります。

これから、議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決しました。

ただいま、建設経済常任委員長から委員会提出議案、発議第2号議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議が提出されました。

お諮りします。発議第2号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に、タブレットにて資料の送信をいたさせます。

-----○-----

追加日程第 1 発議第 2 号 議案第 5 1 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議について

○議長（豊田紀代美君） 追加日程第 1、発議第 2 号議案第 5 1 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）に対する附帯決議についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 議案第 5 1 号令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）に対しまして、附帯決議を付したいと思います。

案文の朗読により、趣旨の説明に代えさせていただきます。

本予算のうち、款 6 商工費、項 1 商工費、目 4 観光費、節 1 2 委託料で、不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託料 8 6 0 万円が計上されているが、この計画は解体後のビジョンが見えていないこと、また、不知火町の住民への説明が不十分であり、理解を得られていない状況にあると考える。

さらに、不知火町の行政区長会にも同意を得ていない状況にあると考える。

よって、今後、本予算の執行にあたっては、下記の事項に十分留意して取り組まれるよう強く求めるものである。

記。

1、本予算に計上した不知火温泉ふるさと交流センター温泉施設解体設計業務委託料の執行については、地元住民及び行政区長会に十分な説明を行い、理解を得ること。

2、もう少し時間をかけて、民間活力の活用（P F I 等）を検討すること。

3、解体後、どのような施設を考えているかビジョンを示すこと。

4、令和 4 年第 1 回定例会の答弁では、今後の道の駅不知火の存続に向けて研究していきたいとの答弁であったが、どのような検討がされたのか。また、どのような議論がされたのか、いま一度検討・議論をすること。

以上が趣旨となりますが、本議案に対しまして、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第 2 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○2 1 番（中山弘幸君） ただいまの 4 項目の条件が示されましたけれども、この趣旨はこれが確認されなければ、予算の執行は認めないということだと理解いたしますが、この 4 項目は誰がどのようにして確認するのか、その点をお尋ねいたします。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） これらの案件は、一つずつ委員会の方で了解

を得ながら詰めていきたいと思っています。

○21番（中山弘幸君） 委員会で確認するという答弁がありました。本来ならば、このような条件を付けるのならば、修正議案を私は提出すべきだったと思います。

○8番（原田祐作君） 予算は今、可決をいたしましたので、この附帯決議は前提として、解体を容認したという前提の下での附帯決議であるのか、若しくは解体を一度白紙に戻すことの意味を含めた附帯決議であるのか、いずれかを教えてください。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 原田議員の質問にお答えいたします。解体を含めた更地にしての計画になると思います。

○8番（原田祐作君） それでは、私としましては、解体を前提とした附帯決議であるというふうに理解した上で、採決に臨みます。

○議長（豊田紀代美君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これから、発議第2号の討論に入ります。討論はありませんか。

○12番（坂下 勲君） ただいま議題となっております、議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議案に、私は賛成の立場で討論いたします。

本案の項目にもありますように、これまでの経緯から本来先行して実施すべきである地元あるいは関係者の説明、了承がないままに補正予算の計上がなされたことに強い疑念を抱くしかありません。いつのときも市民の血税を投入するにあたっては、慎重を期すべきであると考えます。今回は、あえて補正予算を認めざるを得ないと思いますが、今後の不知火温泉ふろさと交流センター温泉施設の関連経費については、附帯決議に掲載されたとおり、その項目を十分精査、遵守いただき、執行にあたっては慎重に進めるべきであると判断し、議案第51号に対する附帯決議案についての賛成討論とします。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（豊田紀代美君） ほかにありませんか。

○8番（原田祐作君） 議事進行上について確認をさせてください。反対討論がなく、賛成討論をするというのは、議事進行上問題はないのでしょうか。問題なければいいのですけれども、問題があるかどうかの確認をいたしたいと思っています。

○議長（豊田紀代美君） 討論におきましては、反対討論を先に、それから賛成討論は後にということが決まりでございまして、今、坂下議員が賛成討論をなさいましたが、もし反対討論があるとしたら反対討論を先に、それから賛成討論を後にするのが必要だと思います。

○8番（原田祐作君） それでは、今後はそのような形で運営がなされるということで理解をいたしますが、それでよろしいですか。

○議長（豊田紀代美君） はい。反対討論の方が先に手を挙げられたら、非常に円滑にいったと思いますが、坂下議員が反対討論をされるか賛成討論をされるか、席に着かれてから賛成討論である、反対討論であるということを、まずは登壇されましたら、討論におかれましては反対なら反対を先に申し上げて、内容を言う。そして、反対討論が終わった後、賛成討論の賛成ということを申し上げた後で、その内容について言うということの決まりになっております。今後は、反対討論がある方は挙手を早めにしていただきたい。そして賛成討論にしていいただきたいというふうに思います。ただ今回は、反対討論の挙手がなかったのではないかというふうに、議長は判断をいたしました。よろしいでしょうか。

○8番（原田祐作君） 承知しました。

○議長（豊田紀代美君） ほかに討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第2号）に対する附帯決議についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決しました。
ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、議案第52号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委

員長報告は原案可決です。議案第５２号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５２号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５３号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５３号令和６年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５３号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５３号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５４号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５４号令和６年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５４号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５４号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５５号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５５号令和６年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５５号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５５号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５６号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５６号令和６年度宇城市水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５６号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５６号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５７号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５７号令和６年度宇城市下水道事業会計補正予算（第１号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５７号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５７号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５８号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５８号宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５８号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５８号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第５９号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第５９号宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第５９号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第５９号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第６０号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第６０号宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第６０号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第６０号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第６１号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第６１号財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第６１号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボ

タンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は可決しました。

これから、議案第62号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号財産の取得について（消防積載車購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第62号は可決しました。

これから、議案第63号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第63号は可決しました。

これから、議案第64号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号権利の放棄について（略式代執行費用の債権）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第64号は可決しました。

これから、議案第65号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第65号は可決しました。

—————○—————

日程第16 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第16、休会の件を議題とします。

明日20日金曜日及び来週24日火曜日から27日金曜日までは、決算審査分科会及び議事整理のため、休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日20日金曜日及び来週24日火曜日から27日金曜日までは休会することに決定しました。

なお、21日から23日そして28日及び29日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前11時17分

第 6 号

9 月 3 0 日 (月)

令和6年第3回宇城市議会定例会（第6号）

令和6年9月30日（月）

午前11時00分 開議

1 議事日程

- 日程第1 認定第1号 令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第2号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第3号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第4号 令和5年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第5号 令和5年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第6号 令和5年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第7 認定第7号 令和5年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第8 各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勲君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長	守 田 憲 史 君	副 市 長	天 川 竜 治 君
教 育 長	平 岡 和 徳 君	総 務 部 長	木見田 洋 一 君
市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保健衛生部長	井 住 寿 宏 君
経 済 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舩 井 貴 男 君	市長政策部次長	田 川 大 輔 君
市民部次長	吉 崎 賢 二 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保健衛生部次長	田 嶋 真 君	経 済 部 次 長	池 田 真 一 君
土 木 部 次 長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三角支所長	佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長	木 下 秀 典 君
小川支所長	坂 本 優 子 君	豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君
上下水道局長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	永 田 康 之 君
監査委員事務局長	井 上 まゆみ 君	農業委員会事務局長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前 11 時 00 分

—————○—————

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 2 認定第 2 号 令和 5 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 4 号 令和 5 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 5 号 令和 5 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 6 号 令和 5 年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 認定第 7 号 令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第 1、認定第 1 号令和 5 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 7、認定第 7 号令和 5 年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9 月 9 日の会議において、決算審査特別委員会に審査を付託していただきましたので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（吉良邦夫君） 皆さんこんにちは。決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本特別委員会において審査した案件は、去る 9 月 9 日の本会議において、本委員会に付託された認定第 1 号から認定第 7 号までであります。審査については、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長はその常任委員会の正副委員長において進めました。

審査の方法は、分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書とこれに付随する資料に基づき詳細な説明を求め、進めました。また、決算審査は執行済みではあるものの、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な委員会であることを念頭に審査にあたりました。

中でも、前年の決算審査特別委員会において指摘した事項にどのような改善が図られたか、そして予算執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか。また前年の意見、施策や事業目的がどの程度達成され、市民

サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの視点に立ち、質疑を行いました。その質疑、意見については、先ほどの第2回委員会において、各分科会からの報告が終わっておりますので、内容は省略いたします。

採決の結果、認定第1号から認定第7号までについては、全て認定すべきものと決定しました。

なお、予算執行に伴う政策効果・経済性、また、外郭団体の適正かつ効率的な運営管理、経営の安定性の観点から、今後の予算執行に際しては一層の検討を加えるよう、審査時において申し添えたところであります。

執行部においては、今後、審査の結果は後年度予算編成あるいは執行に活かすよう努力すべきであり、市の行財政運営の一層の健全化と適正化に役立てることを切望します。

以上、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第1号令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号令和5年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号令和5年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号令和5年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定するこ

とに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。
(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号令和5年度宇城市水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号令和5年度宇城市下水道事業会計決算の認定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

—————○—————

日程第8 各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第8、各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続審査及び継続調査の申出が

あります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、令和6年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時11分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第 2 8 9 号
令和 6 年 9 月 1 2 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 5 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 5 号	令和 6 年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 6 3 号	財産の取得について（中学校ディスプレイ型電子黒板購入）	可 決
議案第 6 4 号	権利の放棄について（略式代執行費用の債権）	可 決

宇城市議第 289 号
令和 6 年 9 月 12 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 109 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 51 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 56 号	令和 6 年度宇城市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 57 号	令和 6 年度宇城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 59 号	宇城市農業集落排水処理施設の管理に関する条例及び宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 60 号	宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議第 2 8 9 号
令和 6 年 9 月 1 2 日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	審査の結果
議案第 5 1 号	令和 6 年度宇城市一般会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 2 号	令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 5 3 号	令和 6 年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 5 4 号	令和 6 年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 5 8 号	宇城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 6 1 号	財産の取得について（小型動力消防ポンプ購入）	可 決
議案第 6 2 号	財産の取得について（消防積載車購入）	可 決
議案第 6 5 号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	可 決

令和6年第3回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対	
	坂 元 大 介	四 海 公 貴	村 上 真 由 子	河 野 真 理	吉 良 邦 夫	田 中 美 君	嘉 古 田 茂 己	原 田 祐 作	永 木 誠	山 森 悦 嗣	三 角 隆 史	坂 下 勳	高 橋 佳 大	溝 見 友 一	園 田 幸 雄	福 田 良 二	河 野 正 明	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一				
議案第51号 令和6年度宇城市一般会計補正予算(第2号)	○	○	●	○	○	棄	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	議長のため 表決には 加わり ません	●	○	原案 可決	14	3	
議案第52号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第53号 令和6年度宇城市後期高齢者医療特別会計 補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第54号 令和6年度宇城市介護保険特別会計補正予 算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第55号 令和6年度宇城市奨学金特別会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第56号 令和6年度宇城市水道事業会計補正予算(第 1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第57号 令和6年度宇城市下水道事業会計補正予算 (第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第58号 宇城市国民健康保険条例の一部を改正する 条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第59号 宇城市農業集落排水処理施設の管理に関す る条例及び宇城市下水道条例の一部を改正 する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第60号 宇城市農業集落排水事業分担金徴収条例等 の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	原案 可決	19	0
議案第61号 財産の取得について(小型動力消防ポンプ購 入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第62号 財産の取得について(消防積載車購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第63号 財産の取得について(中学校ディスプレイ型電 子黒板購入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第64号 権利の放棄について(略式代執行費用の債 権)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	可決	19	0
議案第65号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部 変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	可決	19	0
発議第2号 議案第51号令和6年度宇城市一般会計補正 予算(第2号)に対する附帯決議について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	欠			●	○	原案 可決	15	2
認定第1号 令和5年度宇城市一般会計歳入歳出決算の 認定について	○	○	棄	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○			棄	○	認定	16	1
認定第2号 令和5年度宇城市国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	認定	19	0

令和6年第3回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	坂 元 大 介	四 海 公 貴	村 上 真 由 子	河 野 真 理	吉 良 邦 夫	田 中 美 君	嘉 古 田 茂 己	原 田 祐 作	永 木 誠	山 森 悦 嗣	三 角 隆 史	坂 下 勳	高 橋 佳 大	溝 見 友 一	園 田 幸 雄	福 田 良 二	河 野 正 明	豊 田 紀 代 美	中 山 弘 幸	石 川 洋 一			
認定第3号 令和5年度宇城市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	認定	19	0
認定第4号 令和5年度宇城市介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	認定	19	0
認定第5号 令和5年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出 決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	認定	19	0
認定第6号 令和5年度宇城市水道事業会計決算の認定 について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	認定	19	0
認定第7号 令和5年度宇城市下水道事業会計決算の認 定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	認定	19	0